令和3年2月2日

無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準等の 一部を改正する省令案 (令和3年2月2日 諮問第3号)

[アマチュア無線の社会貢献活動での活用 及び小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、大出係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(伊藤課長補佐、堂上係長)

電話:03-5253-5895

諮問第3号説明資料

無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案

(アマチュア無線の社会貢献活動での活用及び小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大)

1 諮問の概要

被災地における通信確保等、地域において重要な役割を果たしてきたアマチュア無線の運用実績等、アマチュア無線及び社会貢献活動等の社会環境の変化、アマチュア無線関係団体からの要望等を踏まえ、アマチュア無線の社会貢献活動での活用及び小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大のための改正を行う。

具体的には、非常災害時等のボランティア活動や国や地方公共団体等の施策で共助を背景とする地域における活動について、アマチュア無線を身近なくらしの中で活用できるようアマチュア無線の定義を明確化し、電波の有効利用及びアマチュア無線の地位向上を図るとともに、地域社会に貢献する。また、無資格の小中学生が家庭等や学校において、有資格者の監督(指揮・立会い)の下、電波の利活用の可能性や楽しさを身近なくらしの中で体験できるようにし、ワイヤレス IoT 人材育成に資する。

2 改正概要

- 無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準について、「簡易無線業務用無線局」の用語の意義を整理及び明確化するため、 改正を行う。
- ・電波法施行規則について、電波法(昭和25年法律第131号)第39条の13ただし書の総務省令で定める場合について、「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内においてアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に、当該無線設備の操作を行う場合」を加える改正を行う。

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。

4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和2年10月16日(金)から同年11月17日(火)までの期間(33日間)において実施済みであり、429者(法人・団体37者、個人392者)の意見が提出された。

3

アマチュア無線の社会貢献活動での活用及び 小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大(案)

ーアマチュア無線を身近な活動へー

【概要説明資料】

電波監理審議会諮問

総合通信基盤局電波部移動通信課 令和3年2月2日

改正の概要等

非常災害時等のボランティア活動や国や地方公共団体等の施策で共助を背景とする地域における活動について、アマチュア無線を身近なくらしの中で活用できるよう明確化し、電波の有効利用及びアマチュア無線の地位向上を図るとともに、地域社会に貢献する。

また、無資格の小中学生が家庭等や学校において、有資格者の指揮・立会いの下、電波の利活用の可能性や楽しさを身近なくらしの中で体験できるようにし、ワイヤレスIoT人材育成に資する。

【改正の経緯及び趣旨等】

本件改正は、アマチュア無線や社会貢献活動等の社会環境の変化、アマチュア無線関係団体からの要望並びに次の経緯及び趣旨等を踏まえたものである。

●アマチュア無線の社会貢献活動での活用(アマチュア無線の定義の明確化)

我が国は、その自然的・地理的条件から各種の自然災害が発生しやすい特性を有している。これまでアマチュア無線は、被災地の通信確保等において「非常通信」※として活動を行い、地域において重要な役割を果たしてきている。

非常災害時など地域課題の解決には、地域との連携による「共助」が重要とされ、近年、ボランティア活動の位置づけや活動の範囲も広がっている。米国においては、アマチュア無線の社会貢献活動が活発に行われアマチュア無線の社会の認知度が高いと言われている。

また、非常災害時等の自主防災組織・消防団活動、野生鳥獣による農作物や人身被害などの広域化・深刻化に対処する鳥獣被害対策事業等、また、より多くの方の協力が必要となる遭難者捜索など、国等の施策においても、その目的を円滑かつ効率的・効果的に達成するためには、地域の自発的な協力(共助)が欠かせず、地域の活動にアマチュア無線による社会貢献活動が期待されている。

このため、アマチュア無線の定義を明確化することにより、アマチュア無線の積極的な活用や地位向上を図り、地域社会に貢献する。 ※災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

※非常通信

電波法第52条第4号。地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく</u> <u>困難であるときに</u>人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信。免許人の判断により、非常通信は状況に応じて柔軟に行える。

●小中学生のアマチュア無線の体験機会を拡大

電波有効利用成長戦略懇談会における提言等を踏まえ、昨年4月無資格者がアマチュア無線を体験できるアマチュア無線体験局を制度化したところ、さらにワイヤレスIoT人材の裾野を広げていくため、親と子、祖父母と孫といった家庭等及び学校(教職員と児童・生徒)において無資格の小中学生が身近なくらしの中で電波の利活用の可能性や楽しさを体験できるようにし、ワイヤレスIoT人材の育成に資する。

【電波有効利用成長戦略懇談会における提言(抜粋)】

効果的に人材の育成を進めるためには、例えば、アマチュア無線の資格を持たない青少年等が有資格者の下でアマチュア無線を一時的に体験するといったことなどにより、ワイヤレスIoT人材の裾野を 広げていく取組についても進めることが適当である。 非常災害時等のボランティア活動や地域における活動において、アマチュア無線を身近なく らしの中で活用できるようにします。これにより、アマチュア無線のより一層の活用が期待 されます。 企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。 ●災害ボランティアでの活用(例) アマチュア無線局免許人に社会貢献活動等を強制するものではありません。 非常災害時(事前・直前準備、訓練含む。) 災害救助活動の支援 こおけるボランティア活動・地域活動の相互連 ●ボランティア活動・地域活動での活用(例)

本改正案は、社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。※このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。

6

アマチュア無線を身近な活動へ ~小中学生のアマチュア無線の体験機会を拡大~

無資格者の小中学生が、親や祖父母、学校の教職員などといったアマチュア無線有資格者の指揮・立会いの下で、その有資格者が開設するアマチュア無線を操作できるようにし、身近なくらしの中でアマチュア無線を体験できるようにします。

このことにより、電波の利活用の可能性や楽しさを身近なくらしの中で体験できる機会を増やし、ワイヤレスIoT人材の裾野を広げていきます。

○ 運用例



<親子での運用>

<祖父母と孫での運用>

<教職員と児童・生徒での運用>

■電波監理審議会・諮問事項 (アマチュア無線の社会貢献活動での活用 1/2)

| 7 |

○無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準の一部改正 (第2条第5号)

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------------------------|---------------------------------------|
| (用語の定義) | (用語の定義) |
| 第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。 | 第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。 |
| [一~四 同上] | [一~四 同上] |
| 五「簡易無線業務用無線局」とは、簡易な無線通信業務を行うために開設する無 | 五「簡易無線業務用無線局」とは、簡易な無線通信業務であつて、かつ、アマチュ |
| 線局をいう。 | <u>ア業務に該当しない業務</u> を行うために開設する無線局をいう。 |

(参考)電波法施行規則第3条第1項第15号の改正

| 改正後 | | 改正前 |
|---|--------------|---|
| (業務の分類及び定義) | (業務 | タ <mark>の分類及び定義) </mark> |
| 第三条 宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それる | ぞれ当該 第三条 | 宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該 |
| 各号に定めるとおり定義する。 | | こだめるとおり定義する。 |
| [一~十四 略] | [-~ | 十四 同上] |
| 十五 アマチユア業務 金銭上の利益のためでなく、もつぱら個人的な無線技術 | 析の興味 十五 | アマチュア業務 金銭上の利益のためでなく、もつぱら個人的な無線技術の興味 |
| によつて行う自己訓練、通信及び <u>技術的研究その他<mark>総務大</mark></u> | <u> 臣が別に</u> | によつて行う自己訓練、通信及び <u>技術的研究の業務をいう。</u> |
| <u>告示する業務を行う無線通信業務をいう。</u> | | |
| 十六 簡易無線業務 簡易な業務のために行われる無線通信業務をいう。 | 十六(| 簡易無線業務 簡易な無線通信業務であつて前号に該当しないものをいう。 |
| [十七~二十 略] | [+七 | 七~二十 同上] |
| [2·3 略] | [2.3 | 3 同上] |

※アマチュア業務及び簡易無線業務の定義の改正に伴い、「無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準」(昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号)、電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)、「特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則」(平成十三年総務省令第百四号)、周波数割当計画(平成二十四年総務省告示第四百七十一号)、電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令第六十七号)について、規定を整理(改正)する。※電波監理審議会諮問事項

(参考)電波法施行規則の規定により総務大臣が定める告示

●電波法施行規則の規定により総務大臣が別に告示する業務を定める告示案[新規]

電波法施行規則第三条第一項第十五号に規定する、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う総務大臣が別に告示する業務は、次の各号に掲げる業務とする。なお、各号に掲げる業務には、営利を目的とする法人等の営利事業の用に供する業務は含まれない。

- 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項に定める特定非営利活動に該当する活動その他の社会貢献活動のために行う業務
- 二 国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に係る活動(これらに協力するものを含む。)であって、地域における活動又は当該活動を支援するために行うものであり、かつ、金銭上の利益を目的とする活動以外の活動のために行う業務

〇周波数割当計画

| | 改正後 | | 改正前 | |
|---------------|---|---------------|--|--|
| 無線局の 目的 | 無線局の範囲 | 無線局の 目的 | 無線局の範囲 | |
| 簡易無線通 信業務用 | 簡易な無線通信業務を行うことを目的として開設するものであること。 | 簡易無線通 信業務用 | 簡易な無線通信業務 <u>であって、かつ、アマチュア業務に該当しない</u> 業務を行うことを目的として開設するものであること。 | |
| アマチュア業 務用 | 金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって 行う自己訓練、通信及び技術的研究 <u>その他施行規則第3条第1</u> <u>項第15号の規定により総務大臣が別に告示する業務</u> を行うことを 目的として開設するものであること。 | アマチュア業 務用 | 金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行うことを目的として開設するものであること。 | |

(参考)

○電波法(昭和25年法律第131号)

(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一~四 (略)
- 2 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。
- 一 (略
- ニ アマチュア無線局(個人的な興味によって無線通信を行うために開設する無線局をいう。以下同じ。)
- 三~九 (略)
- 3~6 (略)

〇国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則(RR)

第1条 用語及び定義

第Ⅲ節 無線業務

1.56 アマチュア業務

アマチュア、すなわち、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的に無線技術に興味を持ち、正当に許可された者が行う自己訓練、通信及び技術研究のための無線通信業務
1.56 amateur service: A radiocommunication service for the purpose of self-training, intercommunication and technical investigations carried out by amateurs, that is, by duly authorized persons interested in radio technique solely with a personal aim and without pecuniary interest.

○電波法施行規則の一部改正 (第34条の10)

(参考)電波法施行規則の規定により総務大臣が定める告示

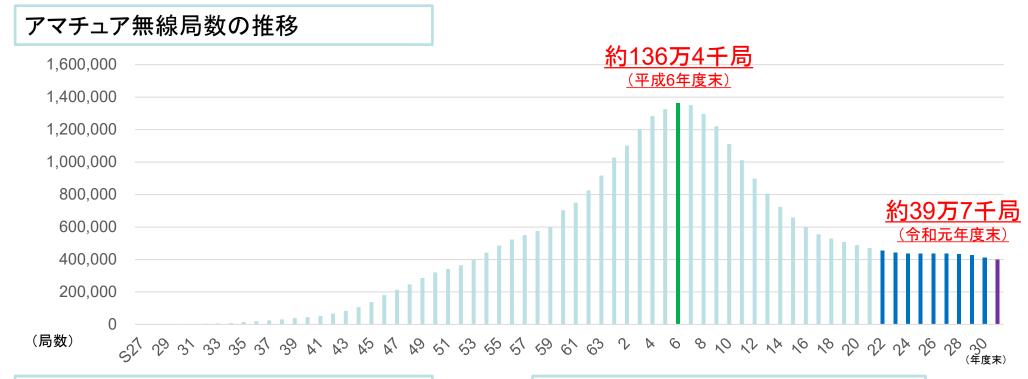
- ●電波法施行規則の規定によりアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める告示案[新規]
 - 一 臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合
 - 1・2 (略) ※既存制度 (アマチュア無線体験局、ARISS局)
 - 二 家庭内その他これに準ずる限られた範囲内においてアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に、当該無線設備の操作を行う場合
 - 1 科学技術に対する理解と関心を深めることを目的として行われるものであること。
- 2 当該アマチュア局は、立ち会う無線従事者が開設するもの又は社団(立ち会う無線従事者を構成員とするものであって、かつ、同一の学校(4 (三) に規定するものをいう。)に属する学齢児童生徒及び4 (三) に掲げる者を構成員とするものに限る。)が開設するものであること。
- 3 当該操作を行う者は、学齢児童生徒であること。
- 4 当該操作に立ち会う無線従事者は、次に掲げるいずれかのものであること。
- (一) 当該操作を行う者の保護者 (親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該操作を行う者を現に監護する者をいう。)
- (二) 当該操作を行う者の三親等内の親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。)
- (三) 当該操作を行う者が在学している学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の学校、同法第百二十四条の専修学校及び同法第百三十四条第一項の各種学校をいう。)の教員及び職員
- 5 当該操作に立ち会う無線従事者が行うことができる無線設備の操作(モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作を除く。)の範囲内であること。
- 6 当該操作のうち、連絡の設定及び終了に関する通信操作については当該操作に立ち会う無線従事者が行うこと。

(参考)

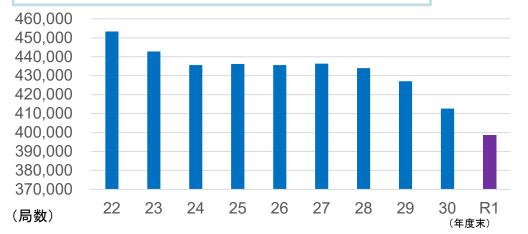
〇電波法(昭和25年法律第131号)

(アマチュア無線局の無線設備の操作)

第三十九条の十三 アマチュア無線局の無線設備の操作は、次条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。ただし、外国において同条第一項第五号 に掲げる 資格に相当する資格として総務省令で定めるものを有する者が総務省令で定めるところによりアマチュア無線局の無線設備の操作を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。







小中学生のアマチュア無線資格者数

| 区 分 | 令和2年夏頃 |
|-----------------|-----------|
| 大学生相当年齡(19~22歳) | 約11, 800名 |
| 高校生相当年齢(16~18歳) | 約5, 800名 |
| 中学生相当年齢(13~15歳) | 約2, 500名 |
| 小学生相当年齢(7~12歳) | 約600名 |

- ※高校生以上に比べ、小中学生の有資格者は少ない。
- ※参考として、おおよその数を示したものです。

参考:米国におけるアマチュア無線の運用

米国では、アマチュア無線による災害支援・ボランティア運用・マラソン大会等の地域イベントへの参加は日常的に行われており、ARRL(米国のアマチュア無線団体)においても、「Use Your License to Serve the community(訳:あなたの免許をコミュニティへのサービスに使おう)」と推奨している。



Public Service

On The Air

Licensing, Education & Training

Membership

Regulatory & Advocacy

Public Service

Public Service Resources

Public Service Honor Ro

Served Agencies and

ARES

NTS

Ham Ai

SKYWARN Recognition

Use Your License to Serve the Community



ARRL's volunteer Amateur Radio operators help their communities in good times and bad, through community events, disaster response, and various programs.

(出典)ARRL Public Service, http://www.arrl.org/public-service

(左記:日本語訳)

"あなたの免許をコミュニティへのサービスに使おう"

ARRLのボランティア・アマチュア無線オペレーターは、コミュニティのイベント、災害対応、及びさまざまなプログラムにおいて、良いときも悪いときもコミュニティを支援します。

参考: 非常災害発生時に活躍しているアマチュア無線の事例

| 運用時期 | 災害の名称 | 運用事例 | 備考 |
|----------|-------------|---|--|
| 1995年1月 | 阪神淡路大震災 | 交通情報及び道路の損壊状況の情報、近隣居住者、知人等の安否の照会、救援物資の集積輸送関連状況の伝達、食料等を扱っている商店等の照会、公共サービスの実施状況の伝達等の支援 | |
| 2000年9月 | 東海地方豪雨 | 水害時に愛知県消防防災課と連携して非常通信に協力 | |
| 2004年10月 | 新潟県中越地震 | 被災地周辺と県内各地との安否連絡に協力 | |
| 2011年3月 | 東日本大震災 | 被災地各地の情報収集及び行政機関への通報 (100人超が自衛隊により救出)、市役所等 防災挙拠点での中継局等設置や対策本部等へ の無線機貸し出し等の通信支援 | 中央非常通信協議会会長(総合通信基盤局長)名義で一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)に対し被災地の通信確保のためのアマチュア無線の積極的活用を要請 |
| 2011年9月 | 台風12号(紀伊半島) | 町役場の屋上に中継局を設置し災害ボラン ティア間の通信支援 | |
| 2019年10月 | 台風19号(関東地方) | アマチュア無線局でSOS信号を受信し、孤立状態であった老夫婦の救助要請を行政機関へ行い、救助が確認できるまでの間、アマチュア無線の通信を継続 | 災害時における電波の適切な 使用に多大な貢献をしたとし て、令和2年度総務省関東総合 通信局長賞を受賞(個人) |

[※]その他、非常通信協議会・地方公共団体等が主催する防災訓練への参加や、被災時の救助を求める通信の受信 及び通報等に個人・社団を問わずアマチュア無線が活用されている。

意見募集の結果(概要)

1. 実施期間

令和2年10月16日(金)~11月17日(火)(33日間)

2. 意見提出者

合計 429者

(1) 法人•団体: 37者 (2) 個人: 392者

【主な法人・団体(順不同)】

- 一般社団法人日本アマチュア無線連盟
- 一般財団法人日本アマチュア無線振興協会
- 特定非営利活動法人日本アマチュア衛星通信協会
- 日本アマチュア無線機器工業会

- 公益財団法人日本無線協会
- 一般財団法人情報通信振興会
- 一般社団法人全国陸上無線協会
- 一般社団法人大日本猟友会

3. 主な御意見

(御意見につきましては、適宜整理又は要約して取りまとめており、同趣旨の御意見はまとめて記載しております。)

・アマチュア無線の社会貢献活動での活用 (415者)

| ○ 賛成意見 (原案どおり賛成) | 88件 |
|--|------|
| ① 社会貢献活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、各種の業務用無線により行うべきではないか。 | 190件 |
| ② 社会貢献活動によるアマチュア無線の使用は、「もつぱら個人的な無線技術の興味によつて行う」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。 | 71件 |
| ③ 社会貢献活動の中には(たとえ実費相当であっても)報酬を得るものがあり、その活動によるアマチュア無線の使用は、「金銭上の利益のためでなく」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。 | 86件 |
| ④ 消防団が行う活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、消防用無線により行うべきではないか。鳥獣被害対策事業等の活動に関する通信はどうか。 | 97件 |
| ⑤ アマチュア業務の定義は、国内法令の上位に位置づけられる国際条約で定められているものであるが、今回の改正案はその範囲を逸脱しており、条約違反なのではないか。 | 99件 |
| ⑥ アマチュアバンドにおける不正利用の増加が懸念されるため、電波監視を強化すべきではないか。 | 195件 |

・小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大 (219者)

| ○ 賛成意見 (原案どおり賛成) | |
|---|-----|
| ① 無資格者による無線設備の操作が認められる範囲をより拡大すべきではないか。 | |
| ② 無線従事者資格を取得させるべきではないか。無資格者による無線設備の操作が認められる範囲は限定すべきではないか。 | 25件 |

意見募集の結果(概要)

4. 今後のスケジュール

- 令和3年2月 意見募集の結果の公表
- •令和3年3月 公布•施行(予定)

アマチュア無線の社会貢献活動での活用についての基本的事項を 電波利用ホームページにて広く一般に公表(予定)

【アマチュア無線の社会貢献活動についての補足】

- ▶ 総務省では、今後、本件のアマチュア無線の社会貢献活動での活用について基本的な事項の考え方をまとめて、電波利用ホームページで広く一般に公表することとしております。今回の意見募集でいただいた御意見も、参考にさせていただきます。
- ▶ また、今般、一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)からも「アマチュア無線が地域社会と非常災害時等のボランティア活動等を通じてより一層身近な生活の中で活用できる場が広まるように当連盟としても運用ガイドライン等の作成などに努めて参ります。」との御意見をいただいております。
- ▶ 本件の改正案等は、アマチュア無線の定義を明確化することにより、アマチュア無線を社会貢献活動で活用できることを明確化(※)するものですが、アマチュア無線による社会貢献活動は、そのあるべき姿(将来像や期待像)を示すことも含めて、現在及び将来のアマチュア無線局免許人の方々の自主的・積極的な仕組みづくりや取組みが、これまで以上に重要なものとなってくると考えております。総務省は、アマチュア無線による社会貢献活動により、アマチュア無線の積極的な活用やその地位向上につながり、地域社会に貢献することを期待しております。
 - (※)本改正案は、社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの 選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。このため、アマチュア無線を使用しない、業務 用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。
- ▶ アマチュア無線有資格者がアマチュア無線局を開設して行うものです。
- ▶ 企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。
- ▶ アマチュア無線局免許人に社会貢献活動等を強制するものではありません。

提出された主な御意見の概要とその考え方(アマチュア無線の社会貢献活動での活用)

| 提出された主な御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|--|---|
| ①社会貢献活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、 各種の業務用無線により行うべきではないか。(190件) | 本改正案は社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの 選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。(このため、アマチュア無線を使用しない、業 務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。また、当然ながら、アマチュア無線 の使用にあたっては、アマチュア無線に係る法令を遵守する必要があります。) |
| ②社会貢献活動によるアマチュア無線の使用は、「もつぱら個人的な無線技術の興味によって行う」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。(71件) | 本改正案の社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用は、いずれもアマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うものであり、その無線通信業務がアマチュア業務に含まれることを定義の改正により明確化するものです。 |
| ③社会貢献活動の中には(たとえ実費相当であっても) 報酬を得るものがあり、その活動によるアマチュア無線の使 用は、「金銭上の利益のためでなく」とするアマチュア無線の 定義に反するのではないか。(86件) | 本改正案の社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用は、いずれも「金銭上の利益のため」のものではなく、また、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に相当する額」の範囲内であれば「金銭上の利益」とはならないことから、アマチュア業務に含まれることを定義の改正により明確化するものです。(いわゆる「有償ボランティア」もアマチュア業務として認められます。)※ |
| ④消防団が行う活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、消防用無線により行うべきではないか。 鳥獣被害対策事業等の活動に関する通信はどうか。 (97件) | 本改正案は、社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。(このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。消防団活動においては、既に配備されている消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機等の代替とするものではないと考えられます。本改正により、地域における社会貢献活動等において、アマチュア無線も活用できることとなり、例えば、防災ボランティア間での通信や山岳救助等での補助的な通信での活用が一般に考えられます。)消防団活動の中でアマチュア無線を使用する場合は、電波法令上、アマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うものであり、「金銭上の利益のため」のものではなく、また、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に相当する額」の範囲内であれば「金銭上の利益」※とはならないことから、アマチュア業務に含まれることを定義の改正により明確化するものです。また、制度上又は施策上の仕組みの結果として、「実費に相当する額」を超えるとしても、アマチュア業務に含まれることとしています。鳥獣被害対策事業等についても同様です。 |

※「営利性」等に関する補足事項

- ・企業等の営利法人等の従業員等が、企業等の営利法人等の営利活動以外の活動のためにアマチュア無線を使用する場合であって、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマチュア業務として認められる。企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することは認められない。
- ・NPO法人等の非営利法人等(国、地方公共団体等、NPO法人、社団法人、財団法人、農業協同組合等)については、営利を目的としない団体であることから、これらの職員や組合員等が当該法人の事業のためにアマチュア無線を使用する場合であって、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマチュア業務として認められる。
- ・国又は地方公共団体等が実施する事業に係る地域活動については、制度上又は施策上の仕組みの結果として、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な 「実費に相当する額」を超えるとしても、アマチュア業務に含まれることとしている。

(補足)・アマチュア無線局の免許は、個人又は社団(アマチュア無線従事者により構成。根本基準第6条の2第1号(3))でなければ受けることができません。

| 提出された主な御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|---|--|
| ⑤アマチュア業務の定義は、国内法令の上位に位置づけられる国際条約で定められているものであるが、今回の改正案はその範囲を逸脱しており、条約違反なのではないか。 (99件) | 本改正案は、諸外国においてもアマチュア無線による社会貢献活動等が行われている現状等を踏まえ、アマチュア業務の定義に含まれる範囲を明確化したものであり、「無線通信規則」の定義を変更するものではありません。 |
| ⑥アマチュアバンドにおける不正利用の増加が懸念されるため、電波監視を強化すべきではないか。(195件) | アマチュア無線局等の違反運用等について申告等があった場合には、遠隔方位測定設備を用いた電波の監視、不法無線局探索車による現地での探査や関連の調査を通じ、個別の案件ごとに慎重に違反の事実を把握し、違法行為、違反運用の事実を確認した場合、規正用無線局による警告などの行政指導、行政処分又は告発を実施するとともに公表しております。 また、アマチュア無線局等の適正な利用に向けて、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」を中心に広く一般の方にメディア等も活用した周知、広報を実施するとともに、過去に違法行為や違反運用の事実が確認された業界団体等とも連携し、周知、広報を実施しています。 不法無線局、違反運用等の不正利用を防止し、電波の適正な利用環境を確保できるよう、上記のような取締、周知等の取組を引き続き適切に実施してまいります。 |

・提出意見による改正案の修正

| 提出された御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|--|---|
| 公共事業や復興事業であっても、企業等の営利法人等の 営利活動のために行う通信は、アマチュア業務として認めら れないのではないか。 | 当然ながら、企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。これを明確に禁止していることを明示するため、御意見等も踏まえ修正します。 |
| | ※告示案に、 <u>以下の下線部を追加</u> 電波法施行規則第三条第一項第十五号に規定する、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う総務大臣が別に告示する業務は、次の各号に掲げる業務とする。 <u>なお、各号に掲げる業務には、営利を目的とする法人等の営利事業の用に供する業務は含まれない。</u> 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項に定める特定非営利活動に該当する活動その他の社会貢献活動のために行う業務 二 国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に係る活動(これらに協力するものを含む。)であって、地域における活動又は当該活動を支援するために行うものであり、かつ、金銭上の利益を目的とする活動以外の活動のために行う業務 |

提出された主な御意見の概要とその考え方(小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大)

| 提出された主な御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|---|---|
| ① 無資格者による無線設備の操作が認められる範囲をより拡大すべきではないか。(56件) | 今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 電波法は、原則として、アマチュア無線局の無線設備の操作は、無線従事者でなければ行ってはならないこととされ ており、本制度により認められる範囲はその例外であり、一律、限定的なものとなります。 |
| ② 無線従事者資格を取得させるべきではないか。無資格者による無線設備の操作が認められる範囲は、限定すべきではないか。 (25件) | ワイヤレスIoT人材の裾野を広げていくため、広く国民がアマチュア無線に触れる機会を創出することが必要であると考えます。 アマチュア無線は、無線技術の入口として、会話や無線機の工作に限らずPC等によるネットワークなど、多種多様な研究や実験が可能です。また、電波は周波数によって様々な特徴を有しますが、アマチュア無線は様々な周波数で運用することができます。これらのことから、人材育成においてアマチュア無線を活用することは、将来の技術研究、開発に携わる人材の裾野拡大につながるものと考えます。さらに、アマチュア無線は、これまで多くの方が科学技術や無線技術への興味・関心を持つ「きっかけ」になったものと考えており、趣味の一つとして多くの方にも知られています。先達である多くのアマチュア無線局免許人のサポートにより、継続的な人材育成にご貢献いただけるものと考えております。体験をすることは、興味や関心を持つことのきっかけとなるものであり、行事等の機会を捉えた「アマチュア無線体験局」「国際宇宙ステーションとのアマチュア無線体験局」「国際宇宙ステーションとのアマチュア無線体験局」「ともに、イベント等の機会に限らず、家庭や学校等の身近なアマチュア無線局免許人による「アマチュア無線体験運用」を新たに認めることで、アマチュア無線に触れる機会をより増やしていくことができると考えております。 無資格者の操作範囲を、監督(指揮・立会い)する無線従事者の操作範囲内とすることで、無資格者がより多くの電波の利活用の可能性や楽しさを体験でき、ひいてはIoT人材の裾野を拡大に寄与するものと考えます。また、監督(指揮・立会い)する無線従事者の操作範囲内の運用であるため、その能力は担保されていると判断しており、多くの機会が創出できるようにするため、監督(指揮・立会い)する有資格者の資格を限定しないものです。 |

・提出意見による改正案の修正

ご検討いただきたい。

| 提出された御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|------------------------------------|---|
| 告示案に「立ち会う無線従事者が開設するもの(社団を除く。 | 当該規定案の趣旨は、無資格者が無線設備の操作を行う場合の要件として、立ち会う無線従事者が開設に係る |
| (略))」とあり、アマチュア局そのものが「社団」であるかのような書き | アマチュア局に限定するものであり、学校のクラブ局(社団局)についても、立ち会う無線従事者が構成員となって |
| ぶりになっているが、アマチュア局の「開設主体」が「社団」である。ま | いる必要があります。御意見等も踏まえ修正します。 |
| た、「立ち会う無線従事者」は「個人」以外にありえないから、「立ち | |
| 会う無線従事者が開設するもの」は、必然的に「個人が開設する | 2 当該アマチュア局は、立ち会う無線従事者が開設するもの又は社団(立ち会う無線従事者を構成員とするも |
| アマチュア局」 (いわゆる「個人局」) である。以上を踏まえ修正を | ┃のであって、かつ、同一の学校(4(三)に規定するものをいう。)に属する学齢児童生徒及び4(三)に掲げ ┃ |

る者を構成員とするものに限る。)が開設するものであること。

「電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に対して 提出された主な意見と総務省の考え方

- ・標記につきましては、令和2年10月16日(金)から同年11月17日(火)まで(33日間)御意見を募集したところ、429者(法人・団体37者、 個人392者)の御意見をいただきました。ありがとうございました。
- いただいた御意見とそれらに対する考え方は、別紙のとおりです。
- ・意見公募要領に記載のとおり、御意見につきましては適宜、整理又は要約して取りまとめており、同趣旨の御意見はまとめて記載しております。また、意見公募要領に記載のとおり、意見に対する個別の回答はしておりません。また、今回の意見公募の対象となる事項について、考え方を示させていただきます。
- ・便宜上、「アマチュア無線の社会貢献活動での活用関係」と「小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大関係」に分けておりますが、共 通する御意見については、いずれかの項目にまとめていることがあります。

【アマチュア無線の社会貢献活動についての補足】

- ・総務省では、今後、本件のアマチュア無線の社会貢献活動での活用について基本的な事項の考え方をまとめて、電波利用ホームページで 広く一般に公表することとしております。今回の意見募集でいただいた御意見も、参考にさせていただきます。
- ・また、今般、一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)からも「アマチュア無線が地域社会と非常災害時等のボランティア活動等を 通じてより一層身近な生活の中で活用できる場が広まるように当連盟としても運用ガイドライン等の作成などに努めて参ります。」との 御意見をいただいております。
- ・本件の改正案等は、アマチュア無線の定義を明確化することにより、アマチュア無線を社会貢献活動で活用できることを明確化(※)するものですが、アマチュア無線による社会貢献活動は、そのあるべき姿(将来像や期待像)を示すことも含めて、現在及び将来のアマチュア無線局免許人の方々の自主的・積極的な仕組みづくりや取組みが、これまで以上に重要なものとなってくると考えております。総務省は、アマチュア無線による社会貢献活動により、アマチュア無線の積極的な活用やその地位向上につながり、地域社会に貢献することを期待しております。
 - (※)本改正案は、社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの 選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。このため、アマチュア無線を使用しない、業務 用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。
- ・アマチュア無線有資格者がアマチュア無線局を開設して行うものです。
- ・企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。
- ・アマチュア無線局免許人に社会貢献活動等を強制するものではありません。

意見募集の結果 (概要)

- 1. 実施期間 令和2年 10 月 16 日(金)~11 月 17 日(火)(33 日間)
- 2. 意見提出者 合計 429 者
 - (1) 法人·団体: 37 者 (2) 個人: 392者 【主な法人・団体(順不同)】
 - ・一般社団法人日本アマチュア無線連盟

 - ・一般財団法人日本アマチュア無線振興協会
 - ・特定非営利活動法人日本アマチュア衛星通信協会
 - •日本アマチュア無線機器工業会

- •公益財団法人日本無線協会
- •一般財団法人情報通信振興会
- •一般社団法人全国陸上無線協会
- •一般社団法人大日本猟友会

- 3. 主な御意見
 - (1)アマチュア無線の社会貢献活動での活用 (415 者)

| ○ 賛成意見 (原案どおり賛成) | 88件 |
|--|------|
| ① 社会貢献活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、各種の業務用無線により行うべきではないか。 | 190件 |
| ② 社会貢献活動によるアマチュア無線の使用は、「もつぱら個人的な無線技術の興味によつて行う」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。 | 71件 |
| ③ 社会貢献活動の中には(たとえ実費相当であっても)報酬を得るものがあり、その活動によるアマチュア無線の使用は、「金銭上の利益のためでなく」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。 | 86件 |
| ④ 消防団が行う活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、消防用無線により行うべきではないか。鳥獣被害対策事業等の活動に関する通信はどうか。 | 97件 |
| ⑤ アマチュア業務の定義は、国内法令の上位に位置づけられる国際条約で定められているものであるが、今回の改正案はその範囲を逸脱しており、条約違反なのではないか。 | 99件 |
| ⑥ アマチュアバンドにおける不正利用の増加が懸念されるため、電波監視を強化すべきではないか。 | 195件 |

(2) 小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大 (219者)

| ○ 賛成意見 (原案どおり賛成) | 80件 |
|---|-----|
| ① 無資格者による無線設備の操作が認められる範囲をより拡大すべきではないか。 | 56件 |
| ② 無線従事者資格を取得させるべきではないか。無資格者による無線設備の操作が認められる範囲は限定すべきではないか。 | 25件 |

<u>别 紙</u>

■主な法人・団体からの御意見

| | ■王な法人・団体からの御息見 | | | |
|---|---|---|----------------------|--|
| | 改正案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏まえ た案の修正の有無 | |
| 1 | 電波法施行規則の一部を改正する省令案等について賛同いたします。 この改正については、先般、当連盟と一般財団法人日本アマチュア無線振興協会の2団体により要望書を提出させていただきましたものであり、アマチュア無線の社会貢献活動への活用については、アマチュア無線が地域社会と非常災害時等のボランティア活動等を通じてより一層身近な生活の中で活用できる場が広まるように当連盟としても運用ガイドライン等の作成などに努めて参りますので、アマチュア無線の社会貢献活動で活用が早期実現できるように引き続きご理解ご協力をお願いいたします。 また、無資格の小中学生が、家族や学校などの身近な環境のもとアマチュア無線を体験する機会が増えることで、ワイヤレス IoT の人材育成の一助となることに当連盟としましても大変期待をしているところでもあり、アマチュア無線の活性化にも繋がるものと考えておりますので、小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大につきましても早期実現できるように併せてご理解ご協力をお願いいたします。 今回の制度の見直しをもとに、当連盟としましてもより一層のアマチュア無線の普及・振興に努めて参りますので、できる限り早急な制度の見直しに引き続きご理解ご協力いただきますようお願いいたします。 | 賛成の御意見として承ります。 | 無 | |
| 2 | 【一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)】 ①アマチュア無線の社会貢献活動での活用 予てから当協会として要望していたものに沿うものであり、改正案について賛成します。 この新たな制度については、適正な運用の確保と効果が広く認められるものとなることが重要です。 そのためには、原案の告示案だけでは運用の詳細を明示することには無理があるため、施行後、総務省において基本的な事項についてガイドライン等を示し、また、JARLにおいて運用マニュアル等を作成・公表することが必要と考えます。これらについては、運用実態や関係者の意向を踏まえ、適宜見直しを行っていく対応が望ましいと考えます。 当協会としてもこのための協力を行うものであり、また制度の周知広報等に積極的に対応することとします。 ②小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大 予てから当協会として要望していたものに沿うものであり、改正案について賛成します。 | 賛成の御意見として承ります。 基本的な事項についてのガイドライン等については、P.1【アマチュア無線の社会貢献活動についての補足】のとおりです。 その他の御要望については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 | 無 | |

| _ | | | |
|---|--|-----------------|---|
| | この春先だって制度化された体験局については、既に運用実績があり、利用された方からは直 | | |
| | 接アマチュア無線を実体験できどのようものか理解できた、是非やりたい等の反応が示されてお | | |
| | り、大変好評なものとなっています。 | | |
| | これに加え、今回の改正で家庭内等より身近な機会で体験できることは、アマチュア無線の普 | | |
| | 及並びにアマチュア無線を通じた科学立国の将来を担う人材育成に大きく貢献するものと考え | | |
| | ます。 | | |
| | 今後は、より実効あるものとするために、学校における教育機会の拡充のための仕組みや教え | | |
| | る先生等の育成への支援をお願いするものです。 | | |
| | 併せて、青少年のアマチュア無線資格取得への受験料や講習料への公的助成等取得しやすい環 | | |
| | 境整備にご配慮をお願いします。 | | |
| | 【一般財団法人日本アマチュア無線振興協会(JARD)】 | | |
| 3 | (1)アマチュア無線の社会貢献活動での活用について賛成します | 賛成の御意見として承ります。 | 無 |
| | 省令案には「国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に係る活動(これらに協力 | 本改正案の内容については、総 | |
| | するものを含む。)であって、地域における活動又は当該活動を支援するために行うものであり、 | 務省電波利用ホームページでの | |
| | かつ、金銭上の利益を目的とする活動以外の活動のために行う業務」とあるので省令を読めば、 | 周知のほか、アマチュア無線関係 | |
| | 正しく理解できると思います。しかしながら、別添1を読んだだけでは金銭上の利益を目的とす | 団体等と連携し、広く一般に周知 | |
| | るものを含まない点が明確に示されていない。国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する | 広報を行ってまいります。 | |
| | 事業に係る運送業務の連絡と思われる通信がアマチュア無線バンドで実施されている実態があ | 御要望については、今後の施策 | |
| | る。これが許可されたという誤解を生まないように修正をお願いします。 | の検討に当たっての参考とさせ | |
| | また、このような違法を助長しないように電波監視システムやガイダンス局拡充のための予算化 | ていただきます。 | |
| | などの検討をお願いします。 | | |
| | (2)小中学生のアマチュア無線の体験機会を拡大について賛成します。 | | |
| | 既に、「アマチュア無線体験局」が制度化されましたが、実施する上で免許申請など含めリー | | |
| | ドタイムが必要となり身近に運用は出来なかった点が改善されたと考えます。海外では、小中学 | | |
| | 校の校庭に各種団体から提供を受けた移動運用車を乗り入れ、衛星通信を体験に加え科学的興味 | | |
| | の喚起を行っている事例もあります。 | | |
| | 【特定非営利活動法人日本アマチュア衛星通信協会】 | | |
| 4 | 社会貢献活動をアマチュア無線活用の対象とする今回の改正省令及び告示案は、阪神淡路大震 | 賛成の御意見として承ります。 | 無 |
| | 災を契機としてボランティア等による社会貢献活動が地域を支える重要な活動となっている現 | | |
| | 在においては大変有意義であり、かつ公共の財産であるべきアマチュア無線の利用対象としても | | |
| | 適切と考えられるものであり、全面的に賛成です。 | | |
| | 本会関係の狩猟に関しても、これまでいわば趣味で行う「登録狩猟」には使用できるものの、 | | |
| | | | |

| | 社会貢献活動としての性格が強い「鳥獣被害対策」には使用できませんでしたので、本改正が実現すれば、現在全国各地で社会問題にもなっている鳥獣被害対策の推進にも大きな効果があるものです。 | | |
|---|--|----------------|---|
| | 【一般社団法人大日本猟友会】 | | |
| 5 | 改正案に賛成します。簡易無線局の利用分野の拡大につながることを期待します。 | 賛成の御意見として承ります。 | 無 |
| | (理由)当該制度整備により、簡易無線業務の定義が見直され、利用範囲が拡大されることとな | | |
| | ることから、簡易無線局の需要の増大につながることが期待されるため。 | | |
| | 【一般社団法人全国陸上無線協会】 | | |

■アマチュア無線の社会貢献活動での活用 関係

| | ▮アマチュア無線の社会貢献活動での活用 関係 | | | |
|---|---|--|----------------------|--|
| | 改正案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏まえ た案の修正の有無 | |
| 0 | アマチュア無線による社会貢献活動について賛成です。これまでも災害時の非常通信は可能でしたが、改正後は平時においての社会貢献活動により運用実績を重ね、ノウハウの蓄積による非常時の「有効的」な活動が可能となると考えます。また、これまで業務無線等を活用しボランティア活動を行っていたが、アマチュア無線が加わることで広範囲かつ強固な通信網を構築でき、災害前や発災後の支援など、活動の場が大きく広がることで、行政への支援も可能になると思います。 過去の大規模停電時の広域通信障害を経験し、特に災害時は「アマチュア無線でなくても他の無線でよい」ではなく「アマチュア無線でも有効な通信ができるよう」にする必要性を感じ、これは平時から社会貢献に係る運用を通じて自治体等および他の無線従事者との信頼関係を構築することにより実現に近づくと期待しています。 | 賛成の御意見として承ります。 本改正は、被災地における通信確保等、地域において重要な 役割を果たしてきたアマチュア無線の運用実績等、アマチュア 無線及び社会貢献活動等の社会環境の変化、アマチュア無線関 係団体からの要望等を踏まえ、アマチュア無線の積極的な活用 や地位向上等を図り地域社会に貢献することを目的に行うもの です。 | 無 | |
| 1 | 社会貢献活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、各種の業務用無線により行うべきではないか。 ・改正案により新たに定義されている業務は、従前よりその通信の目的・運用形態(専用周波数利用による確実な通信・チャンネル占有・個人情報及等の機密情報の送信・秘匿性の確保(秘話機能)・暗語の送信・キャリアセンス必要・人命保護・コールサインの自動送出・混信及び妨害の回避・他人の依頼による通信・組織的利用)などから、業務通信として制度化されており、業務無線、簡易無線、MCA無線、IP無線、デジタル小電力コミュニティ無線、市民ラジオ、特定小電力無線等により対応できているのではないか。 ・マラソン大会運営などは、長時間のチャンネル占有や秘匿性のある通信が認められないなど、アマチュア無線の運用ルールと | 本改正案は社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。また、当然ながら、アマチュア無線の使用にあたっては、アマチュア無線に係る法令を遵守する必要があります。 当該活動の通信において、業務無線、簡易無線、特定小電力無線、アマチュア無線等のいずれを選択するかは、無線システムそれぞれの特徴(専用周波数・最大空中線電力・秘匿性の有無・呼出符号の送出方法、無線従事者免許の有無 等)や利用ニーズなどを踏まえて、利用者が適切に判断されるものと考えています。 | 無 | |

- 合致しないと考える。
- ・本来業務用無線等により行われるべき通信をアマチュア無線により代替することは、アマチュア無線の本質を損なうことが危惧されるため、アマチュア無線局が減少しているから利用範囲を広げるのではなく、業務用無線や簡便な無線システム等を普及させるべきである。
- ・ボランティア活動であれば、無線従事者不要の無線を使用すれ ばよく、また活動の統制が必要であればアマチュア無線家が統 制すればよい。
- ・社会貢献活動では近距離連絡が主と想定され、アマチュア無線 の送信出力は不要である。
- ・携帯電話の圏内なら IP 無線やアプリ通信、圏外ならデジタル簡 易無線や特定小電力のレピータ等を利用すれば混信もなく、エリアも確保できる。
- ・「緊急事態で他に連絡手段がない」、「業務用無線のエリア外」、 「行政への情報伝達及び避難所間通信の際の遠距離通信」等の 場合に限ってアマチュア無線を使用可能とするのがよい。
- ・デジタル小電力コミュニティ無線は「地域コミュニティへの貢献」「ボランティア活動」の為に規格されたものであり、規格制定後まだ日が経っておらず、アマチュア無線を使用する必要はない。
- ・過去に消防団活動、マラソン大会、有害動物対策などはアマチュアバンドの違法運用として問題となり、近年、各業務に適した無線システムが開発され、アマチュア無線から各システムに移行している段階であり、逆行して合法化するのは不適当である。
- ・主催者等からボランティア活動の連絡手段にアマチュア無線が 指定されると、ボランティア活動に参加できる人員が限定され るなど、その活動に支障を与えるおそれがある。
- ・簡易無線業務(従事者資格不要)とアマチュア業務(アマチュア 資格が必要)がアマチュア無線周波数帯で共存することに整合 性がない。
- ・ボランティアや防災活動業務におけるアマチュア無線の使用は、

アマチュア無線バンドの飽和の原因となり、真に緊急を要する 非常通信の妨げとなるおそれがある。アマチュア無線家が、社会 貢献にわざわざアマチュア無線を使うだろうか。

- ・機器や人員の不足等で社会貢献活動を定義化する必要性がある のであれば、いわゆる免許が必要な無線通信業務については、当 該業務の定義の変更や当該業務の無線設備の操作又はその監督 を行う無線従事者の養成に努めるべきである。
- ・アマチュア無線による災害対応や社会貢献活動対応は、既存の 業務用無線等を充実させて普段から十分な訓練導入がなされ寄 与できる体制下で行われるべきである。
- ・平時においても、行政や消防団はすでに持つ行政無線や消防無線以外の無線としてアマチュア無線を使用することは、有事の際と違う環境下で通信を行うこととなり、本来使用すべき無線が正常に機能するか、また運用者の操作などにも違いが生じるため、アマチュア無線を使用するべきではないと考える。
- ・観光案内に訪れる観光客はアマチュア無線機を所持しておらず 改正の必要性がない。
- ・ボランティア本部は全てのアマチュア局のコールサインを把握 する必要があり、混信時の速やかな対処に疑問がある。
- ・アマチュア無線の業務無線化では、アマチュア無線の地位向上 に寄与しないし、技術立国日本として技術者を育てるアマチュ ア無線ではなくなってしまう。
- ・アマチュア無線という「遊びの文化」に社会貢献活動を取り入れることは反対です。
- ② 社会貢献活動によるアマチュア無線の使用は、「もつぱら個人的な無線技術の興味によつて行う」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。
 - ・改正案のような組織的な運用については業務用無線を使用すべき。アマチュア業務はあくまでも個人の興味により運用するものである。社会貢献活動は、個人的な興味にも自己訓練(self-

本改正案の社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用は、いずれもアマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うものであり、その無線通信業務がアマチュア業務に含まれることを定義の改正により明確化するものです。

(当然ながら、アマチュア無線の使用にあたっては、アマチュア無線に係る法令を遵守する必要があります。)

無

training)にもあたらない。

- 諸外国では、普段アマチュア無線を楽しんでいる人が、有事にボ ランティアで行っているものですが、本改正案は、普段、技術的 な興味によってアマチュア無線を行うつもりのない人でも、免 許があれば社会貢献活動の連絡にアマチュア無線を使うことを 容認することに他ならず、ボランティア活動の業務通信無線の ためだけにアマチュア無線の資格を取り、開局する事例が増え ることが想定される。
- ・「個人的な無線技術の興味によって行う業務」ではない業務によ るボランティア活動の通信と、従来の「個人的な無線技術の興味 によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務」による通信 が、同じ周波数帯において対等に扱われることになる。
- 「社会貢献活動にアマチュア無線というツールを利用できるよう にする」のではなく、あくまでも「アマチュア無線家が個人的な 興味によって培った無線技術を社会貢献活動に活かせるように する」ものであるべきである。
- ・本改正はアマチュア無線家の社会進出をもって興味を持つ者を 増やし、アマチュア無線の活動から将来的に情報通信分野の人 材として羽ばたいてもらう事が目的か。

なお、アマチュア無線局の免許は、個人又は社団(アマチュア 無線従事者により構成。根本基準第6条の2第1号(3))でなけ れば受けることができません。

また、アマチュア業務の範囲については、これまでも、個々 の案件ごとに、反復・継続性、営利性、組織的利用、通信内容 などについて総合的に判断し、対応してきたところです。

- 社会貢献活動の中には(たとえ実費相当であっても)報酬を得る ものがあり、その活動によるアマチュア無線の使用は「金銭上の利|いずれも「金銭上の利益のため」のものではなく、また、個人 益のためでなく」とするアマチュア無線の定義に反するのではな いか。
 - ・アマチュア業務は「金銭上の利益のため」と完全に無縁であり 「経費の弁財程度であっても金銭の収受を伴うものは許容しな い。報酬も許容しない」ものであること。よって報酬の大小に関 わらず、いわゆる「有償ボランティア」であったとしてもアマチ ュア無線運用は認められない。なお、被災地のボランティアであ っても同様である。
 - ・金銭の授受は、電波法第 74 条第 2 項以外は許容すべきではな

本改正案の社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用は、 が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実 費に相当する額」の範囲内であれば「金銭上の利益」とはなら ないことから、アマチュア業務に含まれることを定義の改正に より明確化するものです。(いわゆる「有償ボランティア」もア マチュア業務として認められます。)※

なお、アマチュア業務の範囲については、これまでも、個々 の案件ごとに、反復・継続性、営利性、組織的利用、通信内容 などについて総合的に判断し、対応してきたところです。

(一部有: No. (15)参照) い。ボランティア活動といえども、何らかの報酬(謝礼・協力金を含む) や実費(物品含む) が支払われないことを明文化すべき。

- ・アマチュア業務は金銭上の利益のためでないと明記されている ことから、様々な形態の社会貢献活動を内包することは困難で あると考えます。
- ・アメリカの public service では直接間接問わず金品の授受を禁止している。本改正において、報酬を受けながら、アマチュア業務を行える理由は何か。
- ・アマチュア無線家が、社会貢献活動に自ら従事し、または支援する場合は、報酬を受けない限り「金銭上の利益のためでなく」の要件を満たすし、かつ「もっぱら個人的な無線技術の興味によって」の要件も満たすので、アマチュア無線を活用することができると考える。
- ・国、地方公共団体等から受注等したいわゆる公共工事等において、企業等の営利法人等の営利活動のために行う通信は、アマチュア業務として認められるのか。
- ・公共事業や復興事業を請け負った企業(元請・下請及び関係者) のダンプトラック運転手は、業として営業利益を得るために運 行を行っており、運転手等間の業務連絡にあっては、無線通信規 則・電波法令に定めるアマチュア業務(金銭的利益の禁止)に違 反するものと考える。
- ・NPO 法人は、利益の処分に制限があるものの一定の営利活動が可能であるため、今回の対象にはふさわしくないと考える。拡大解釈による違法運用を制限するために「金銭上の利益の伴わない社会貢献活動」と明確に限定すべきと考えます。(同じ活動内容でありながら営利目的か否かでアマチュア無線の利用可否を判断することとなり矛盾が生じるだけでなく、当該交信の適法性を傍受した者が判断することが困難となる。)
- ・特定非営利活動法人が、もっぱら組織的に特定非営利活動を行うことを目的に、アマチュア局を開設することは可能か。
- ・特定非営利団体には、一般企業と同様の事業を行っているもの

※「営利性」等に関する補足事項

- ・企業等の営利法人等の従業員等が、企業等の営利法人等の 営利活動以外の活動のためにアマチュア無線を使用する場合 であって、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマ チュア業務として認められる。企業等の営利法人等の営利活 動のためにアマチュア無線を使用することは認められない。
- ・NPO 法人等の非営利法人等(国、地方公共団体等、NPO 法人、社団法人、財団法人、農業協同組合等)については、営利を目的としない団体であることから、これらの職員や組合員等が当該法人の事業のためにアマチュア無線を使用する場合であって、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマチュア業務として認められる。
- ・国又は地方公共団体等が実施する事業に係る地域活動については、制度上又は施策上の仕組みの結果として、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に相当する額」を超えるとしても、アマチュア業務に含まれることとしている。

アマチュア無線局の免許は、個人又は社団(アマチュア無線従事者により構成。根本基準第6条の2第1号(3))でなければ受けることができません。

当然ながら、企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することは認められません。これまでどおり、いわゆる公共工事等において、企業等の営利法人等の営利活動のために行う通信は、アマチュア業務に当たりません。これを明確に禁止していることを明示するため、御意見等も踏まえ告示案を修正します。【No. ⑤】を御参照ください。

があり、アマチュア無線が営業業務無線の連絡手段に使用されることになる。

NPO 法人がその事業のために行う活動における業務のための社団局の開設、NPO 法人と同様な事業を行う企業がその事業のために行う活動における業務、NPO 法人に実質的に雇用されている職員が NPO 法人の事業のために、職務命令で行う活動における業務は認められるか。

- ・本改正案の社会貢献活動が「金銭上の利益の為でなく行われる 業務」の為でないことを担保する規定及び監督運用を強く要望 する。
- ・「選挙活動」、「防犯巡回」等もボランティアと言われるが、利益 のために働いていると考えられる。

選挙活動は、一般に社会貢献活動には当たらないと考えます。

- ④ 消防団が行う活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、消防 用無線により行うべきではないか。鳥獣被害対策事業等の活動に 関する通信はどうか。
 - ・消防団活動及び鳥獣被害対策事業等は、「もっぱら個人的な無線 技術の興味によって」に反するのではないか。特別職の地方公務 員である消防団員等がその業務である消防活動等に必要な無線 通信を行う場合、それは「もつぱら個人的な無線技術への興味に よる」ものではあり得ない。
 - ・消防団活動及び鳥獣被害対策事業等は、報酬が支払われることが一般的であり「金銭上の利益のためでなく」に反するのではないか。また、実費の補填程度の金銭しか支払われないケースと実費の補填を超える報酬が支払われるケースがあるのではないか。
 - ・消防団は消防組織法に定められた地方公共団体の組織であり、 また、消防団職員は非常勤特別職の地方公務員(報酬あり)であ るため、その立場からアマチュア無線を使用すべきではない。
 - ・特別職地方公務員として報酬を得て活動する消防団等の通信は、

本改正案は、社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア|無 無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システ ムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができ ることとするものです。(このため、アマチュア無線を使用しな い、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するな ど、様々な対応が考えられます。消防団活動においては、既に 配備されている消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機 等の代替とするものではないと考えられます。本改正により、 地域における社会貢献活動等において、アマチュア無線も活用 できることとなり、例えば、防災ボランティア間での通信や山 岳救助等での補助的な通信での活用が一般に考えられます。)消 防団活動の中でアマチュア無線を使用する場合は、電波法令上、 アマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な興 味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うもので あり、「金銭上の利益のため」のものではなく、また、個人が活 動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に 相当する額」の範囲内であれば「金銭上の利益」※とはならな いことから、アマチュア業務に含まれることを定義の改正によ り明確化するものです。また、制度上又は施策上の仕組みの結

地域貢献活動の側面もあるが、明確に一般業務通信と考えられます。このような通信をアマチュア業務に含めることは世界基準からみても許されない。

- ・消防団の組織的活動に私物のアマチュア局が故障しても補償も ない。デジタル簡易無線等を自治体等により整備すべき。
- ・消防団は一応ボランティア的な要素は有りますが、厳密に言う と純粋なボランティアでない。拡大解釈され消防団の業務連絡 に用いられる可能性は大きい。
- ・自主防災組織や消防団から対行政に伝達する場合はアマチュア 局を使うことを否定はしませんが、「行政防災無線基地局からの 電波が届かない場合」又は「そもそも行政防災無線が整備されて いない場合」に限るべき。
- ・アマチュア無線機を持たされて危険任務に赴く消防団の方々が 哀れに思える。それが原因で殉職した場合、国民にどう説明する のか。
- ・このままでは将来、アマチュア無線局と消防団の通信が可能ということになり、目的の異なる無線局間の通信を行うことになりますが、問題ありませんでしょうか?
- ・非常勤特別職の地方公務員として有害鳥獣対策に従事する猟友会の会員に対する報酬の支払いについて、実費の補填程度の金銭しか支払われないケース、実費の補填を超える報酬が支払われるケースを問わず、「金銭上の利益のためでなく」の要件を満たさないと考える。
- ・有害鳥獣対策事業はその事業の性質より「金銭上の利益が有る」 として、総務省は従来から簡易無線局等のアマチュア無線以外 の無線を使用するように指導されてきたと認識している。
- ・「狩猟税の減免」、「鳥獣捕獲の報奨金」、「捕獲した鳥獣をジビエ 取扱事業者に提供した対価」は金銭上の利益に該当するのでは ないか。

果として、「実費に相当する額」を超えるとしても、アマチュア 業務に含まれることとしています。鳥獣被害対策事業等につい ても同様です。

※「営利性」等に関する補足事項

- ・企業等の営利法人等の従業員等が、企業等の営利法人等の 営利活動以外の活動のためにアマチュア無線を使用する場合 であって、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマ チュア業務として認められる。企業等の営利法人等の営利活 動のためにアマチュア無線を使用することは認められない。
- ・NPO 法人等の非営利法人等(国、地方公共団体等、NPO 法人、社団法人、財団法人、農業協同組合等)については、営利を目的としない団体であることから、これらの職員や組合員等が当該法人の事業のためにアマチュア無線を使用する場合であって、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマチュア業務として認められる。
- ・国又は地方公共団体等が実施する事業に係る地域活動については、制度上又は施策上の仕組みの結果として、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に相当する額」を超えるとしても、アマチュア業務に含まれることとしている。

(補足)・アマチュア無線局の免許は、個人又は社団(アマチュア無線従事者により構成。根本基準第6条の2第1号(3))でなければ受けることができません。

当該活動の通信において、業務無線、簡易無線、特定小電力無線、アマチュア無線等のいずれを選択するかは、無線システムそれぞれの特徴(専用周波数・最大空中線電力・秘匿性の有無・呼出符号の送出方法、無線従事者免許の有無 等)や利用ニーズなどを踏まえて、利用者が適切に判断されるものと考えています。

| | のと考えて差し支えないか。現時点では有害鳥獣事業にアマチュア無線を用いることは適法でないと認識である。 ・害獣駆除では、現状でも金銭授受のある猟友会がアマチュア無線の違反運用を行っているが、本改正により猟友会にアマチュア無線を使用してよいと誤解を与える。害獣駆除で無償のボランティア活動は、ほぼ皆無である。 ・デジタル簡易無線(登録局)を利用中の団体については、アマチュア無線を使用してよいと考える。 | なお、アマチュア業務の範囲については、これまでも、個々の案件ごとに、反復・継続性、営利性、組織的利用、通信内容などについて総合的に判断し、対応してきたところです。 | |
|-----|--|--|---|
| (5) | アマチュア業務の定義は、国内法令の上位に位置づけられる国際条約で定められているものであるが、今回の改正案はその範囲を逸脱しており、条約違反なのではないか。 ・改正案は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則で定める「アマチュア業務」の定義(※)によらない範囲を定めるものであり、条約は法令に優先するため、無線通信規則の定義に反し憲法にも違反すると考えられ認められないのではないか。定義に反していないのであれば改正は不要であるが、反しないその根拠を示されたい。 ・これまで条約と一致していた国内法のアマチュア業務の定義に新たな業務を追加する改正を行うのであれば、本改正の前に無線通信規則のアマチュア業務の定義の拡大範囲を災害救助時やそれに関する事前・直前の準備、訓練に限定するべき。 ・報酬を得ている者が業務遂行のためにアマチュア無線を使用するのは無線通信規則及び電波法の定義からも外れるため正当な解釈とはいえず、省令改正では行えないと考える。・「無線通信規則」のアマチュア業務の定義と総務大臣が定める「その他」の業務との齟齬があり、改正すべきではない。(もっぱら個人的な無線通信技術の興味、金銭上の利益等)。 ・無線通信規則と定義が異なることとなることそのものに反対する。一国(総務省)の判断だけで行うべきものではない。定義が | 本改正案は、諸外国においてもアマチュア無線による社会貢献活動等が行われている現状等を踏まえ、アマチュア業務の定義に含まれる範囲を明確化したものであり、「無線通信規則」及び「電波法」の定義を変更するものではありません。その他につきましては、御意見として承ります。 | 無 |

異なると他国とアマチュア業務の定義を異にすることとなり、整合性がとれず、免許人が戸惑うことがあるのではないか。そのような立法例は他国に存在するのか、それをITUは許容しているのか、明らかにされたい。また、無線通信規則の付属文書により国際的に周知する必要があると考える。

・本改正案は ITU-R 無線通信規則 RR25.3 (災害時のアマチュア無線への協力) の総務省独断の解釈により成り立っていると推察します。そのため国内法へのカスケードを行った審議会等、審議過程の記録をすべて説明開示することが必要です。全アマチュア局免許人たちを納得させる必要がある。

※国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則

第1条 用語及び定義

第Ⅲ節 無線業務 1.56 アマチュア業務

アマチュア、すなわち、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的に無線技術に 興味を持ち、正当に許可された者が行う自己訓練、通信及び技術研究のための無 線通信業務

1.56 amateur service:

A radiocommunication service for the purpose of self-training, intercommunication and technical investigations carried out by amateurs, that is, by duly authorized persons interested in radio technique solely with a personal aim and without pecuniary interest.

⑥ アマチュアバンドにおける不正利用の増加が懸念されるため、電 波監視を強化すべきではないか。

(現状の電波監視の取組みに関する意見)

アマチュアバンド内の特に 144MHz 帯及び 430MHz 帯では、業務 通信及びルールを守らない通信 (呼出符号不送出・使用区別違反等)を行うダンプ等による違反運用が認められ、特に平日はアマチュアバンドの大半がそれらに使用されている状況です。本改正案 の施行前に不法・違法局を放置せずしっかり取り締まるなどアマチュアバンドの正常化を実行すべきと強く希望します。

・不法・違法局の断固たる排除が必須である。

アマチュア無線局等の違反運用等について申告等があった場合には、遠隔方位測定設備を用いた電波の監視、不法無線局探索車による現地での探査や関連の調査を通じ、個別の案件ごとに慎重に違反の事実を把握し、違法行為、違反運用の事実を確認した場合、行政指導(規正用無線局による警告、書面指導)、行政処分(無線局免許、無線従事者の資格の停止等)又は告発を実施するとともに公表しております。

また、アマチュア無線局等の適正な利用に向けて、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」を中心に広く一般の方にメディア等も活用した周知、広報を実施するとともに、過去に違法行為や違反運用の事実が確認された業界団体等とも連携し、周知、

・総務省においての電波法第80条報告への対応、違反者への取締 りや警告・規正、周知広報への対応が十分ではない。

(一部報道・紙面や SNS でも認められるとおり。)

- ・工事車両の違法局と正規局との口論があると聞く。
- ・アマチュア無線の地位を低下させているのは違法局です。長年|用できるように定義の範囲を拡大するものではありません。不 総務省、アマチュア無線関係団体等の取り締まり、注意喚起が行 われなかった結果である。
- ・違法運用者の多くは簡単な講習を受け、免許を取得していると 聞く。それらを雇う企業側はハローワークや求人サイト等に「ア マチュア無線の資格が必要」、「未取得者は会社負担で取得させ る」と記載されている例がある。
- ・雷波利用料により雷波監視システムを充実させた現在において も、識別信号を送出せず、かつ「アマチュア業務に使用する電波 の型式及び周波数の使用区別」を無視して運用する局が多数い る状況。我々納税者は何のために電波利用料を納付しているの か。
- ・いわゆるバンドプランに違反して、業務通信的な通信を行なっ ている無線局が存在していると思いますが、その存在について のご認識をお示しください。
- ・電波法80条報告の対応逃れやアマチュア業務外使用を追認する 様に思われてならない。
- ・大型トラックや漁船など、明らかに業務で使用と思われる違法 局があると聞きますが、それらとの解釈を明確にしていただき より良いアマチュア無線の発展に繋げていただけるといいと思 います。

広報を実施しています。

本改正案の社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用は、 企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線局を使 法無線局、違反運用等の不正利用を防止し、電波の適正な利用 環境を確保できるよう、上記のような取締、周知等の取組を引 き続き適切に実施してまいります。

(今後の電波監視の取組みの強化に関する意見)

これまでの電波監視の状況及び本改正後の業務範囲の拡大後の 懸念を踏まえ、以下による電波監視の強化を要望する。

- ・無資格者の不法開設の取締りの回数増
- 有資格者の運用違反(特にWI帯)の取締りの回数増及び運用罰 の厳罰化

不法開設、アマチュア無線局等の違反運用等に対しては、個|無 別の案件ごとに慎重に違反の事実を把握し、違法行為、違反運 用の事実を確認した場合、規正用無線局による警告などの行政 指導、行政処分又は告発を実施するとともに公表してまいりま

また、企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無

- ・社会貢献活動を含めた違反事例の明示及びルールの範囲外運用 についての取締り
- ・社会貢献活動へ参加するアマチュア初心者への積極的な指導
- ・総務省監視職員及び予算の増強による監視体制の強化
- 総合通信局の単独検挙の実現
- ・公共事業のダンプ等への取締りの強化・営業停止の働きかけ
- ・関係団体との連携による電波監視や周知広報の強化
- ・土日のイベント等対策として時間外・休日の電波監視の実施
- ・道路交通法(反則金制度)等を参考とした罰則の強化・厳罰化(加 療、従事免許停止等)
- 電波監視の民間委託
- ・電波法第80条報告の電子化及び申告受付方法の追加及び受付後 の対応の制度化
- · JARL へのがいだんす局運用等の管理監督体制強化の指導
- ・業務車両へのアマチュア無線設置禁止、業務用無線の設置義務
- ・社会貢献活動を偽って違反運用を行った局の公開
- ・行政が発注する公共事業の仕様書に「業務車両にアマチュア無 線の設置を禁ず」旨の明記の義務化

線局が使用されないよう、過去に違法行為や違反運用の事実が 確認された業界団体等と連携し、周知、広報を実施してまいり ます。

不法開設の取締りの回数増等、いただいた御意見は、今後の 参考として承ります。

(省令案改正後の懸念事項)

本改正に伴い、アマチュアバンド内において以下の様な電波の 利用環境の悪化が強く懸念されるため、省令改正について再考さ れたい。

・改正案を悪用した業務通信を社会貢献活動とする「自称ボラン ティア」による不適切運用

(観光案内や、いわゆる繁華街客引きによる利益取得)

- ・改正案を誤読又は拡大解釈した商業・営業目的での運用
- ・今後社会貢献活動で増加が想定されるアマチュア初心者の知識 不足による不適切運用
- 業務通信や社会貢献通信と従前のアマチュア業務運用の同一バ

ボランティアを詐称して企業等の営利法人等の営利活動のた 無 めにアマチュア無線局が使用されないよう、関係団体等と連携 し丁寧に周知・広報を行うとともに、個別の事案について、監 視、調査を適切に実施し、目的外使用かどうかの判断を進めて まいります。

社会貢献活動等での不適切利用を防止するため、ボランティ ア組織等に対しても周知・広報を適切に実施してまいります。

ンド内でのトラブル等 ・運用者の内心により一般業務とアマチュア業務が区別されてい るように思われ、免許人側でも電波法第80条の報告義務の「違 反して運用を認めた無線局を認めたとき」の判別が困難 ・ハイパワー運用による近隣諸国等を含めた海外のアマチュア局 への影響を懸念 ・唯一快適に使える日曜日にイベント利用はやめてほしい。 ・総務省の電波監視の困難化による不法・違反局増加 (通信内容による社会貢献活動と不法無線局の判別困難) 本改正案の内容については、総務省電波利用ホームページで|無 (関係者への周知啓発) 本改正案について、アマチュア無線を運用する側(免許人等)及 の周知のほか、アマチュア無線関係団体等と連携し、広く一般 び国・地方公共団体・NPO法人・その他関係諸団体等の事業実施者 に周知広報を行ってまいります。 なお、周知広報の内容については、今後の施策の検討に当た 側に対して、以下の周知広報が重要と考える。 っての参考とさせていただきます。 本改正内容の幅広い周知 ・アマチュア無線の定義、目的 ・アマチュア無線はあくまで補助的な運用であり、個人のアマ チュア無線に依存した通信網の確立は避けるべき ・アマチュア局と簡易無線局の違い ・アマチュア局の運用マナーの徹底 ・アマチュア無線による社会貢献活動の適用範囲 過去の災害時等の有効な運用事例 ・自治体・消防関係へアマチュアクラブ協定を結ぶことを推奨 することの周知 (社会貢献活動等の環境整備) 本改正案の内容については、総務省電波利用ホームページで|無 国内でも非常災害時等にアマチュア局が活躍しているが、諸外 の周知のほか、アマチュア無線関係団体等と連携し、広く一般 国に比べて受け皿となる組織が無く体制が未熟と感じます。諸外 に周知広報を行ってまいります。 今回の意見募集において、一般社団法人日本アマチュア無線 国にならった法整備や、広域・非常災害に備えた環境整備が必須に なります。非常災害時の対応についての理解度によってはお節介|連盟(JARL)から、「アマチュア無線が地域社会と非常災害時等 のボランティア活動等を通じてより一層身近な生活の中で活用 なボランティアと認識されアマチュア無線全体の地位の低下を招 できる場が広まるように当連盟としても運用ガイドライン等の きかねないと危惧する。そのようなことは詳細に検討なされたの

か。

(上記「環境整備」に関する意見)

- ・平素からの行政との連携
- ・行政におけるアマチュア無線の活用
- ・社会貢献活動の受け皿になる組織を JARL に設置
- 相談窓口の拡充
- アマチュア無線技士養成課程講習会の充実 (「社会貢献活動」科目の新設、既存免許人との周波数共用方法、 改正無線従事者規則第47条第2項による既免許人講習等)
- ・社会貢献活動等の定義変更によるアマチュア無線技士において 第三級特殊無線技士の操作範囲を包含可能な講習科目の設定・ アマチュア無線家による初心者のサポート、リーダー育成
- 運用管理者・指導者の育成及び規制
- ・米国 ARRL 及び内部組織と日本国内の組織・体制の差異
- ・タイ国のアマチュア無線を活用したボランティア活動事例
- ・「非常災害」・「緊急時」の判断基準の明確化
- ・災害運用時の混信の解決・対策の共有
- ・アマチュア無線自体の組織化も含めた議論が必要
- ・日常からの自局の整備、自身の心構え等
- ・「アマチュア業務」ではなく、「社会貢献業務用」や「奉仕活動業 務用 L の業務の定義を追加
- ・業務の拡大範囲が広範であるため、最初はライフライン分野等 からの順次拡大

作成などに努めて参ります」との御意見をいただいております。

本件の改正案等は、アマチュア無線の定義を明確化すること により、アマチュア無線を社会貢献活動で活用できることを明 確化するものですが、アマチュア無線による社会貢献活動は、 そのあるべき姿(将来像や期待像)を示すことも含めて、現在 及び将来のアマチュア無線局免許人の方々の自主的・積極的な 仕組みづくりや取組みが、これまで以上に重要なものとなって くると考えております。総務省は、アマチュア無線による社会 貢献活動により、アマチュア無線の積極的な活用やその地位向 上につながり、地域社会に貢献することを期待しております。

また、自治体との災害応援協定等の実績、海外の社会貢献活 動の事例等、また、組織構築・講習体制や非常災害訓練など、 社会貢献活動等に関する情報共有が図られるよう、アマチュア 無線関係団体等にも働きかけて参りたいと考えます。

なお、非常通信時の判断を含むアマチュア無線局免許人に望 まれる対応については、総務省電波利用ホームページ内「アマ チュア局による非常通信の考え方」※において公表しておりま す。また、一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)にお いて「アマチュア局の非常通信マニュアル」が策定されていま す(上記、総務省電波利用ホームページでも御案内しておりま す。)。

%https://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/amahijyo/ その他の御意見につきましては、今後の施策の検討に当たっ ての参考とさせていただきます。

(ガイドライン等の作成)

総務省又はアマチュア無線関係団体が、アマチュア無線による 社会貢献活動について、アマチュア無線の運用が認められる場合 と認められない場合(業務利用)を具体的かつ明確に示した事例や 告示に使用されている用語の定義を示したガイドライン等を作成 し、国又は地方公共団体及びアマチュア関係者や免許人に対して 周知徹底を行うこと。なお、作成の際はアマチュア無線家から意見|ア無線連盟(JARL)から、「アマチュア無線が地域社会と非常災

今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 総務省では、今後、本件のアマチュア無線の社会貢献活動等 での活用について基本的な事項についての考え方をまとめて、 総務省電波利用ホームページで広く一般に公表することとして おります。

また、今回の意見募集において、一般社団法人日本アマチュ

| 10 | を集約すること。 (告示等で使用されている用語の定義) 改正案や参考資料で使用されている「社会貢献活動」「ボランティア活動」「公共団体」の定義が曖昧であり、定義が必要ではないか。「その他の公共団体」は町内会単位まで入るのか。 また、必要に応じて定義について関係省庁との調整が必要と考える。 | 害時等のボランティア活動等を通じてより一層身近な生活の中で活用できる場が広まるように当連盟としても運用ガイドライン等の作成などに努めて参ります」との御意見をいただいております。 いずれも、法令においても使用されている一般的な用語であり、改めて定義する必要はないと考えています。 なお、「公共団体」は、「法令の規定に基づいてその存立の目的を与えられた団体をいい、通常、その存立の目的達成のために必要な公権力を行使する機能を認められるもの」(「法令用語辞典(第10次改訂版)」学陽書房)であり、町内会は入りません(「公共的団体」とは異なります。)。 | 無 |
|----|--|--|---|
| 1 | (省令等の改正は不要) アマチュア局による社会貢献については、アマチュアコミュニティ内での社会福祉活動、通信訓練・記念局(体験)運用といった平常時の運用や、電波法第52条第4号に定める「非常通信」に該当する防災時の運用により対応が可能であり、現状のアマチュア業務の定義の解釈変更で問題なく、本改正は不要である。ただし、非常通信の条件である「有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき」については判断に悩む場合があり、緩和を希望する。 ・業務通信の補完として大きな災害時に使えるという今の非常通信を少し広義にとらえた通信にのみアマチュア無線が使用可能になるという形にしてほしい。 ・携帯電話会社の非常用基地局の普及により、アマチュア局の非常通信の場面は減少していく。 | 本改正によりアマチュア業務の定義を明確化することにより、社会貢献活動等において積極的にアマチュア無線が活用され、これまで以上にアマチュア無線局免許人が地域社会に貢献することが期待されます。 実際に災害等が起きたときに円滑にアマチュア無線を活用するためには、平常時からのメンバー間や関係者間での運用についての多くの経験のみならず、地域との関係を密接に築いておくこと等が重要と考えられ、平常時の地域における社会貢献活動等が、結果として、非常時の円滑・有効な運用に資するものと考えています。 本改正案では、非常通信の条件によらず、事前・直前準備や訓練等、非常災害時から非常復旧時までの継ぎ目のないアマチュア無線の使用を可能としております。 | 無 |
| 12 | (社会貢献活動用の専用波又は専用アマチュアバンドの設置) 本改正案によるアマチュア無線による社会貢献活動を実際に行 う際に、その業務の内容から、チャンネル固定・占有、緊急時のコ | 今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 なお、アマチュア無線の使用にあたっては、アマチュア無線 に係る法令を遵守する必要があります。 | 無 |

| | ールサイン未送出など、これまでのアマチュア無線の運用とは別の方法による運用が想定され、他の従来の方法で運用を行っているアマチュア局とのトラブルが想定されるため、社会貢献活動の専用の帯域又はアマチュア帯域に専用の使用区別を設けるべきである。 また、従来のアマチュア無線業務を一次業務、社会貢献活動を二次業務として分離することも検討してください。 | また、使用できる周波数及びいわゆるアマチュアバンドプランについては、従前どおり、「アマチュア局が動作することを許される周波数帯を定める件」(平成21年総務省告示第126号)、「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件」(平成21年総務省告示第179号)に定められたとおりです。 | |
|-----|--|--|-------|
| (3) | (社会貢献活動を行うアマチュア局に独自ルールの追加) 本改正案によりアマチュア業務に定義される、アマチュア無線による社会貢献活動を行う者については、従前の「もっぱら個人的な無線技術の興味」による運用と、運用形態が相違すると想定されることから、「社会貢献活動の事前又は事後報告」や「固有のコールサインの指定」など、アマチュア無線による社会貢献活動を行っていることが識別できれば無用な混乱は避けられると考える。(その他アマチュア無線による社会貢献活動等の運用についてのご提案) ・社会貢献活動専用の運用ルールを設けるべき・高頻度のコールサインの送信・ボランティア運用は社団局と主催団体との契約締結が必須・通信方式を「デジタル方式」のみ(VOIP網との親和性が高い)・アマチュア無線運用歴に応じた参加制限を付加・5W又は 20Wまでの出力制限を設けるべき・既に業務用等無線の免許を所持している者のみアマチュア無線を使用可能・免許取得時等に社会貢献活動参加への意思確認・運用時間の制限 | 今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 なお、アマチュア無線の使用にあたっては、アマチュア無線 に係る法令を遵守する必要があります。 | 無 |
| 14) | 本改正案のアマチュア無線による社会貢献活動が行える対象は アマチュア無線有資格者に限定すべきである。参考資料に記載さ れている有資格者の指揮の下で無資格者がアマチュア局を運用す ることは許されない。 | 本改正案の社会貢献活動等は、アマチュア無線有資格者がアマチュア無線局を開設して行うものです。 電波法施行規則第34条の10及びこれに基づく告示の要件に 適合する有資格者の監督(指揮・立会い)の下での無資格者に | 無 |

よる無線設備の操作については、「無線技術に対する理解と関心 を深めること」又は「科学技術に対する理解と関心を深めるこ と」を目的としており、これまでと同様、監督(指揮・立会い) する無線従事者が、当該目的を達成するため、無線通信技術や 雷波法令等についての簡単な説明又は講習を行う等した上で、 交信に臨んでいただけるものと期待しております。 当然ながら、企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチ 有 (営利法人等のアマチュア無線利用) 公共事業や復興事業であっても、企業等の営利法人等の営利活 ュア無線を使用することはできません。これを明確に禁止して いることを明示するため、御意見等も踏まえ修正します。 動のために行う通信は、アマチュア業務として認められないので はないか。 また、特定非営利活動法人(NPO法人)や非営利法人であっても、 ※告示案に、以下の下線部を追加 利益の分配に制限があるものの一定の営利活動が可能であり、職 電波法施行規則第三条第一項第十五号に規定する、金銭上の 員が給与や報酬を得て行う業務も含まれるため、NPO法人を含む非│利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって 行う総務大臣が別に告示する業務は、次の各号に掲げる業務と 営利法人が行う無線通信もアマチュア業務には合致しないと思わ する。なお、各号に掲げる業務には、営利を目的とする法人等 れる。 の営利事業の用に供する業務は含まれない。 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第 一項に定める特定非営利活動に該当する活動その他の社会 貢献活動のために行う業務 二 国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に 係る活動(これらに協力するものを含む。)であって、地域 における活動又は当該活動を支援するために行うものであ り、かつ、金銭上の利益を目的とする活動以外の活動のた めに行う業務 また、企業等の営利法人等の従業員等が、企業等の営利法人 等の営利活動以外の活動のためにアマチュア無線を使用する場 合であって、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマ チュア業務として認められる。

NPO 法人等の非営利法人等(国、地方公共団体等、NPO 法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、

| | | 農業協同組合等)については、営利を目的としない団体であることから、これらの職員や組合員が当該団体の事業のためにアマチュア無線を使用する場合であって、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマチュア業務として認められる。 アマチュア無線局の免許は、個人又は社団(アマチュア無線従事者により構成。根本基準第6条の2第1号(3))でなければ受けることができません。このため、NPO法人等それ自体は、免許人となることはできません。 | |
|-----|--|---|---|
| 16 | (イベント主催者等のアマチュア無線利用) 本改正案のアマチュア無線による社会貢献活動について、運用するアマチュア免許人の報酬の有無にかかわらず、従事するイベント等自体が主催者の営利目的で実施されている場合は、アマチュア無線を使用することは不適切である。 ・ボランティアでの使用は、スタッフがボランティアとして参加している場合も、その運営組織は営利目的である場合も多いため、アマチュア無線で扱うのには不適切である。・マラソン大会などのスポーツ行事は、参加者(ランナー)から参加費を徴収しており「公共性はあるが、他方、営利性のある行事である」と外形的に見られ(地方公共団体だけではなく『スポーツマネジメント業者』に業務委託しています)、「完全に営利性の無い」とは言い切れないのではないでしょうか。・マラソン大会等、運営会社の営利目的で行われる通信は業務無線が使用され、ボランティアがアマチュア無線機を持ち寄っても、全体の通信システムとして機能しないと思われる。 | イベントの主催者や業務請負者が営利法人等である場合であって、当該営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することは認められません。 なお、イベントの主催者が非営利法人等であり、当該イベントの運営を営利法人等が請負う場合については、当該営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用しないのであれば、使用が認められることがあります。 【No. ①及び No. ③】も御参照ください。 | 無 |
| 17) | (公務員のアマチュア無線利用) 国又は地方公共団体等の公務員が社会貢献活動等に従事する際に、その職務として従事し、給与(時間外手当等)の支払いを受ける場合は「金銭上の利益のためでなく」の要件を満たさず、アマチ | 国又は地方公共団体等は公益性が高く、営利を目的としない 団体であることから、当該団体等の公務員が国又は地方公共団 体等が実施する事業に係る地域活動のためにアマチュア無線を 使用する場合は、給与の支払いを受けていたとしてもアマチュ | 無 |

| | ュア無線を活用することはできないのではないか。また、地方公共 団体などがその事業のために社団局の開設は可能か。 | ア業務として認められます。【No. ②及び No. ③】も御参照ください。 なお、アマチュア無線局の免許は、個人又は社団(アマチュア無線従事者により構成。根本基準第6条の2第1号(3))でなければ受けることができません。 このため、国又は地方公共団体等それ自体は、免許人となることはできません。 | |
|------|--|--|---|
| (18) | (消防団活動でのアマチュア無線使用(装備)) 消防団活動のさまざまな場面においてアマチュア無線を"活用"することが挙げられている。 しかしながら、昭和63年消防庁告示第3号「消防団の設備の基準」により、消防団には相当数の「消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機」「特定小電力無線局の携帯用無線機」「消防用又は防災行政用の無線局の車載用無線機」「無線受令機」等の配備が当然になされている筈である。アマチュア無線機による代替は認められない。 過去の話ではあるが、消防団に自前の無線がないことが大きな問題だったと思います。まずは消防団に自前の無線システムを構築することを望みます。 | 本改正案は社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。 「消防団の装備の基準」(昭和63年消防庁告示第3号)の定めるところにより既に配備されている消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機等を、アマチュア無線機に代替するものではないと考えられます。 本改正により、地域における社会貢献活動等において、アマチュア無線も活用できることとなり、例えば、防災ボランティア間での通信や山岳救助等での補助的な通信での活用が考えられます。 【No. ④】も御参照ください。 | 無 |
| (19) | (消防団活動でのアマチュア無線使用(機能)) アマチュア無線局の行う通信には暗語を使用してはならず、またアマチュア局の送信装置は通信に秘匿性を与える機能を有してはならない。消防団活動における通信を安易にアマチュア無線やアマチュア無線機で代替しようとした場合、消火や救急・救助活動等に際して秘匿が必要と思われる情報をも公開せざるを得なくなり、適切でない。 アマチュア無線局は他の無線局及び放送受信への混信妨害の防止処置(無線局運用規則第 258 条)、他人の依頼による通報の禁止(無線局運用規則第 259 条)、暗語通信の禁止(電波法第 58 条)等の | 当該活動の通信において、業務無線、簡易無線、特定小電力無線、アマチュア無線等のいずれを選択するかは、無線システムそれぞれの特徴(専用周波数・最大空中線電力・秘匿性の有無・呼出符号の送出方法、無線従事者免許の有無 等)や利用ニーズなどを踏まえて、利用者が適切に判断されるものと考えています。当然ながら、アマチュア無線の使用にあたっては、アマチュア無線に係る法令を遵守する必要があります。また、本改正案は社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとす | 無 |

法令に基づく各種制約がある。一方、実際の消防活動においては場 所・時間を問わず活動が実施され、素早い情報伝達の為の暗語・略 語等の使用、個人情報に該当する内容の通信、呼出名称の簡略(無 線局運用規則第 126 条の 3) が現に行われており、他の無線局や放 送への混信・通信内容等の法令適合を常に意識しながらアマチュ ア無線局を運用することは現実に即さず不可能と考える。

- ・消防団業務における運用形態(「周波数の固定・占有」「確実な通 信(混信・妨害被害が許されない)」「他の無線局等への混信防 止」「緊急性・即時性・略語による通信(コールサインの未送出 や運用周波数の使用状況を確認しない)「個人情報・秘匿性の確 保」「他人の依頼の通信」「人命保護」等)から、従前からの消防 用無線、デジタル簡易無線、特定小電力無線や有線通信による運 用が適している。
- ・消防団活動によるアマチュア無線の運用は、アマチュア無線の 運用ルールに合致せず、共用する周波数において、趣味のアマチ ュア無線家の運用・消火活動等の運用共に支障が生じるおそれ がある。
- ・消防団に関して、その通信にアマチュア無線を使うとは、総務省 が秘匿性とデータ送信などが必要とデジタル化を推進した施策 にまったく矛盾しており、暗号や秘話機能を使用できないアマ チュア無線で個人情報などの送信には極めて適さない。

るものです。

なお、本改正案に適合するアマチュア無線の使用は、いずれ もアマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な 興味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うもの であり、一般に無線局運用規則第259条に定める禁止する通報 (他人の依頼よる通報) にはあたりません。

【No. ④】も御参照ください。

(有害鳥獣事業でのアマチュア無線使用)

過去の総務省のリーフレットによると「指定管理鳥獣捕獲事業 などの事業ではアマチュア無線は使えません。使用する連絡用無 線は、デジタル簡易無線の利用が便利です。」「アマチュア局のよう にコールサインを音声で送出する必要はありません。(識別信号は 無線機が自動で送出します。)」などと簡易無線局(登録局)を推 奨している。「有害鳥獣駆除」は、「銃刀法に基づく所持許可者」に よる駆除が主であり、また、「長時間にわたる周波数の独占」や「ク ラブチャンネル化」が危惧され、すでに簡易無線(登録)局やコミ

本改正案は社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無|無 線を使用させる・推奨するというものではなく、選択肢の一つ としてアマチュア無線も使用することができることとするもの です。(当然ながら、アマチュア無線の使用にあたっては、アマ チュア無線に係る法令を遵守する必要があります。)

当該活動の通信において、デジタル簡易無線、業務無線、特 定小電力無線、アマチュア無線等のいずれを選択するかは、無 線システムそれぞれの特徴(専用周波数・最大空中線電力・秘 匿性の有無・呼出符号の送出方法、無線従事者免許の有無等)

ュニティ無線が制度上存在するにも拘わらず、無理にアマチュア 業務に盛り込むこと自体に非常に疑問を感じます。

- ・現状の、趣味として狩猟を行っているアマチュア無線局も、運用 形態(囲み猟等)及びマナーの面でも、適法に運用されていると は言い難い状況(呼出符号を送出しない(覚えていない)、無資 格無免許者との通信、自治体等他人からの依頼による通信、暗 語・略語の使用、使用区分の逸脱、長時間にわたる周波数の独 占、クラブチャンネル化、他のアマチュア無線局への混信妨害 等)であり、本改正後も有害鳥獣対策事業によるアマチュア周波 数帯での同様の運用が危惧される。
- ・鳥獣被害対策事業は銃やわなを使う危険な業務であり、混信妨害から保護される業務用の無線機を使用すべきである。
- ・現状ドックマーカーや狩猟罠発振器等はアマチュア無線局として免許されない機器と認識しているが、今般の改正を元に免許可能な機器となるのか。

や利用ニーズなどを踏まえて、利用者が適切に判断されるもの と考えています。

【No. ④】も御参照ください。

① (社会貢献活動を行うアマチュア局の無線局運用規則等の適用) 本改正によるアマチュア無線による社会貢献活動を実際に行う際には、その業務の内容から、秘匿性の付与、長時間のチャンネル 固定・占有、コールサイン未送出、他人の依頼・暗語による通信禁止など、無線局運用規則等に定めるアマチュア無線に係る法令と合致しないのではないか。

アマチュア無線の使用にあたっては、アマチュア無線に係る 法令を遵守する必要があります。

なお、本改正案に適合するアマチュア無線の使用は、いずれもアマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うものであり、無線局運用規則第 259 条に定める禁止する通報 (他人の依頼よる通報)にはあたりません。

本改正案は社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。当該活動の通信において、業務無線、簡易無線、特定小電力無線、アマチュア無線等のいずれを選択するかは、無線システムそれぞれの特徴(専用周波数・最大空中線電力・秘匿性の有無・呼出符号の送出方法、無線従事者免許の有無 等)や

無

| 2 | (観光放送局の運用) ・NPO 団体等が実施する地域おこしの PR 活動を目的としたアマチュア無線を活用した社会貢献活動と称した、「放送局」に類するアマチュア無線を活用した観光情報などの終日送信といった運用することはできるか。 | 利用ニーズなどを踏まえて、利用者が適切に判断されるものと 考えています。 | 無 |
|------|---|--|---|
| (23) | (地域等からボランティアを強制される虞) 個人的な興味によるアマチュア無線を、ボランティアとはいえ 運営体制に組み入れ、地域独特の強制力の下で運用さられるよう なことはあってはなりません。アマチュア免許人の危険を無視し て奉仕を強要することが懸念されます。 また、その参加する活動も補助的な役割にとどめるべきであり ます。非常時や災害時の通信は生命を預かる重要な通信であり、あ くまで補助的な通信回線としての運用にとどめるべきであると思います。 ・社会貢献活動を行う際はできることをできる範囲で安全に行うことが前提であり『できる人がやる』のスタンスで良いと考えます。 ・地方公共団体にはすでに「防災行政無線」が免許されており、アマチュア無線免許人に対し「二重の負担」を求める事態であり、貴省諸施策に反するものと考えます。むしろそれらを、免許人所属職員らだけではなく、希望する団体に提供(または連携)し、平時に積極的に活用することが「ソフト的な災害への強靭化」となり、貴省の施策に叶うものと考えます。 ・アマチュア無線家は社会貢献活動を行う義務があるように誤解され、本来の用途である実験・研究での利用が制限されてしまう可能性がある。 | 御意見として承ります。 アマチュア無線の社会貢献活動での活用については、いずれもアマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うものと考えています。 本改正案は社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。 どのような活動を行うかにつきましては、アマチュア無線の特徴(専用周波数無・最大空中線電力・秘匿性無・呼出符号の送出要、無線従事者免許の有 等)や利用ニーズなどを踏まえて、利用者が適切に判断されるものと考えています。 本改正案によりアマチュア無線局免許人に社会貢献活動等を強制するものではありません。 | 無 |

(規定に関する意見)

- ・(省令以下の)告示で定義を定めることに問題はないのか。 本改正案は、アマチュア業務の定義を従前の定義に加えて総務 大臣が総務省令において「別に定める」とし、総務省告示により 定めることとしているが立法的に問題はないのか。この手法で│社会貢献活動等が行われている現状等を踏まえ、アマチュア業 は将来にわたってアマチュア業務の運用の範囲を容易に変更で きるのではないか。なし崩し的に総務省令で範囲を拡大してい く可能性があり、大変危惧する。
- ・米国(FCC)の規定ぶりとも相違しており、告示を利用して国や 行政によりアマチュア無線を本来の意図とは異なる方向へ誘導 されては困る。
- ・アマチュア業務に係る定義内容の追加や変更を行う際は、国や 行政が一方的に決めるのではなく、必ずアマチュア関連団体と 協議すること。
- ・国民投票で実施すべきとなれば、文句はない。

(規定の修正提案)

- ・「金銭上の利益の伴わない社会貢献」への修文
- ・「電波法施行規則」の記述については、「その他」として現定義を 拡張することは適当ではなく、現定義に内包すべきであり、「総 務大臣が別に告示する業務を含む」への修文
- 「この告示は金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線 技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務 に優先されない」の追記
- ・「本告示において規定する前2号の業務については、他のアマチ ュア業務に対し優先権を持つものではなく、周波数の占有的利 用等を主張してはならない。」の追記
- ・「総務省告示案第一号」に「かつ、金銭上の利益を目的とする活 動以外の活動」の追記
- ・電波法施行規則第37条に「アマチュア局が社会貢献活動のため 行う無線通信であって、総務大臣が別に告示するもの」等の規定 追加

本改正案のとおりとします。立法上も問題はありません。 命令等に該当する告示については、行政手続法に基づき意見 公募を行った上で定めることとなります。

なお、本改正案は、諸外国においてもアマチュア無線による 務の定義に含まれる範囲を明確化したものであり、「無線通信規 則」及び「電波法」の定義を変更するものではありません。

| | ・「特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項に 定める特定非営利活動に該当する活動その他の社会貢献活動で あって、金銭上の利益を目的とする活動以外の活動のために行 う業務」への修文 ・「国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に係る活 動であって地域におけるもの、又は当該活動に協力し若しくは これを支援するために行うもの」への修文 | | |
|-----|---|--|---|
| 25 | 告示案第 2 号の「国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に係る活動(これらに協力するものを含む。)であって、地域における活動又は当該活動を支援するために行うもの」との文言は理解が困難ではないか。 | 国又は地方公共団体等が実施する事業に係る地域活動は、告示案のとおり、①国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に係る活動(これらに協力するものを含む。)、②地域における活動又は当該活動を支援するために行う活動、③金銭上の利益を目的とする活動以外の活動、の3点すべてに適合する活動のために行う業務に限られる。 このため、いわゆる公共工事等において、企業等の営利法人等の営利活動のために行う通信は、アマチュア業務の対象外です。 | 無 |
| 26 | (業務用無線の充実化が先決) 本改正案では、アマチュア無線による社会貢献活動として一部簡易無線業務にかかる運用を行うことになると理解しているが、元々はデジタル簡易無線局(登録局)等の周波数不足や空中線電力の出力不足といった、業務用無線の課題解決のためにアマチュア無線が利用されることとなったと理解しており、アマチュア無線の業務拡大を行う以前に、業務用無線の拡充が先決である。また、普及の問題であれば、総務省が安価な無線機を開発するか、補助金を創設するなどして業務用無線の利用促進を推進すべきである。 | 本改正案は、業務無線の課題解決を目的としたものではありません。 業務無線の拡充等の御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 | 無 |
| 27) | (「簡易無線業務」に係る改正について) ・簡易無線業務の定義から「前号(アマチュア業務)に該当しない もの」を削除する案について賛成致します。 | ・賛成の御意見として承ります。 | 無 |

| | 現状、既にアマチュア業務と類似の通信が行われていますし、アマチュア業務と簡易無線業務の定義間の矛盾をなくすため妥当だと思います。 ・簡易無線業務用無線局で現行のアマチュア業務を行う必要がないと考えられるため、条文の変更の必要はないと考えます。 | ・アマチュア業務の定義を整理することに伴い簡易無線業務の 定義も整理する必要が生じたところ、簡易無線局(デジタル 簡易無線(登録局))の利用状況等も踏まえて、修正すること としたものです。 | |
|----|--|---|---|
| 28 | (改正経緯と関係団体からの要望書) ・本改正案は、10月15日付総務省報道発表によると業界団体からの要望書提出からわずか10日程度という極めて短期間での発表であり、十分に内容が検討されたとは到底考えられず、業界の利益の為に作られたとしか考えられない。なお、提出された要望書は組織内の議決・合意形成がされていなく、JARL 会員も承知しておらず、要望書の内容はアマチュア無線家の総意ではない。 ・アマチュア無線関係団体が令和2年10月5日付けで行った要望は「ボランティア通信」に限ったものであり、本来業務用無線により行われるべき通信をアマチュア無線により代替することを要請したものではない。 (改正は時期尚早) ・アマチュア無線による社会貢献活動を否定するものではないが、国際的に定められているアマチュア業務の定義を改正する本改正案については、説明・議論が尽くされたとは言えず、改正は時期尚早であり、意見募集を取り下げ、開かれた議論による再考が必要と考える。 | や地位向上等を図り地域社会に貢献することやワイヤレス IoT 人材育成に資することを目的に、総務省において電波法施行規則等の改正の検討を行っていたもので、日本アマチュア無線連盟(JARL)及び日本アマチュア無線振興協会(JARD)からの要望書を受領し、その後、本改正案について意見募集を行ったものです。また、両団体から本改正案に賛成意見をいただいておりま | 無 |
| 29 | その他 (アマチュア局制度に係る要望) ・アマチュア従事者免許取得のみで開局申請を行わずとも無線設備を運用可能とする、いわゆる「包括免許制度」の導入 | 今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 | 無 |

| ・免許申請手続の大幅簡素化(特に「開局申請」の大幅簡素化) ・第三者通信の解禁 ・登山者のアマチュア局携帯の義務化 ・自局間通信の適正整理・単向通信の整理 ・固定局と移動局の一本化 ・5 MHz 帯をアマチュア業務へ解放 ・4630kHz の音声通信 ・1200MHz レピータの一次業務化・実証実験の要望 ・レピータ局の開設制限の緩和 | | |
|---|-----------------------------|---|
| ・新スプリアス規則の廃止 ・電波利用料制度からのアマチュア局の除外 | | |
| ・手続に係るコストの改善(保証料、スプリアスデータの入手等) | | |
| ・第一級及び第二級アマチュア無線資格者の包括免許又は高出力 運用手続の緩和(周辺住宅への同意、無線局検査等の省略) | | |
| ・TV受信障害同等のアマチュア設置アンテナの保護・保障 | | |
| (アマチュア無線従事者制度に係る要望) ・アマチュア局運用実現までの期間を短縮 ・アマチュア資格の操作範囲に「監督」要件を追加 ・講習や試験に「社会貢献活動」科目を追加 ・小学生向けの試験問題の作成(難易度を下げる・ルビ等) ・(米国制度に倣った)ボランティア試験官による試験実施 ・講習会を主催に当たっての総務省からの金銭的補助 ・社会貢献活動等において有資格者の下で複数名での使用 | 今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 | 無 |
| (業務用無線全般に係る要望) ・消防・警察の関係者等が人命にかかわる防災・減災のために専用で使える電波資源を十分に配分していただきたい。 ・アメリカ等では許可されている 220MHz 帯を消防兼アマチュア無線業務へ割り当てていただきたい。 ・466MHZ 帯の行政無線が移行で空いた帯域に消防行政を拡張し現状不足している 17 チャンネルを割り当てるが理想と考えます。 | 今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 | 無 |

その場合に各メーカーにも協力頂きアマチュア無線機レベルの 安価版の専用機の開発を要望する。 ・消防団内にほかに干渉されない専用の周波数とシステムを構築 し、それを全国に広めることを望みます。 ・消防団では専用の VHF, UHF の割当周波数帯があり、割当周波数 を増やせばよい。あえてアマチュア無線の周波数を使えるよう にする必要はない。 ・消防団の無線配備の必要性があるのであれば 260MHz 帯の専用波 の免許申請の規制緩和や導入補助をすべきである。 ・本改正の背景に消防団が使用する周波数等に不足があるのであ れば、本来業務の周波数を追加するとよい。 ・簡易無線(登録局)の呼出チャンネル運用の規則化 無 (その他) 御意見として承ります。 ・V/U トランシーバー内蔵のスマートフォン普及 アマチュア無線局は基本的に終息の方向との御意見について ・市町村等の税金の無駄遣い(非常通信のためのアマチュア通信 は、アマチュア無線局は電波法令に基づく無線局であり、「小中 施設) 学生のアマチュア無線の体験機会の拡大関係」の【NO.5】につ ・ボランティア保険(社会貢献活動等の業務の従事中に損害が発 いても御参照ください。 生した場合に、個人のボランティア活動の範囲を超える損害賠 償等の責任が生じる可能性がある場合は、そのようなことがな いように。)

・アマチュア無線については基本として終息の方向とされたい。

■小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大 関係

| 1 | ト中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大 関係 | | |
|----------|--|---|----------------------|
| | 改正案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏まえ た案の修正の有無 |
| 1 | 先だって制度化された「アマチュア無線体験局」は、既に運用実績があり、直接アマチュア無線を実体験できどのようものか理解できた、是非やりたい等の反応が示されており、利用された方から大変好評なものとなっている。 これに加え、無資格の小中学生が、家族や学校などの身近な環境のもとアマチュア無線を体験する機会が増えることで、ワイヤレス IoT の人材育成の一助となることに大変期待をしているところでもあり、アマチュア無線の普及、活性化にも繋がる。また、アマチュア無線を通じた科学立国の将来を担う人材育成に大きく貢献するものと考える。 アマチュア無線の振興はわが国の無線技術・通信技術の底上げにつながり、アマチュア無線がより広い世代・より広い場面で活用されることには大変な意義があると考えます。ぜひさらなる活用と後援を進めていただきたいと思います。 アマチュア無線体験局と比べ、免許申請などを含めリードタイムが改善されたと考えます。 | 賛成の御意見として承ります。 より多くの方に、アマチュア無線を通して電波の利活用の可能性や楽しさを身近なくらしの中で体験できる機会が増えることで、ワイヤレス IoT 人材の裾野が広がると期待しております。 なお、本改正案の周知広報については、アマチュア無線関係団体等と協力して進めてまいります。 | 無 |
| 2 | アマチュア無線有資格者の監督(指揮・立会い)の下で、無資格者による無線設備の操作が認められる範囲をより拡大すべきではないか。 (・無資格者の年齢(全年齢、未成年、大学生、短大生、高校生、高専生、未就学児等、就学猶予・免除者の子等)・無線設備の操作の範囲(連絡設定・終了)・監督する有資格者の範囲(保護者・親族・在学の学校の教職員以外の者、電波適正利用推進員、学校の教職員等以外の者、課外活動の指導者、学校から依頼された個人や団体等)・社団局の範囲(一般の社団局、地域や職域等の学校以外の社団 | 今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 電波法は、原則として、アマチュア無線局の無線設備の操作 は、無線従事者でなければ行ってはならないこととされてお り、本制度により認められる範囲はその例外であり、一律、限 定的なものとなります。 ・無資格者の操作範囲は、監督(指揮・立会い)する有資格者 の資格の操作できる範囲内としています。この範囲内であれ ば空中線電力や周波数の制限はありません。例えば、有資格 者が第1級アマチュア無線技士あれば、その操作できる範囲 | 無 |

| | 局(児童館、図書館、科学館、博物館、公民館などの教育施設、 放課後児童クラブ、フリースクール、ボーイスカウト・ガール スカウトなど青少年団体等に係るもの)等) | 内での操作を無資格者は行うことができます。監督(指揮・立会い)される者が、第2級以下のアマチュア無線技士以下の場合も同じです。また、当然ながら本制度において運用するアマチュア無線局の免許状の記載事項を遵守する必要があります。 ・連絡の設定及び終了に関する通信操作については、電波の出所を明らかにする及び有資格者の責任の所在を明らかにするために、有資格者が行うものとします。 | |
|---|--|--|---|
| 3 | 保護者には、ファミリーホームの養育者や里親も認められるべきではないか。 | 告示案のとおり、保護者には、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)における養育者(補助者を含む。)、里親は、含まれています。また、児童相談所長、児童養護施設、障害児入所施設等の児童福祉施設の長(ともに職員を含む。)についても含まれています。 | 無 |
| 4 | 親族には、法律婚によらない親子関係も認めるべきではないか。 | 告示案のとおり、親族には「婚姻の届出をしていないが事実 上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親 族を含む。」こととしており、事実婚による親族関係は含まれて います。 | 無 |
| 5 | 無線従事者資格を取得させるべきではないか。無資格者による無線設備の操作が認められる範囲は、限定すべきではないか。 ・アマチュア無線の初級資格の難易度は高くない。小中学生で免許を取得している例が多数あることから明らかである。 ・IoT 人材の育成にはつながらない。IoT 人材の育成等はアマチュア無線にこだわる必然性はなく、簡易無線、特定小電力無線、無線従事者資格や無線局免許不要の無線でも体験はできる。 ・「アマチュア無線体験局」が制度化されたばかりであり、個人局がいつでも体験できる状況は時期尚早である。 ・イベントなどの機会を通じて体験させる従来の制度の方が普及拡大には適しており、既に家庭内でアマチュア無線を認知して | ワイヤレス IoT 人材の裾野を広げていくため、広く国民がアマチュア無線に触れる機会を創出することが必要であると考えます。 アマチュア無線は、無線技術の入口として、会話や無線機の工作に限らず PC 等によるネットワークなど、多種多様な研究や実験が可能です。また、電波は周波数によって様々な特徴を有しますが、アマチュア無線は様々な周波数で運用することがきます。これらのことから、人材育成においてアマチュア無線を活用することは、将来の技術研究、開発に携わる人材の裾野拡大につながるものと考えます。 さらに、アマチュア無線は、これまで多くの方が科学技術や無線技術への興味・関心を持つ「きっかけ」になったものと考 | 無 |

| | いる子供たちに敢えて無資格で操作運用させる制度は不要。 ・運用について、臨時に開設する局よりも適正性を確保することの困難度が増す。トラブル防止のため、学校クラブ局(社団局)を先行すべきでないか。 ・無資格操作を認める範囲は、より限定的にするべき。 (・有資格者の資格の限定(1アマ、2アマ等)・無資格者の操作範囲の限定(周波数や空中線電力等の制限、4アマの操作範囲等))・アマチュア無線有資格者による立会い、適切な指揮監督のもと運用すること、また、有資格者は無線に関する無線従事者免許を取得していることのみならず、電波法規、無線工学等の知識技能を十分に有する者であること、の条件の下に運用させるべきである。講習等で認定を受けた者に限るべきではないか。・送話スイッチの操作以外のすべての無線設備の操作を有資格者に行わせるべき。 ・4アマでは適切な指導は不可能。相手をするアマチュア無線局は「子守役」ではない。 | えており、趣味の一つとして多くの方にも知られています。先達である多くのアマチュア無線局免許人のサポートにより、継続的な人材育成にご貢献いただけるものと考えております。 体験をすることは、興味や関心を持つことのきっかけとなるものであり、行事等の機会を捉えた「アマチュア無線体験局」「国際宇宙ステーションとのアマチュア無線体験局(ARISS局)」とともに、イベント等の機会に限らず、家庭や学校等の身近なアマチュア無線局免許人による「アマチュア無線体験運用」を新たに認めることで、アマチュア無線に触れる機会をより増やしていくことができると考えております。 無資格者の操作範囲を、監督(指揮・立会い)する無線従事者の操作範囲内とすることで、ひいては IoT 人材の裾野を拡大に寄与するものと考えます。また、監督(指揮・立会い)する無線従事者の操作範囲内の運用であるため、その能力は担保されていると判断しており、多くの機会が創出できるようにするため、監督(指揮・立会い)する有資格者の資格を限定しないものです。 | |
|---|---|---|---|
| 6 | 国際宇宙ステーションとのアマチュア無線体験局 (ARISS 局) で監督 (指揮・立会い) する無線従事者の資格の制限をしたのであれば、改正案の「アマチュア無線体験運用」も同様に限定すべきではないか。 | 国際宇宙ステーションとのアマチュア無線体験局(ARISS局)においては、その機会が限られていることや国際宇宙ステーションとの通信の態様等も踏まえて、従前より監督(指揮・立会い)する無線従事者の資格を限定しております。なお、アマチュア無線体験局においても監督(指揮・立会い)する無線従事者の資格は制限しておりません。 【NO.5】も御参照ください。 | 無 |
| 7 | 特別なコールサインの付与、有資格者のコールサインの後に体験運用であることを示させるなど、体験運用であることが分かるような仕組みを導入すべき。 他のアマチュア無線局が運用形態を把握することができ、他の | 今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 なお、本制度による運用の際には、監督(指揮・立会い)する無線従事者が、「アマチュア無線体験運用」であることを示す などして運用することが望ましいと考えます。 | 無 |

| | アマチュア無線局が指導、援助することができるものと思われる。 | 先達である多くのアマチュア無線局免許人のサポートによ | |
|---|-------------------------------------|------------------------------|----------------|
| | 例えば 5 分ごとに有資格者の呼出符号と無資格者の体験運用で | り、継続的な人材育成にご貢献いただけることを期待しており | |
| | あることを告知、無資格者だけで例えば30分など長時間の交信は | ます。 | |
| | 不可とするといった制限が必要ではないか。 | また、自局内の通信は、一般に認められない。 | |
| | 家庭内で家族との体験から始める方もおり、同一コール内通信 | | |
| | も必要である。 | | |
| 8 | 電波監視を強化すべきではないか。法令違反者の罰則を強化す | 制度の運用にあたっては、関係団体等と連携し丁寧に周知・ | 無 |
| 0 | | | *** |
| | べきではないか。 | 広報を行うとともに、不法電波の取締をはじめとする、電波の | |
| | ・小中学生のアマチュア無線に関する意欲を阻害する不法・違法 | 適正な利用環境の保護に向けた取組を行ってまいります。 | |
| | 無線局の取締り強化を要望する。また、これらに対しては厳罰 | なお、総務省では、不法・違法な無線局について行政指導、 | |
| | をもって撲滅する必要があり、罰則の強化をお願いしたい。 | 行政処分及び警察署等の捜査機関と共同で取締りを実施して | |
| | ・アマチュアバンドに蔓延する違法無線局を撲滅するまで(本改 | おります。 | |
| | 正は)やるべきでない。 | 罰則に係る御意見については、今後の施策の検討に当たって | |
| | ・現時点においてアマチュア無線の VHF や UHF での違法無線局は | の参考とさせていただきます。 | |
| | とても多く、通常のアマチュア無線の利用が困難なほどである。 | また、有資格者が監督(指揮・立会い)する無資格者が電波 | |
| | しかも、総合通信局等による取締りは行われておらず、電波法 | 法令に違反した運用を行った場合は、有資格者の運用規則違反 | |
| | での検挙事例が一例もないことは、甚だ疑問である。 | となります。また、呼出符号の送出等、連絡の設定及び終了に | |
| | ・請負元である地方公共団体等に対して、アマチュア無線の違法 | 関する通信操作については、監督(指揮・立会い)する有資格 | |
| | 運用を行う事業者の排除を働きかけるなど、より多角的で実効 | 者が行わなければなりません。 | |
| | 性を伴う取組みを推進されたい。 | | |
| | ・過失であっても違法運用が発覚した場合には罰則を科すべき。 | | |
| | ・有資格者が監督(指揮・立会い)する無資格者が法令を逸脱した | | |
| | 運用を行った場合、その運用を行った無資格者と同時にその有 | | |
| | 資格者も同様に罰則を受けるよう法令を修正すること。その有 | | |
| | 資格者の罰則は現行よりも重くするのが妥当である。 | | |
| | ・コールを言わない等違反があった場合、家族であっても、使用 | | |
| | 者、機器の所有者及び免許人双方を罰する規定を設けるべき。 | | |
| 9 | ・無資格者への規制緩和は、アマチュアバンドの乱れや無資格者 | ・無資格者の運用は、有資格者の監督(指揮・立会い)の下で | 無 |
| | が許された業務を優先や占有し出して、有資格者がまともに使 | 行われるものです。 | ···· |
| | えなくなる逆転現象が危惧されます。 | 13 15 15 3 3 5 5 7 0 | |
| | | | |

| | ・無資格者が自由に使える周波数帯を確保斡旋すべきと考えます。 | ・今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 | 無 |
|----|---|---|---|
| 10 | 無資格の小中学生については、適切なアマチュア無線技士有資格者の監督のもとに操作がなされることが大変重要。制度改正とともに、しっかりとした仕組みを具体的に作り上げることが重要。・管理役とされる保護者、学校の顧問教師の質的向上フォロー策が必要ではないか。 ・用意された設備でカリキュラムもなく交信するだけでは、十分に検証されたコンテンツでないと子供に相応しくない可能性も高く悪影響も懸念されます。 ・運用規定や運用マニュアルを作成して、体験を実施することも必要ではないか。 ・体験者の個人情報を保護するためのガイドラインの策定が必要。・良い指導者に当たらないとすでに運用しているアマチュア局が混乱する事態も生じると思われます。 ・交信に至るための前段階を省いてしまうと、携帯電話等との違いなどもわからず、子供たちに工学や科学や技術に興味を持たせることはできないと考えます。 ・入門参加者の導入教育、個人の知識取得が必須と考えます。・公立校の教職員には転勤があり、いつ指導できなくなるかわからない。そのような場合が想定されておらず、無資格者への指導が安定的に行えない可能性がある。 | 御意見のとおり、監督(指揮・立会い)する無線従事者が、科学技術に対する理解と関心を深めることを目的として、無線通信技術や電波法令等についての簡単な説明又は講習を行う等した上で、また、これらを継続的に行いながら、交信に臨んでいただけるものと期待しております。また、小中学生が科学技術に対する理解と関心を深めていただけるよう、実施にあたってのフォローや体制等も含めて、アマチュア無線局免許人の方々の創意工夫、積極的・自主的な取組に期待しております。より多くの方に、アマチュア無線を通して電波の利活用の可 | 無 |
| 11 | 海外の子供たち同士との交信など、子供たちが喜びそうな企画としくみづくりが不可欠のように感じる。(従って主な国外の所管庁と同じように足並みを揃える必要があるように思います。もし日本だけで行うなら出力や周波数帯の制限は不可避かと考えます。) 体験者を迎い入れる雰囲気の創造が必要。 考えられている利用の中に、イベント時なども入っているのでしょうか。 | アマチュア無線局免許人の方々の創意工夫、積極的・自主的な取組を期待しております。なお、出力や周波数帯の制限については、【NO.5】のとおりです。 イベント時の場合は、幅広い無資格者が運用できる「アマチュア無線体験局」が活用されるものと考えますが、親子参加でのイベント等、本制度を活用した取組も考えられます。 | 無 |

| 12 | (指揮・立会いについて) ・省令案について、「指揮の下」との意味合いがそれぞれ好きに捉えられことになるのではないか。一般に建築法・労働法等では、その場にいなくとも、監督下にあれば、指揮下にあるといわれる。告示と同じように指揮・立会いのもととすべきである。 | ・省令案のとおり、省令案及び告示案の両方の条件(指揮及び立会い)に適合する必要があります。 無資格者が行っている無線設備の操作の状況を適切に把握し、適時、適切な指示を行い得る状態であるとともに、障害等が発生した場合に無線従事者が直ちに無線設備の操作を直接行い得る状態である必要があります。また、監督(指揮・立会い)する無線従事者は、無線設備の操作を行っているその場に居合わせる、臨席することが必要であります。 | 無 |
|----|--|---|---|
| | ・1人の有資格者(指導者)の下で、何人の無資格者が同時に機器 を使用して通信できるかの制限や、監督(指導)をどのような形 (対面を原則など)で行うかの制限が明確でない。これらの規 定が明確で無い場合、複数の場所から複数の無資格者が同時に 無線の運用を行う可能性があり、混乱を生じさせる一因となり かねない。 | ・上記のとおりです。 なお、一の有資格者の下、複数の場所から複数の無資格者が 同時に運用を行うことは、できません。 | 無 |
| | ・「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」の定義があいまいである。認める要件として、同一室内を追加すべきではないか。 | ・本改正案のとおりとします。 「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」として認められる範囲は、省令案及び告示案のとおりであり明確です。移動運用も可能であることから、同一室内を要件とはしません。 | 無 |
| 13 | (いわゆる第三者通信について) ・第三者通信にあたるのではないか。免許人ではない別人が喋った瞬間、第三者通信に該当するものと理解している(免許人が通報を託された場合でも同様)。 | ・本改正案においては、通信の連絡設定及び終了は免許人(有 資格者)が行い、その上で当該有資格者の監督(指揮・立会 い)の下で通話等を無資格者が行うこととしており、第三者 のために行う通信にはあたりません。 | 無 |
| | ・諸外国のように第三者通信を許容すべきではないか。 | ・今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 | |

| | | | T |
|----|---|---|---|
| 14 | 国内のアマチュア無線局相手の交信に限られるものでなく、相 手国の主管庁が禁止しない限り外国のアマチュア無線局との交信 も可能とされたい。 | 本改正案によるアマチュア無線有資格者の監督(指揮・立会い)の下での無資格者による無線設備の操作による通信は、外国のアマチュア無線局との通信についても可能です。 | 無 |
| 15 | (規定に関する御意見) ・学齢児童生徒を「学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。」と規定しているが、学齢児童生徒を定義するのであれば、「学校教育法第十七条第一項及び第二項に規定する年齢にある児童及び生徒をいう。」とするのが適切ではないか。 | ・本改正案のとおりとします。 本改正案は、学齢児童及び学齢生徒の定義を引用したものであり、本制度は、「子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで」に該当する年齢の者を対象としています。 | 無 |
| | ・「立ち会う無線従事者が開設するもの(社団を除く。(略))」と規定しており、アマチュア局そのものが「社団」であるかのような書きぶりになっているが、正しくは、アマチュア局の「開設主体」が「社団」である。また、「立ち会う無線従事者」は「個人」以外にありえないから、「立ち会う無線従事者が開設するもの」は、必然的に「個人が開設するアマチュア局」(いわゆる「個人局」)である。以上を踏まえ以下のように修正をご検討いただきたい。 2 当該アマチュア局は、立ち会う無線従事者が開設するもの、または、同一の学校(4(三)に規定するものをいう。)に属する学齢児童生徒及び4(三)に掲げる者を構成員とする社団が開設するものであること。」(上記に関係する意見) | ・当該規定案の趣旨は、無資格者が無線設備の操作を行う場合の要件として、立ち会う無線従事者が開設に係るアマチュア局に限定するものであり、学校のクラブ局(社団局)についても、立ち会う無線従事者が構成員となっている必要があります。御意見等も踏まえ、次のとおり修正します。 2 当該アマチュア局は、立ち会う無線従事者が開設するもの又は社団(立ち会う無線従事者を構成員とするものであって、かつ、同一の学校(4(三)に規定するものをいう。)に属する学齢児童生徒及び4(三)に掲げる者を構成員とするものに限る。)が開設するものであること。 | 有 |
| | ・学校の教職員が、当該教職員が開設する個人局の無線設備を、学校の児童生徒に操作させることを認めていただきたい。 | ・告示案のとおり、認められます。 | 無 |
| | ・学校に開設された社団局の無線設備を学校の児童生徒に操作させる際に、教職員ではなく、当該児童生徒の保護者や三親等内の親族が立ち会うことは、他の要件を充足する限り、いずれも認めていただきたい。 | ・学校のクラブ局(社団局)については、学齢児童生徒の在学する学校の教職員が監督(指揮・立会い)する無線従事者となることを主に想定しています。 御意見は否定されるものではありませんが、学齢児童生徒(無資格者)の保護者や三親等内の親族(有資格者)が監督(指揮・立会い)して無資格操作ができるのは、当該有資格 | 無 |

| 16 | 学校クラブ局や無線従事者資格取得等への支援について ・学校における教育機会の拡充のための仕組みや教える先生等の育成への支援をお願いしたい。 ・青少年のアマチュア無線資格取得への受験料や講習料への公的助成等、資格を取得しやすい環境整備にご配慮をお願いしたい。・学校(小中高)にクラブ局を立ち上げ維持できるだけの、ヒトモノカネの予算措置(公助)が先である。 | 者の子や孫等である学齢児童生徒や保護者である学齢児童生徒に限られ、それ以外の学齢児童生徒は認めておりません。また、監督(指揮・立会い)する無線従事者は、当該学校クラブ局(社団局)の構成員でなければなりません。 今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 | 無 |
|----|--|--|---|
| 17 | 国際宇宙基地について「科学技術に対する理解と関心を深めることを目的」とするならば国際宇宙基地以外の極地や海洋調査などその他の科学技術に対する関心を深める事業についても検討いただきたい。 | 今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 アマチュア無線体験局により概ね対応が可能と思われます。 | 無 |
| 18 | 学校(小中学校、高校、大学など)の社団局の再開局が相次ぐことも予想される。申請者が希望すれば「当時の代表者はすでに死亡」などの場合であっても「かつての呼出符号」が再び得られるよう、柔軟なご対応をいただきたい。 | 学校の社団局(現に在学している児童生徒及び教職員が構成員)において、旧コールサインの指定を希望される場合は、これまでどおり旧コールサインが申請者に指定されていたことを確認できる書類をご提出ください。また、申請内容や資料等により、以前の社団局との継続性の観点から同一であると判断できれば、旧コールサインを指定します。 (旧コールサインが既に使用されていない場合に限ります。)ケースにより異なることから、詳細については、各総合通信局等にお問い合わせください。 | 無 |
| 19 | アマチュア無線体験局が社会貢献活動等での業務と掛け合わせると、(有資格者の監督(指揮・立会い)の下で)無資格者が公共性の高い場面でアマチュア無線を利用することになる。この状況において無資格者がアマチュア無線を利用する時の興味は無線での | 電波法施行規則第34条の10及びこれに基づく告示の要件に 適合する有資格者の監督(指揮・立会い)の下での無資格者に よる無線設備の操作については、「無線技術に対する理解と関 心を深めること」又は「科学技術に対する理解と関心を深める | 無 |

| | 連絡内容が優先され、無線技術への興味を目的とした利用は期待できません。この状態での利用を回避するような条件を明確にすべきではないか。 | こと」を目的としており、これまでと同様、監督(指揮・立会い)する無線従事者が、当該目的を達成するため、無線通信技術や電波法令等についての簡単な説明又は講習を行う等した上で、交信に臨んでいただけるものと期待しております。 | |
|----|---|---|---|
| 20 | 提出された要望書は JARL 会員も承知しておらず、要望書の内容はアマチュア無線家の総意ではない。要望から期間をおかない意見募集は、癒着関係を疑わざるを得ない。 | 本改正は、アマチュア無線の非常通信時の活躍、アマチュア無線や社会貢献活動等の社会環境の変化、かねてからのアマチュア無線関係団体からの要望等を踏まえ、アマチュア無線の積極的な活用や地位向上等を図り地域社会に貢献することやワイヤレス IoT 人材育成に資することを目的に、総務省において電波法施行規則等の改正の検討を行っていたもので、日本アマチュア無線連盟 (JARL) 及び日本アマチュア無線振興協会 (JARD) からの要望書を受領し、その後、本改正案について意見募集を行ったものです。また、両団体から本改正案に賛成意見をいただいております。 | 無 |
| 21 | その他① ・このような例外を認めるような省令は、子供たちに法律を軽視する考え方が生じる事となり、教育上の問題がある。 ・不法局問題が放置され、災害ボランティアだのイベントだの「極めて異質な通信」が新しい定義などと曲解されたアマチュア無線となるなら、小中学生に対して正しいことを語り、教授できるものは何一つありません。 ・個人的な興味と社会的な奉仕活動は、別であり、現在でも無線に個人的な興味は無く、連絡をとるためだけに使用して業務や個人連絡をしているものが多くいる。これらは特小や簡易無線、携帯電話で用は足りるため、当該告示変更は不要。 ・若い女性や年少者に妨害電波を発射するような事例もあり、アマチュア無線の怖く悪い大人のイメージだけを残す結果になる事が危惧される。 ・制度改正ではなく、科学技術の振興として学校教育で取り扱う問題だと感じている。そんな事をしなくても興味のある子ども | 御意見として承ります。 本改正案は、電波法に基づいて定められるものです。 ・本改正案の趣旨等については、概要説明資料及び【NO.5】を御参照ください。 ・不法・違法な無線局についての御意見については、【NO.8】のとおりです。 ・アマチュア無線局は基本的に終息の方向との御意見については、アマチュア無線局は電波法令に基づく無線局であり、【NO.5】についても御参照ください。 | 無 |

| は自分で方法を見つけます。養成課程にも疑問がある。 ・双方向でなく単方向の通信も「通信」として認めていただきたい。自局内の通信を認めていただきたい。 ・テレビ電波障害同様、既存設置アンテナに関し保護、保障をしていただきたい。 ・アマチュア無線従事者資格の受験料が高い。 ・アマチュア無線については、基本として終息の方向とされたい。 | | |
|--|-----------------------------|---|
| その他② ・体験運用での興味を継続できるよう、無線従事者免許や無線局免許等の諸手続の簡素化や処理の短縮をお願いしたい。特に無線局の工事設計書の申請が煩雑であるため、諸外国で実施されている(無線従事者・無線局免許一体の)包括免許の採用をお願いしたい。ISM バンドを使用した低出力の通信モジュールについては簡易な手続ができないか。 ・VHF、UHF 帯 5W 以下のハンディー機について、建設業界などで行われている(労働安全衛生法の)特別教育と同様の制度を創設してはどうか(特別教育修了者には特別な呼出符号を与える。)。・VHF/UHF・デジタル通信に限定した初級の従事者資格を設けるべき。 ・ARISS の体験を高校生まで拡張していただきたい。・アマチュア無線体験局について、学齢児童生徒など年齢制限を追加すべき。 ・アマチュア無線体験局について、期間を限定しないで日々開催したい。体験局の呼出符号はクラブ局と同一にできないか。開設期間のもとになった行事などに関係なく大幅に期間の延長緩和ができないか。「臨時」を弾力的に運用されたい。・無資格運用は、できる限りデジタル方式のみとしてはどうか。・あまちゅあがいだんすの局数・運用者増加を要望します。・不法無線局報告手段のオンライン化を期待したい。・小中学生への「無線の授業」導入が必要ではないか。 | 今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 | 無 |

(無線や電波についての基礎知識、基本的なルールやマナー、 使い方などを教える。アマチュア無線クラブを復活、拡大させる。アマチュア無線の資格取得を推奨 等)

- ・無資格で気軽に使用できる無線機器の制度を充実させるべき。
- ・アマチュア無線技士の操作範囲として「無線設備の操作の監督」を含むことを明確にすべき。試験科目・授業科目として「無線設備の操作の監督」に関する内容を加えるべき。また、実際のアマチュア局の免許手続や運用場面を踏まえた試験科目・授業科目となるようにすべき。その際、必要な知識習得を図りつつ資格取得の負担軽減となるようお願いしたい。
- ・学齢児童生徒の指揮も視野に入れた無線従事者への講習等を総 務省が主体となり積極的に開催していただくことを希望する。
- ・ワイヤレス IoT 人材の裾野拡大を目指すのであれば、概要の運用例に、音声以外の通信のイメージも含めるとよい。
- ・昔ながらのアマチュア無線は、IoT 人材への入口とは全く無縁である。IoT 人材の育成には、年少者をターゲットとするのでは無く、大学生レベルの研究等や、民間研究者、研究所、さらには一般企業による技術的基礎研究にアマチュア無線の電波を利用する事を認め、実際に電波を出さないと分からない技術的探求を可能とすることが有用。現在のアマチュアでは「個人的興味で行う」とされているが、広い研究目的も可能とすれば、IoT のみに限らず電波伝搬研究、通信方式研究をはじめ広い科学技術発展に寄与できる。

※アマチュア無線体験局:「電波法施行規則の規定によりアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める告示案」の第1号の1のアマチュア局

※国際宇宙ステーションとのアマチュア無線体験局(ARISS 局): 上記告示案の第1号の2のアマチュア局

※アマチュア無線体験運用:上記告示案の第2号のアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の運用

令和3年2月2日

周波数割当計画の一部を変更する告示案 (令和3年2月2日 諮問第4号)

[アマチュア無線の社会貢献活動での活用]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、大出係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(伊藤周波数調整官、福川係長)

電話:03-5253-5875

諮問第4号説明資料

周波数割当計画の一部を変更する告示案 (アマチュア無線の社会貢献活動での活用)

1 諮問の概要

これまで、被災地における通信確保等、地域において重要な役割を果たしてきたアマチュア無線の運用実績等を踏まえ、非常災害時等のボランティア活動や国や地方公共団体等の施策で共助を背景とする地域における活動等について、アマチュア無線を身近なくらしの中で活用できるよう定義を明確化し、電波の有効利用及びアマチュア無線の地位向上を図るとともに、地域社会に貢献できるようにする必要がある。

本件は、このような状況を踏まえ、アマチュア無線の社会貢献活動での利活用を可能とするため、無線局(基幹放送局を除く。)の 開設の根本的基準等の一部改正に合わせて、必要となる周波数割当計画(令和2年総務省告示第411号)の変更を行うものである。

2 変更概要

アマチュア無線の地域社会における社会貢献活動での利活用を可能とするため、周波数割当計画第 1 総則の 2 に定めるアマチュア 業務用の無線局の目的に係る範囲について、「その他施行規則第 3 条第 1 項第 15 号の規定により総務大臣が別に告示する業務」の追加を行うとともに、簡易無線通信業務用の無線局の目的に係る範囲について、「アマチュア業務に該当しない業務」を削除する。

3 施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更する。

4 意見募集結果

本件に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和2年10月16日(金)から同年11月17日(火)までの期間において実施済みであり、周波数割当計画の変更に関する直接的な意見の提出は無かったが、当該変更内容については、同時期に意見募集を行った無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案の改正内容に基づくものであり、同省令案に関する意見募集の結果を参照することとする。

アマチュア無線の地域社会における社会貢献活動での利活用を可能とするため、周波数割当計画第1総則の2に定めるアマチュア業務用の無線局の目的に係る範囲について、「その他施行規則第3条第1項第15号の規定により総務大臣が別に告示する業務」の追加を行うとともに、簡易無線通信業務用の無線局の目的に係る範囲について、「アマチュア業務に該当しない業務」を削除する。

総則1

2 この計画において法第26条第2項第2号に規定する無線局の目的は、次の表の左欄に掲げるとおり区分し、それ ぞれ同表の右欄に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。

| 変更前 | |
|-----------|---|
| 無線局の目的 | 無線局の範囲 |
| (略) | (略) |
| 簡易無線通信業務用 | 簡易な無線通信業務 <u>であって、</u> <u>かつ、アマチュア業務に該当</u> <u>しない業務</u> を行うことを目的 として開設するものであるこ と。 |
| アマチュア業務用 | 金銭上の利益のためでなく、 専ら個人的な無線技術の興味 によって行う自己訓練、通信 及び技術的研究 <mark>の業務</mark> を行う ことを目的として開設するも のであること。 |
| (略) | (略) |

| 7 |
|---|

| 发 史 俊 | | |
|--------------|--|--|
| 無線局の目的 | 無線局の範囲 | |
| (略) | (略) | |
| 簡易無線通信業務用 | 簡易な無線通信業務を行うことを目的として開設するものであること。 | |
| アマチュア業務用 | 金銭上の利益のためでなく、 専ら個人的な無線技術の興味 によって行う自己訓練、通信 及び技術的研究 <u>その他施行規</u> <u>則第3条第1項第15号の規定</u> <u>により総務大臣が別に告示する業務</u> を行うことを目的とし て開設するものであること。 | |
| (略) | (略) | |
| | | |

亦 亩 泓

令和3年2月2日

令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る 電波の利用状況調査の評価結果(案) (令和3年2月2日 諮問第5号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、大出係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(宇仁課長補佐、杉本係長)

電話:03-5253-5893

令和2年度携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況調査の評価結果(案)

1 諮問の概要

平成29年に電波法施行規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令が改正され、技術革新のスピードが速く、かつ、無線局の増加に伴い周波数に対する需要の変化が激しい携帯電話及び広帯域移動無線アクセスシステム(全国BWA)については、電波の利用状況の調査を毎年行うこととなった。

今年度は、省令改正後、第3回目の調査となる。令和2年3月末時点を基準日として調査を行い、得られた調査結果に対して電波 法第26条の2第3項の規定に基づき電波の有効利用の程度の評価を行ったことから、これについて諮問するものである。

2 調査・評価の対象

- ○携帯電話及び全国 BWA の使用する周波数帯
 - ・無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行う無線局の使用する周波数帯
 - ・無線設備規則第3条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局が使用する周波数帯のうち2,545MHz を超え2,575MHz 以下及び2,595MHz を超え2,645MHz 以下のもの
- ○調査を行った免許人:株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社/沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、UQ コミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning 株式会社

3 調査・評価の概要

各周波数帯においては、昨年と同様、カバレッジについて、開設計画の内容等と比較を行う進捗評価及び平均的な電波の利用状況と比較を行う実績評価を行った。また、通信速度向上等に資する技術について、導入状況を評価する実績評価に加え、新たに昨年の技術の導入実績状況との比較を行う進捗評価を行った。更に、複数の周波数帯を横断した評価として、インフラシェアリングの活用状況、混信等の防止、安全・信頼性の確保、全国トラヒック、地域別の基地局配置及びトラヒック状況、都道府県別のトラヒック状況、MVNOに対するサービス提供、携帯電話の上空利用及び IoT への取組について評価を行った。

各周波数帯における評価においては、カバレッジ及び技術導入の観点では、免許人ごとに評価結果に差異が見られた。総合評価としては、特に考慮すべき事情がある場合を除き、一定程度以上の電波利用が行われている。複数の周波数帯を横断した評価においては、概ね電波は有効に利用されているものの、必ずしも適切な電波利用が行われているとは言いがたい部分もあった。

令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る 電波の利用状況調査の評価結果(案)

令和3年2月 総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

- 我が国の移動通信システム(携帯電話及び広帯域移動無線アクセスシステム(BWA))の契約数は、 令和2年3月末時点で約1億8,499万に達している。背景にはスマートフォン等の普及があり、これらの デバイスによる動画像伝送等の利用拡大が、移動通信トラヒックを急増させている。
- 今後も増加が見込まれる移動通信トラヒックに対応するため、第5世代移動通信システム(5G)等の次世代の移動通信システムの普及が期待されている。

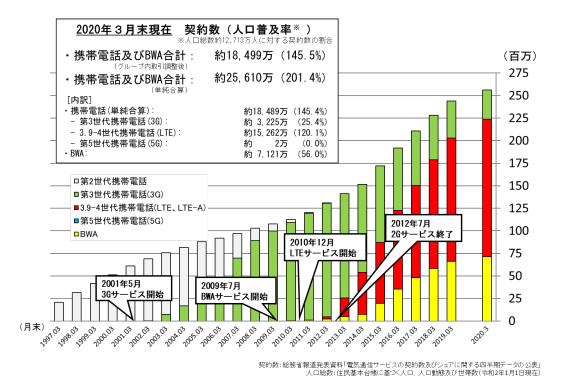


図1:携帯電話及びBWAの契約数の推移

契約数:総務省報道発表資料「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」 人口総数:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和2年1月1日現在)

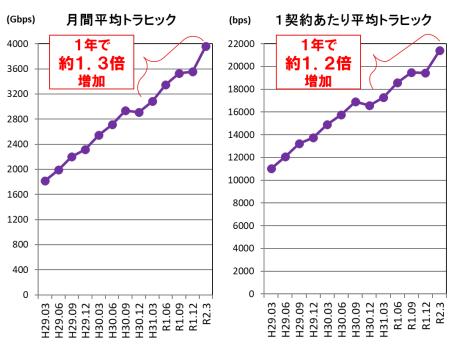


図2:移動通信トラヒックの推移(過去3年間)

移動通信システムに係る電波の利用状況の概要

- 移動通信(携帯電話・全国BWA)は、国民生活を支える重要な無線通信であり、他の無線通信に比して技術革新やサービスの動向等を踏まえた適切な電波利用を確保するため、次のような事項を適確・ 迅速に把握する必要。
 - (1) 無線局開設計画の達成度
 - (2) 周波数需要の変化
 - (3) その他(最新技術の使用動向等)

・ 周波数の有効利用促進及び適時適切な周波数の再編

・ 健全な事業者間競争環境の検証 等

<移動通信システムに特化した調査の実施>

従来

(一般的な利用状況調査)

■ 令和2年度より周波数を2区分し、 それぞれ2年に1度調査を実施(下図参照)。

(令和元年度までは周波数を3区分しそれぞれ3年に1度調査を実施)

| 714MHz以下 | 714MHz~3. 4GHz | 3. 4GHz超 |
|--------------|------------------|----------|
| I I4MINZ以下 | 714MHz超(令和2年度以降) | |
| H29 ← | _ H28 ← | Н 2 7 |
| R 2 ← | _ R1(H31) ← | → нзо |
| R 4 | R | 3 |



本件

(移動通信システムの利用状況調査)

- 毎年の調査(平成30年度~今回3回目)。
- 無線局の開設状況に加え、 <u>周波数の逼迫度(トラヒック)や</u> MVNO促進の状況等も詳細に調査。
- 周波数別、免許人ごとに調査・評価し公表。

<評価指標>

各周波数帯別の評価指標

1. カバレッジ (人口カバー率等)

〇実績評価: 各周波数帯の平均的な電波の利用状況との比較

〇進捗評価:開設計画の内容等又は昨年度実績値との比較

2. 通信速度向上等に資する技術導入

〇実績評価:各技術の導入率による評価

〇進捗評価: 昨年度実績値との比較

※赤字は今年度新規評価

周波数帯を横断した評価指標

1. インフラシェアリングの取組

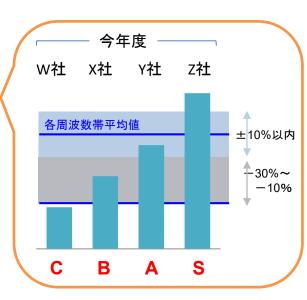
※赤字は今年度新規指標

- 2. 混信等の防止
- 3. 安全・信頼性の確保(災害対策等)
- 4. 全国トラヒック
- 5. 地域別の基地局配置及びトラヒック状況/ 都道府県別のトラヒック状況
- 6. 電波の割当てを受けていない者等に対するサービス提供 (MVNO促進について)
- 7. 携帯電話の上空利用及びIoTへの取組(IoT端末開設局数等)

本調査の評価について1

- ① 各周波数帯の評価
 - 1.カバレッジ(実績評価) (昨年度からの変更点)BとCの評価を定量的に行うための基準を設けた。
 - ·各周波数帯の平均的な電波の利用状況との比較によって評価基準を設定し、S/A/B/Cの4段階で評価。

| | | THE WASHINGTON TO THE WASHINGT |
|---|---|--|
| S | | 各周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく上回っている(LTE/4G、高度化BWA又はNR規格において、以下の条件を2つとも満たしている)・基地局数、人口カバー率及び面積カバー率のうち複数が、Aの条件の範囲を上回っている・基地局数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれにおいても、Aの条件の範囲を下回っていない |
| | А | 各周波数帯の平均的な電波の利用状況と同等程度である(LTE/4G、高度化BWA又はNR規格において、以下の条件を複数満たしている、又は、条件の範囲を上回っているものと条件の範囲を下回っているものがある) ・基地局数が、各周波数帯平均値±10%以内 ・人口カバー率が、各周波数帯平均値±10%以内(各周波数帯平均値の110%値が人口カバー率100%を上回る場合は、各周波数帯平均値±(100%-各周波数帯平均値)以内とする。) ・面積カバー率が、各周波数帯平均値±10%以内 |
| | В | 各周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく下回っている(LTE/4G、高度化BWA又はNR規格において、以下の条件を複数満たしている) ・基地局数、人口カバー率又は面積カバー率のうち複数が、(各周波数帯平均値-30%)~(各周波数帯平均値-10%)の範囲内である ・基地局数、人口カバー率又は面積カバー率のいずれにおいても、Aの条件の範囲を上回っていない ・基地局数、人口カバー率又は面積カバー率のうち、Aの条件を満たしているものと、各周波数帯平均値の-30%未満のものがある |
| ı | | 冬国油粉港の平均的が雪油の利田州沢を非常にすきく下回っている(LTE/AC 宣南化PWA又けND相換において 以下の冬姓を2つとも送わしている) |



- 1. カバレッジ(進捗評価) (昨年度からの変更点)BとCの評価を定量的に行うための基準を設けた。
- ・開設計画の認定期間中の周波数帯(5G用周波数*1を除く)*2、開設計画の認定期間中の周波数帯(5G用周波数に限る)及び開設計画の認定期間が終了した*3又は開設計画の認定に係らない周波数帯の別で評価基準を設定。
- I.以下の(1)、(2)については、認定された開設計画の実施状況によってそれぞれS/A/B/C%4の4段階で評価。
 - (1) 開設計画の認定期間中の周波数帯 (5 G用周波数を除く): ①基地局数 ②人口カバー率 ③総合
 - (2) 開設計画の認定期間中の周波数帯(5G用周波数に限る):

・基地局数、人口カバー率及び面積カバー率のうち複数が、各周波数帯平均値の-30%未満である

・基地局数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれにおいても、Aの条件の範囲を下回っている

- •特定基地局:①基地局数(屋外) ②基地局数(屋内等)③総合
- 5 G高度特定基地局: ① 5 G高度特定基地局数 ② 5 G基盤展開率 ③総合
- Ⅱ.以下については、**昨年度実績値との比較によって、**それぞれ **A+/A/B/Cの 4 段階**で評価。
 - (3) 開設計画の認定期間が終了した又は開設計画の認定に係らない周波数帯:①基地局数、②人口カバー率、③面積カバー率、④総合

| | (1)開設計画の認定期間中の周波数帯(5G用周波数を除く) | | |
|---|------------------------------------|----------------------------------|--|
| | ①基地局数 | ②人口カバー率 | ③総合 |
| S | 基地局数が計画値+3,000局超 | 人口カバー率が計画値+1%超 | 認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、開設計画値を大きく上回っている(以下の条件を2つとも満たしている) ・①、②のうち1つ以上がAを上回っている・①、②のうちいずれにおいても、Aを下回っていない |
| Α | 基地局数が以下の範囲以内 計画値~(計画値+3,000局) | 人口カバー率が以下の範囲以内 計画値~(計画値+1%) | 認定された開設計画を適切に実施している(①、②いずれについてもAである) |
| В | 基地局数が計画値を下回っており、 かつ計画値-3,000局以内 | 人口カバー率が計画値を下回っており、 かつ計画値-1%以内 | 認定された開設計画を概ね適切に実施している(以下の条件を2つとも満たしている) ・①、②のうち一方がA以上であり、一方がBである・①、②のうちいずれもBである |
| С | 基地局数が計画値-3,000局未満 | 人口カバー率が計画値-1%未満 | 認定された開設計画を適切に実施していない(①、②のうち1つ以上がCである) |

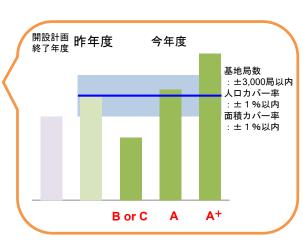
本調査の評価について②

1. カバレッジ(進捗評価)(続き) (昨年度からの変更点)BとCの評価を定量的に行うための基準を設けた。

| | (2)開設計画の認定期間中の周波数帯(5G用周波数に限る)・特定基地局 | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------------------|------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | ①基地局数(屋外) | ②基地局数(屋内等) | ③総合 | | | | | | | | | | |
| s | 基地局数が計画値+3,000局超 | 基地局数が計画値+3,000局超 | 認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、開設計画値を大きく上回っている(以下の条件を2つとも満たしている) ・①、②のうち1つ以上がAを上回っている・①、②のうちいずれにおいても、Aを下回っていない | | | | | | | | | | |
| Α | 基地局数が以下の範囲以内 計画値~(計画値+3,000局) | 基地局数が以下の範囲以内 計画値~(計画値+3,000局) | 認定された開設計画を適切に実施している(①、②いずれについてもAである) | | | | | | | | | | |
| В | 基地局数が計画値を下回っており、 かつ計画値-3,000局以内 | 基地局数が計画値を下回っており、 かつ計画値-3,000局以内 | 認定された開設計画を概ね適切に実施している(以下の条件を2つとも満たしている) ・①、②のうち一方がA以上であり、一方がBである・①、②のうちいずれもBである | | | | | | | | | | |
| С | 基地局数が計画値-3,000局未満 | 基地局数が計画値ー3,000局未満 | 認定された開設計画を適切に実施していない(①、②のうち1つ以上がCである) | | | | | | | | | | |

| | | (2)開設計画の認定期間中の周波数帯(5G用周波数に限る) • 5G高度特定基地局 | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | ①5G高度特定基地局数 | ②5G基盤展開率 | ③総合 | | | | | | | | | | | |
| S | 5G高度特定基地局数が計画値+1,000局超 | 5G基盤展開率が計画値+1%超 | 認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、開設計画値を大きく上回っている(以下の条件を2つとも満たしている) ・①、②のうち1つ以上がAを上回っている・①、②のうちいずれにおいても、Aを下回っていない | | | | | | | | | | | |
| Α | 5G高度特定基地局数が以下の範囲以内 計画値~(計画値+1,000局) | 5G基盤展開率が以下の範囲以内 計画値~(計画値+1%) | 認定された開設計画を適切に実施している(①、②いずれについてもAである) | | | | | | | | | | | |
| В | 5G高度特定基地局数が計画値未満であり、 かつ計画値-1,000局以内 | 5G基盤展開率が計画値未満であり、 かつ計画値-1%以内 | 認定された開設計画を概ね適切に実施している(以下の条件を2つとも満たしている) ・①、②のうち一方がA以上であり、一方がBである・①、②のうちいずれもBである | | | | | | | | | | | |
| С | 5G高度特定基地局数が計画値-1,000局未満 | 5G高度特定基地局数が 計画値-1%未満 | 認定された開設計画を適切に実施していない(①、②のうち1つ以上がCである) | | | | | | | | | | | |

| | | (3)開設計画の認定期間が終う | 了した/開設計画の認定に係らない居 | 波数帯 |
|----|---|--|--|--|
| | ①基地局数 | ②人口カバー率 | ③面積カバー率 | ④総合 |
| Α+ | 基地局数が昨年度実績値 +3,000局超 | 人口カバー率が 昨年度実績値+1%超 | 面積カバー率が 昨年度実績値+1%超 | 昨年度実績値を大きく上回っている (以下の条件を2つとも満たしている) ・①~③のうちいずれかがSである ・①~③のいずれにおいても Aを下回っていない |
| Α | 基地局数が昨年度実績値 ±3,000局以内 | 人口カバー率が 昨年度実績値±1%以内 | 面積カバー率が 昨年度実績値±1%以内 | 昨年度実績値を維持している (①~③のいずれについてもAである) |
| В | 基地局数が以下の範囲以内 (昨年度実績値-5,000局)~ (昨年度実績値-3,000局) | 人口カバー率が以下の範囲以内 (昨年度実績値ー5%)以上 (昨年度実績値ー1%)未満 | 面積カバー率が以下の範囲以内 (昨年度実績値ー5%)以上 (昨年度実績値ー1%)未満 | 昨年度実績値を大きく下回っている (①~③のいずれかがBである) |
| С | 基地局数が昨年度実績値 ー5,000局未満 | 人口カバー率が 昨年度実績値-5%未満 | 面積カバー率が 昨年度実績値-5%未満 | 昨年度実績値を非常に大きく下回っている (①~③のいずれかがCである) |

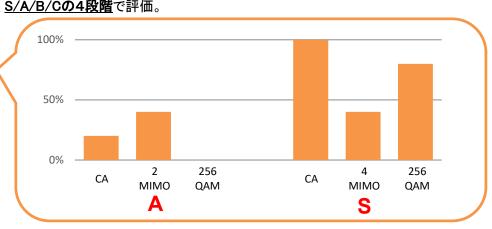


本調査の評価について③

- ① 各周波数帯の評価(続き)
- 2. 通信速度向上等に資する技術導入(実績評価) ※赤字は新規評価事項
- ・これまでに公示された開設指針等を踏まえ、電波の能率的な利用を確保し通信速度向上等に資する代表的な技術である CA. 2/4/8MIMO、Massive MIMO及び256QAMの導入状況によって評価基準を設定し、S/A/B/Cの4段階で評価。

| | 12/4/Junitatio、Wassive Witho XO-200G/Wido 年入代が1/10 20 10 11 画本十と欧大し |
|---|---|
| S | 以下の規格に対応する技術のうち、複数の技術の導入率が50%を超えている ・LTE/4G又は高度化BWA規格:CA、4MIMO、256QAM ・NR規格:CA、4/8MIMO、 <mark>Massive MIMO</mark> 、256QAM |
| Α | 以下の規格に対応する技術のうち、複数の技術が導入されている ・LTE/4G又は高度化BWA規格:CA、2/4/8MIMO、256QAM ・NR規格:CA、4/8MIMO、 <mark>Massive MIMO</mark> 、256QAM |

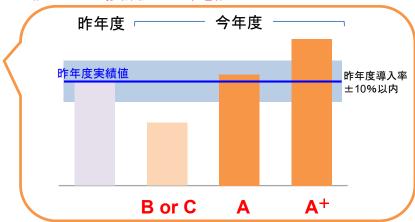
以下の規格に対応する技術のうち、いずれかの技術が導入されている ・LTE/4G又は高度化BWA規格: CA、2/4/8MIMO、256QAM ·NR規格: CA、4/8MIMO、Massive MIMO、256QAM 以下の規格に対応する技術のうち、いずれの技術も導入されていない。 LTE/4G又は高度化BWA規格: CA、2/4/8MIMO及び256QAM NR規格: CA、4/8MIMO、Massive MIMO、256QAM



2. 通信速度向上等に資する技術導入(進捗評価)(昨年度からの変更点)昨年度の導入率との比較による進捗評価の基準を設けた

・昨年度の導入率との比較によって評価基準を設定し、S/A/B/Cの4段階で評価。

| s | 昨年度実績値を大きく上回っている(以下の条件を2つとも満たしている) ・CA、2/4/8MIMO又は256QAMの全国における導入率のいずれかが、Aの条件の範囲を上回っている・CA、MIMO又は256QAMの全国における導入率のいずれにおいても、Aの条件の範囲を下回っていない |
|---|--|
| Α | 昨年度実績値を維持している(CA、2/4/8MIMO又は256QAMの全国における導入率のいずれについても、 昨年度実績値±10%以内である) |
| В | 昨年度実績値を大きく下回っている(CA、2/4/8MIMO又は256QAMの全国における導入率のいずれかが、 (昨年度実績値-30%)~(昨年度実績値-10%)の範囲内である) |
| С | 昨年度実績値を非常に大きく下回っている(CA、2/4/8MIMO又は256QAMの全国における導入率のいずれかが、昨年度実績値-30%未満である) |



〇 総合評価

総合評価については、1. カバレッジ及び2. 通信速度向上等に資する技術導入の状況を勘案し、総合的に評価。

複数の周波数帯を横断した評価

・免許人若しくは免許人グループごとに又は全免許人をまとめて調査結果を分析し、分析結果に基づき適切な電波利用が行われているかの程度を評価。

調査・評価結果のとりまとめ(全体概要)

1. 各周波数帯別の評価

・各周波数帯におけるカバレッジ及び通信速度向上等に資する技術導入の観点では、免許人ごとに評価結果に差異が見られた。総合評価としては、特に考慮すべき事情がある場合を除き、基本的には一定程度以上の電波利用が行われていると認められる※。

周波数带/事業者/評価一覧

(※ 特殊要因(終了促進措置の遅れ)により開設計画の遅延が認められる700MHz帯(評価「R」)を除く。)

| | | | | 700MHz帯 | , | 800N | 1Hz帯 | 900MHz | | 1.5GHz帯 | | 1.7GH | z帯① | 1.7GH | z帯② | | 2GHz帯 | | 3.4G | Hz帯 | | 3.5GHz帯 | | 2.5G | Hz帯 |
|------------|------------|--------|--------------|---------|--------------|----------------|------|------------|----------------|----------------|-----|--------------|-----|--------|-----|--------------|----------------|------------|------------|-----|-----|--------------|------------|------|-----|
| | | | KDDI/ 沖セル | ドコモ | ソフト バンク | KDDI/ 沖セル | ドコモ | ソフト バンク | ソフト バンク | KDDI/ 沖セル | ドコモ | KDDI/ 沖セル | 楽天 | ソフトバンク | ドコモ | KDDI/ 沖セル | ドコモ | ソフト バンク | ソフト バンク | ドコモ | ドコモ | KDDI/ 沖セル | ソフト バンク | WCP | UQ |
| | 実績評価 | 総合 | S | В | В | Α | Α | | Α | С | S | Α | Α | - | - | В | S | Α | S | В | S | Α | Α | Α | Α |
| カバレッジ 進捗評価 | | 総合 | R | S | Α | A^{+} | Α | S | A ⁺ | A ⁺ | Α | S | S | Α | Α | Α | A^{+} | Α | Α | Α | S | S | S | Α | Α |
| | 進捗評価 | 基地局数 | R | S | Α | A^{+} | Α | S | Α | Α | Α | Α | Α | Α | Α | Α | A ⁺ | Α | Α | Α | S | Α | S | Α | Α |
| | | 人口カバー率 | R | Α | Α | Α | Α | Α | A ⁺ | A ⁺ | Α | S | S | Α | Α | Α | Α | Α | Α | Α | S | S | S | Α | Α |
| | | 面積カバー率 | _ | _ | _ | A ⁺ | Α | _ | Α | A ⁺ | Α | _ | _ | Α | Α | Α | Α | Α | _ | _ | _ | _ | _ | Α | Α |
| 通信速度 | 漬評価 | Α | S | Α | Α | S | Α | S | Α | S | Α | S | Α | S | Α | S | S | S | S | S | S | S | S | S | |
| 向上等 | 進 | 步評価 | Α | S | S | Α | Α | S | Α | S | Α | В | В | S | Α | Α | S | Α | _ | _ | Α | S | S | Α | Α |

| | | | | 3.7G | Hz帯 | | 4.5GHz | | 28G | Hz帯 | |
|-------|------|-----------|-----|--------------|-----|------------|--------|----|-----|--------------|------------|
| | | | ドコモ | KDDI/ 沖セル | 楽天 | ソフト バンク | ドコモ | 楽天 | ドコモ | KDDI/ 沖セル | ソフト バンク |
| | 実績評価 | 総合 | Α | Α | В | Α | 1 | Α | Α | Α | Α |
| カバレッジ | 進捗評価 | 総合 | Α | Α | Α | Α | Α | Α | Α | Α | Α |
| ガハレッシ | | 基地局数(屋外) | Α | Α | Α | Α | Α | Α | Α | Α | Α |
| | | 基地局数(屋内等) | Α | Α | Α | Α | Α | Α | Α | Α | Α |
| 通信速度 | | 実績評価 | S | S | С | S | S | С | S | S | S |
| 向上等 | | 進捗評価 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |

| | | | | 5G高度特 | 定基地局 | |
|-------|------|---------|-----|--------------|------------|----|
| | | | ドコモ | KDDI/ 沖セル | ソフト バンク | 楽天 |
| | 実績評価 | 総合 | 1 | - | | _ |
| + | | 総合 | Α | _ | | _ |
| カバレッジ | 進捗評価 | 基地局数 | Α | _ | _ | _ |
| | | 5G基盤展開率 | Α | _ | _ | _ |

■赤枠は昨年より高評価となった部分

■青枠は昨年より低評価となった部分

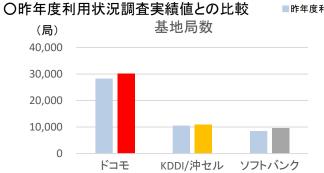
2. 周波数帯を横断した評価

※赤字は新規評価事項

- インフラシェアリングの取組については、各免許人とも、インフラシェアリングの検討や実際の活用を進めていると認められる。
- ・全国トラヒックについては、データトラヒックの増大が著しい。各免許人とも3GからLTE/4Gへの移行を着実に進めており、総トラヒックの増大への 対応を実施しており適切な電波利用が行われていると認められる。グループ別の1契約当たりの総トラヒックの差が顕著になりグループごとのサービスや ユーザーの需要が総トラヒックに反映される傾向が明らかになった。
- ・都道府県別のトラヒック状況については、1局当たりの月間総トラヒックには大きな差異はなく(最大約3倍)、人口やトラヒック状況といった各地域の相違に応じた基地局配置が実施され、適切な電波利用が行われていると認められる。
- ・MVNO促進への取組については、昨年同様、携帯事業者3社が一定のMVNO促進に努めている一方、全国BWA事業者(UQ及びWCP)においては自社グループ内の携帯事業者への回線提供が大半を占めており、必ずしも多様かつ多数のMVNOが回線を利用している状況にあるとは言いがたい。
- 携帯電話の上空利用については、各免許人とも、携帯電話を試験的に上空で利用するための無線局を開設しており、将来の適切な電波利用に向け、 取組を行っているものと認められる。

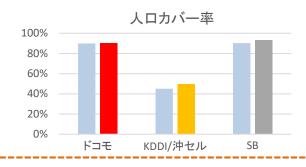
(参考例)1.5GHz帯の調査・評価結果の概要

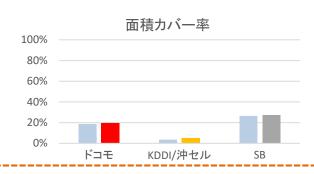
1. カバレッジ (開設計画の認定 (H21.06.10) 、市町村人口カバー率50%以上)









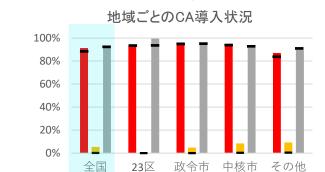


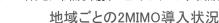
2. 通信速度向上等に資する技術導入

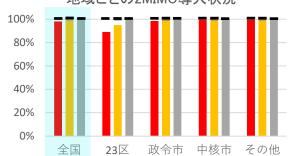


DI/沖セル令和元年度末 ■ ソフトバンク令和元年度

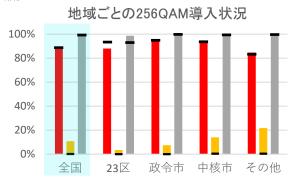
━ 昨年度実績(







全国 23区 政令巾 甲核巾 その他 ※4MIMO以上はいずれの免許人も導入していない。



※CAで使用する周波数帯

・ドコモ・・・700MHz,800MHz,2GHz,3.4GHz,3.5GHz (最大4帯域の組合せ)・KDDI/沖セル・・・800MHz,2GHz(最大3帯域の組合せ)・ソフトバンク・・・700MHz,900MHz,1.7GHz(最大4帯域の組合せ)

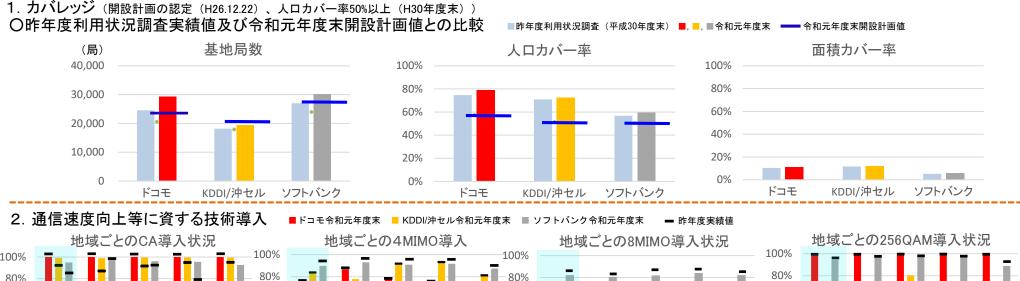
| 免許人名 | | 1. カバレッジ | | | | 2. 通信速度向上等 | 総合評価 |
|---------------------|---|--|--|----------------------------------|----------------------------------|---|----------------------------------|
| 光計入石 | 実績評価 | | 進捗評価 | | 実績評価 | 進捗評価 | 松苗計Ш |
| ドコモ (開設計画の | 1.5GHz帯の平均値に対して、 ・基地局数は多い。 | ①基地局数 30,187局(+1,876局) | ②人口カバー率 90.6%(+0.7%) | ③面積カバー率 19.4%(+0.7%) | ·CA、MIMO及び256QAM が導入されている。 | ·CA導入率 91.3%(+3.3%) ·2MIMO導入率 98.0%(-1.9%) | 各評価指標の観点において、よ り適切な電波利用が行われてい |
| 認定期間: H21.06.10~ | ・人口カバー率は大きい。・面積カバー率は大きい。 | 評価:A | 評価:A | 評価:A | ・CA及び256QAMの導入率 が50%を超えている。 | ·256QAM導入率 89.1%(+0.8%) | ると認められる。 |
| H26.06.09) | 評価:S | | 総合評価:A | | 評価:S | 評価:A | |
| KDDI/沖セル (開設計画の | | ③面積カバー率 5.0%(+1.4%) | ·CA、MIMO及び256QAM が導入されている。 | | 各評価指標の観点において、一 定の電波利用が行われていると | | |
| 認定期間: H21.06.10~ | ・人口カバー率は非常に小さい。・面積カバー率は非常に小さい。 | 評価:A | 評価:A ⁺ | 評価:A ⁺ | | ·256QAM導入率 10.7%(+10.6%) | 認められる。 |
| H26.06.09) | 評価:C | ÷ | 総合評価:A+ | | 評価:A | 評価:S | |
| ソフトバンク (開設計画の | 1.5GHz帯の平均値に対して、 ・基地局数は非常に少ない。 | 1.5GHz帯の平均値に対して、①基地局数②人口カバー率③面積カバー率·CA、MIMO及び256QAM・基地局数は非常に少ない。9,580局(+1,078局)93.2%(+3.0%)27.2%(+0.8%)が導入されている。 | ·CA導入率 92.1%(+1.5%) ·2MIMO導入率 100.0%(±0.0%) | 各評価指標の観点において、よ り適切な電波利用が行われてい | | | |
| 認定期間: H21.06.10~ | ・人口カバー率は大きい。・面積カバー率は大きい。 | 評価:A | 評価:A+ | 評価:A | ・CA及び256QAMの導入率 が50%を超えている。 | ·256QAM導入率 99.6%(+0.5%) | ると認められる。 |
| H26.06.09) | 評価:A | ; | 総合評価:A+ | | 評価:S | 評価:A | |

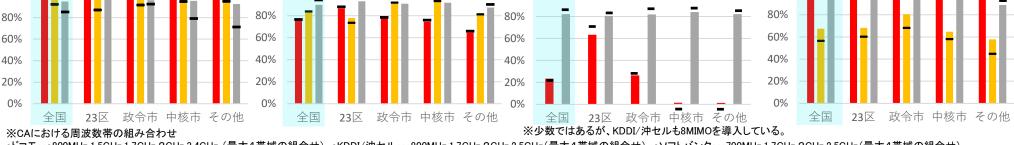
総合評価

各評価指標の観点において、より適切な

電波利用が行われていると認められる。

(参考例)3.5GHz帯の調査・評価結果の概要





| | 大限計画 | 上 | І Щ | 大限計画 | 進沙計画 | |
|----------------------|---|---------------------------|--------------------------|--------------------------------------|--|--------------------|
| ドコモ (開設計画の | 3.5GHz帯の平均値に対して、 ・基地局数は多い。 | ①基地局数 29,208局(+8,618局) | ②人口カバ一率 78.8%(+23.3%) | ・CA、MIMO及び256QAMが導 入されている。 | ·CA導入率 100.0%(±0.0%) ·4MIMO導入率 75.6%(+1.5%) | 各評価指標の観点において、より適切な |
| 認定期間: H26.12.22~) | ・人口カバー率は大きい。・面積カバー率は大きい。 | 評価:S | 評価:S | ・CA、4MIMO及び256QAMの 導入率が50%を超えている。 | ·8MIMO導入率 23.5%(-3.2%) ·256QAM導入率 100.0%(±0.0%) | 電波利用が行われていると認められる。 |
| | 評価:S | 総合評価 | ⊞ :S | 評価:S | 評価:A | |
| KDDI/沖セル (開設計画の | 3.5GHz帯の平均値に対して、 ・基地局数は少ない。 | ①基地局数 19,325局(十1,356局) | ②人口カバ一率 72.4%(+21.0%) | ・CA、MIMO及び256QAMが導 入されている。 | ·CA導入率 99.3%(+7.0%) ·4MIMO導入率 84.6%(+0.7%) | 各評価指標の観点において、より適切な |
| 認定期間: H26.12.22~) | ・人口カバー率は同等程度である。・面積カバー率は大きい。 | 評価:A | 評価:S | ・CA、4MIMO及び256QAMの 導入率が50%を超えている。 | ·8MIMO導入率 0.0%(±0.0%) ·256QAM導入率 67.4%(+11.0%) | 電波利用が行われていると認められる。 |
| | 評価:A | 総合評価 | ⊞ :S | 評価:S | 評価:S | |
| ソフトバンク | 3.5GHz帯の平均値に対して、 | ①基地局数 | ②人口カバー率 | •CA、MIMO及び256QAMが導 | ·CA導入率 95.0%(+13.0%) | |

入されている。

•CA、8MIMO及び256QAMの

評価:S

導入率が50%を超えている。

2. 通信速度向上等

·4MIMO導入率 89.9%(-2.4%)

·8MIMO導入率 82.1%(-2.0%)

·256QAM導入率 94.5%(-2.4%)

評価:S

1. カバレッジ

30,098局(+6,067局)

評価:S

総合評価:S

59.7%(+9.2%)

評価:S

免許人名

(開設計画の

認定期間:

H26.12.22~)

基地局数は多い。

人口カバー率は小さい。

面積カバー率は非常に小さい。

評価:A

混信等の防止、安全・信頼性の確保の調査結果の概要

○混信等の防止の調査結果の概要

調査:既設無線局等と今後新規に置局予定の無線局との混信防止の対策・体制の構築について調査。

分析: 各免許人とも各周波数帯特有の取組を含め他の無線局等との干渉調整等を実施しており、混信等の防止に適切に努めていると認められる。

評価: 混信等の防止の観点において、適切な電波利用が行われていると認められる。

| ドコモ | KDDI/沖セル | ソフトバンク | 楽天 | UQ | WCP |
|--|--|---|--|---|--|
| ・他の無線局等との干渉調整等を実施 <各周波数帯特有の取組> 〇700MHz帯: テレビ受信障害対策 〇1.7GHz帯: 100kHzスライド対応 〇3.4GHz帯: 音声FPU、STL等に対する終了促進措置、 宇宙無線通信(地球局)に対する混信等 防止措置、TDD同期 〇3.5/3.7/28GHz帯: 宇宙無線通信(地球局)に対する 混信等防止措置、TDD同期 〇4.5GHz帯: 公共業務用無線に対する混信防止措置 | ・他の無線局等との干渉調整等を実施 <各周波数帯特有の取組> 〇700MHz帯: テレビ受信障害対策 〇1.7GHz帯: 公共業務用無線局に対する終了 促進措置 〇3.5/3.7/28GHz帯: 宇宙無線通信(地球局)に対する 混信等防止措置、TDD同期 | ・他の無線局等との干渉調整等を実施 <各周波数帯特有の取組> 〇700MHz帯: テレビ受信障害対策 〇1.7GHz帯: 100kHzスライド対応 〇3.4GHz帯: 音声FPU、STL等に対する終了 促進措置、宇宙無線通信(地球局)に対する混信等防止措置、 TDD同期 〇3.5/3.7/28GHz帯: 宇宙無線通信(地球局)に対する 混信等防止措置、TDD同期 | ・他の無線局等との干渉調整等 を実施 〈各周波数帯特有の取組〉 〇1.7GHz帯: 公共業務用無線局に対する終了 促進措置 〇3.7/28GHz帯: 宇宙無線通信(地球局)に対する 混信等防止措置、TDD同期 | ・他の無線局等との干渉調整等 を実施 <各周波数帯特有の取組> 〇2.5GHz帯:TDD同期 | ・他の無線局等との干渉調整等 を実施。 〈各周波数帯特有の取組〉 〇2.5GHz帯:TDD同期 |

○安全・信頼性の確保の調査結果の概要

調査:技術要員の確保状況、災害・故障時等の具体的な対策の有無等、車載型基地局等の配備状況について調査。

分析: 各免許人とも、必要な技術要員の確保、各種災害への対応を実施し、必要に応じて予備電源の設置、車載型基地局、可搬型基地局又は移動

電源車の整備を実施しており、災害等に備えていると認められる。

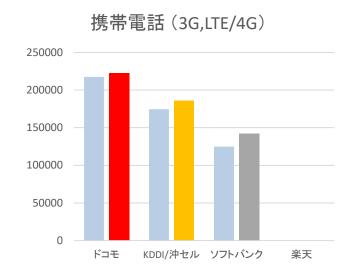
評価:安全・信頼性の確保の観点において、適切な電波利用が行われていると認められる。

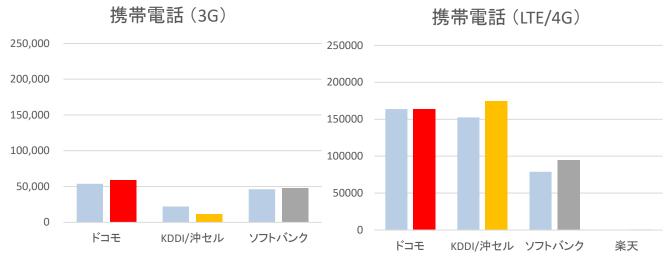
| | | | | | ドコモ | | K | DDI/沖セ | ル | , | ノフトバン | ク | | 楽天 | | | UQ | | | WCP | |
|-----|------------|-------|---------------|--------------------------------------|---------------|--------|------------------------------------|----------------|--------|-------------------|----------------|--------|---------------------------|-------|------|-------|-----------------|--------|--------|-----------------|-----------------|
| | O技術要員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | NOC要 | 員 | 保守要員 | 374人※1 | 2,4 | 420人※1 | 1,066人 | . ; | 3,184人 | 279人 [※] | 62 | 541人※2 | 157 人 | | 108人 | 71人 | | 1,790人 | 279人* | 2 5 | 41人※2 |
| | 無線従事 | | 電気通信 主任技術者 | 8,496人 | | 29人 | 4,091人 | | 64人※3 | 6,702 | | 47人 | 1,321 | | 30人 | 1,790 | | 11人 | 1,547ノ | | 15人 |
| C |)災害対 | 策 | | ・地震対策(而 策(消火設 ・24時間以上 備電源等を | 備設置)等 運用可能 | 等を実施。 | ·地震対策(策(消火] ·24時間以_ 備電源等 | 设備設置) 上運用可能 | 等を実施。 | | 設備設置) 上運用可能 | | ・地震対策施。 ・24時間以 備電源等 | 上運用可能 | | | 设備設置)。 上運用可能 | | | 耐震補強等 设備設置)等 | 等)、火災対 等を実施。 |
| - 1 | 車載型 基地局 | 可搬 基地 | | 115局 | 56局 | 131台 | 45局 | 138局 | 58台 | 100局 | 200局 | 82台 | 6局 | 12局 | 6局 | 2局 | 22局 | 0台 | 34局 | O局 | 82台 |

音声トラヒック(全国)の調査結果・評価結果の概要

○全契約の平均トラヒック(単位:erl(1時間当たりの合計通話時間を表す単位))







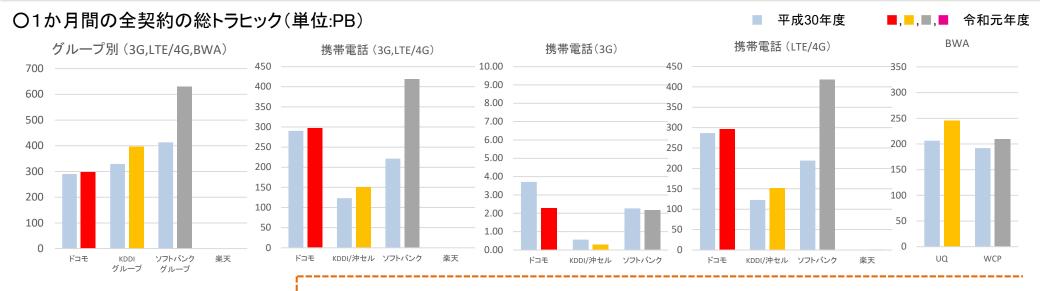
(参考)1契約当たりの平均トラヒック(単位:erl)

携帯電話 (3G,LTE/4G) 0.00350 0.00250 0.00250 0.00150 0.00100 ドコモ KDDI/沖セル ソフトバンク 楽天

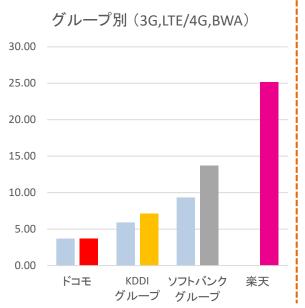
○適切な電波利用が行われているかの程度を評価

| 免許人名 | 分析結果 | 評価 |
|----------|---|--|
| ドコモ | ・昨年度に比して3Gトラヒックは増加しているが、LTE/4Gトラヒックは減少している。総トラヒック(3G、LTE/4G)は増加している。 ・LTE/4Gトラヒックが3Gトラヒックを大きく上回っている。 | 音声通信のLTE/4G化が進んでおり、 適切な電波利用が行われていると 認められる。 |
| KDDI/沖セル | ・昨年度に比して3Gトラヒックは減少しているが、LTE/4Gトラヒッ クは増加している。総トラヒック(3G、LTE/4G)は減少している。 ・LTE/4Gトラヒックが3Gトラヒックを大きく上回っている。 | 音声通信のLTE/4G化が大きく進ん でおり、適切な電波利用が行われ ていると認められる。 |
| ソフトバンク | ・昨年度に比して3Gトラヒック・LTE/4Gトラヒックともに増加している。総トラヒック(3G、LTE/4G)も増加している。 ・LTE/4Gトラヒックが3Gトラヒックを上回っている。 | 音声通信のLTE/4G化が進んでおり、 適切な電波利用が行われていると 認められる。 |
| 楽天 | ・令和元年10月よりサービスが開始されたため、トラヒックが発生している。 | 本年度からサービス開始であるため評価は行わないが、次年度以降 音声トラヒックを厳正に確認していく。 |

データトラヒック(全国)の調査結果・評価結果の概要



(参考) 1か月間の1契約当たりの 総トラヒック(単位GB)



○適切な電波利用が行われているかの程度を評価

| 免許人グループ名 | 分析結果 | 評価 |
|-------------------------------------|---|---|
| ドコモ | ・総トラヒック(3G,LTE/4G)は、前年度比+約3%となっており、携帯電話・全国BWA全体のトラヒック(約1,324PB)のうち、約23%を占めている。 ・携帯電話トラヒック(3G、LTE/4G)の99%以上をLTE/4Gトラヒックが占めている。 ・1ヶ月間の1契約当たりの総トラヒックは約3.7GBであり、携帯電話・全国BWA全体の約7.3GBに対し小さい。 | 昨年度に比してトラヒックが増大しており、 利用者のデータ通信の需要拡大に対応し ていると認められ、また3GからLTE/4Gへの 移行も更に進んでいることから、適切な電 波利用が行われていると認められる。 |
| KDDIグループ (KDDI/沖セル 及びUQ) | ・総トラヒック(3G,LTE/4G,BWA)は、前年度比+約21%となっており、携帯電話・全国 BWA全体のトラヒック(約1,324PB)のうち、約30%を占めている。 ・携帯電話トラヒック(3G、LTE/4G)の99%以上をLTE/4Gトラヒックが占めている。 ・1ヶ月間の1契約当たりの総トラヒックは約7.1GBであり、携帯電話・全国BWA全体の約7.3GBと同等程度である。 | 昨年度に比してトラヒックが増大しており、 利用者のデータ通信の需要拡大に対応し ていると認められ、また3GからLTE/4Gへの 移行も更に進んでいることから、適切な電 波利用が行われていると認められる。 |
| ソフトバンク グループ (ソフトバンク及び WCP) | ・総トラヒック(3G,LTE/4G,BWA)は、前年度比+約52%となっており、携帯電話・全国BWA全体のトラヒック(約1,324PB)のうち、約48%を占めている。 ・携帯電話・ラヒック(総トラヒック)の99%以上をLTE/4Gトラヒックが占めている。 ・1ヶ月間の1契約当たりの総トラヒックは約13.7GBであり、携帯電話・全国BWA全体の約7.3GBに対し大きい。 | 昨年度に比してトラヒックが増大しており、 利用者のデータ通信の需要拡大に対応し ていると認められ、また3GからLTE/4Gへの 移行も更に進んでいることから、適切な電 波利用が行われていると認められる。 |
| 楽天モバイル | ・令和元年10月よりサービスが開始されたため、トラヒックが発生している。1ヶ月間の1 契約当たりの総トラヒックは約25.0GBであり、4グループ中最大である。 | 本年度からサービス開始であるため評価 は行わないが、次年度以降テータトラヒック を厳正に確認していく。 |

地域別の基地局配置及びトラヒック状況の調査結果の概要

調査: 行政上の扱いを異にする4都市(特別行政区、政令指定都市、中核市及びそれ以外)をそれぞれ中心とし同等程度の大きさである地域を対象に、

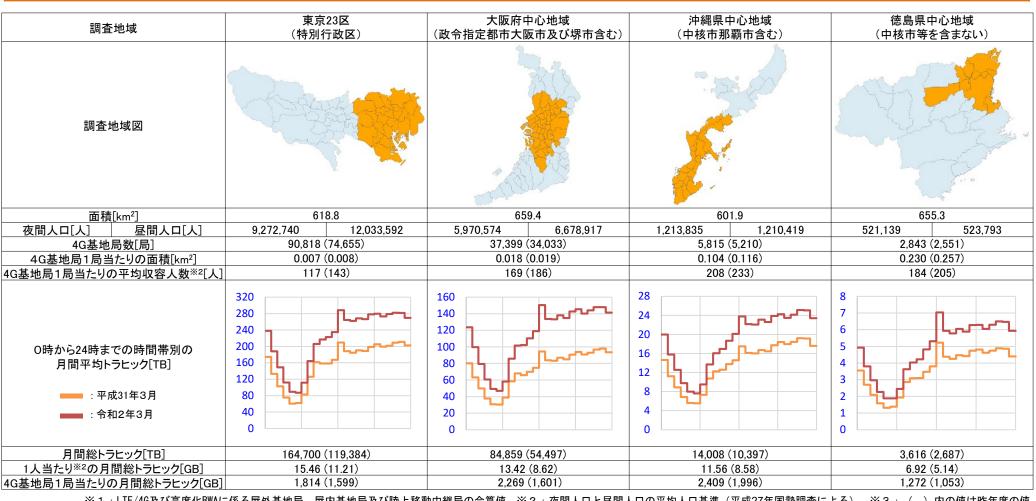
4G^{※1}基地局配置状況及び4Gトラヒック(当該地域に開設されている4G基地局のデータ通信量の合算値)を調査。

分析: ・4G基地局の配置状況について、1局当たりの面積には大きな差違がある一方、1局当たりの収容人数は人口密度に関わらず、

およそ2倍の範囲内でのばらつきとなっている。

- ・4G基地局1局当たりの月間総トラヒックは人口密度にかかわらず、およそ2倍の範囲内でのばらつきとなっている。
- ・昨年度と比して、いずれの地域も4G基地局数が増加し、1局当たりの収容人数が減少している一方、4G基地局1局当たりの月間総トラヒックは増加している。

評価:人口密度やトラヒック状況といった各地域の相違に応じた基地局配置が実施され、適切な電波利用が行われていると認められる。



※1:LTE/4G及び高度化BWAに係る屋外基地局、屋内基地局及び陸上移動中継局の合算値 ※2:夜間人口と昼間人口の平均人口基準(平成27年国勢調査による) ※3:()内の値は昨年度の値

都道府県別のトラヒック状況の調査結果の概要

15

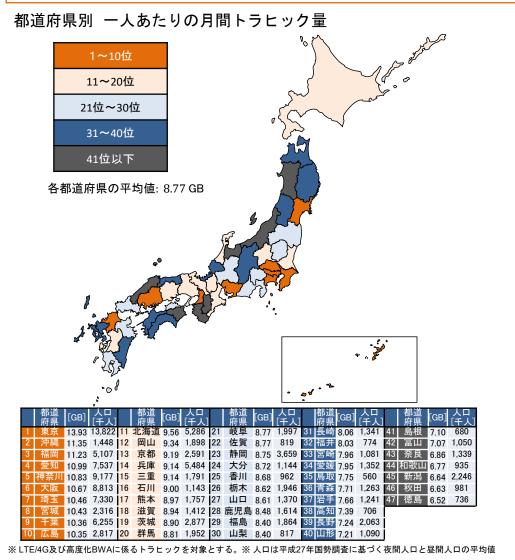
調査:都道府県別のトラヒック状況把握の観点から、都道府県別のトラヒックの状況について調査。

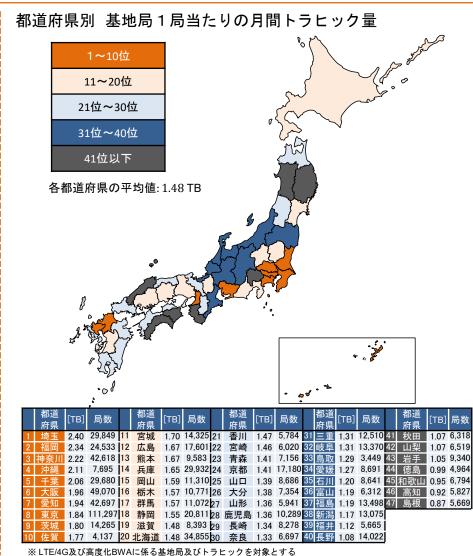
分析:・人口1人当たりの月間トラヒックについては、上位の都道府県と下位の都道府県の差が2倍程度になっている。

・人口の多い東名阪や地方の主要都市を含む都道府県ほど、1人当たりのトラヒック量が大きい傾向がある。

・基地局1局当たりの月間トラヒック量は、およそ3倍の範囲内でのばらつきとなっている。

評価: 人口やトラヒック状況といった各地域の相違に応じた基地局配置が実施され、適切な電波利用が行われていると認められる。





電波の割当てを受けていない者等(MVNO)に対するサービス提供及び インフラシェアリングの取組の調査結果の概要

OMVNOに対するサービス提供

調査:電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与の観点から、MVNOサービスに関する事項を調査。

分析:・全体的に昨年度よりMVNO数及びMVNO契約数が増加している。

・L2接続に係るMVNO契約数が増加している事業者が存在する一方、L2接続に係るMVNO数等が少ない事業者も存在する。

・全国BWA事業者(UQ及びWCP)のMVNO契約数はMNOである自社グループ内携帯事業者の契約数がほとんどを占めている。

評価: 各事業者とも、MVNOに対するサービス提供を拡大している。ただし、全国BWA事業者(UQ及びWCP)においては、自社グループ内の携帯事業者への

回線提供が大半を占めており、必ずしも多様かつ多数のMVNOが回線を利用している状況にあるとは言いがたい。

| | \$ | 免許人名 | ドコモ | KDDI/沖セル | ソフトバンク | 楽天 | UQ | WCP |
|----------------------|--------------------|--------------|---------------|-------------|--------------|----|---------------|----------------|
| MNOである | MVNO数 | | 34(+ 3) | 53(+ 6) | 506(+67) | _ | 57(+ 1) | 19(+10) |
| MVNO ^{※1} に | L2接続 | | 18(- 1) | 6(+ 0) | 4(- 1) | _ | O(+ O) | O(+ O) |
| 係るもの | MVNO契約数 | | 1,069万(+ 60万) | 511万(+80万) | 682万(+ 166万) | _ | 198万(+ 10万) | 2.7万(+1.3万) |
| を除く | L2接続 | | 1,057万(+ 53万) | 124万(+21万) | 41万(+ 15万) | _ | O(+ O) | O(+ O) |
| と呼く | 全契約数に占めるMVNO契約数の割合 | | 13.3%(+0.4%) | 8.7%(+0.9%) | 14.9%(+3.2%) | _ | 5.7%(+0.0%) | 0.07%(+0.03%) |
| MNOである | | MVNO数 | - | 1(+ 0) | - | _ | 2(+ 0) | 1(+ 0) |
| MVNO*1 | | MVNO契約数 | = | 443万(+67万) | - | _ | 3,211万(+157万) | 3,665万(+323万) |
| 係るもの | 全契約数に占め | りるMVNO契約数の割合 | = | 7.6%(+0.8%) | - | _ | 93.2%(+0.0%) | 99.93%(-0.03%) |
| MVNO促進 | 開放を促進す | HLR/HSS連携機能 | 0 | Δ | I | | I | _ |
| MVNO促進 の取組 | べき機能※2の | 料金情報提供機能 | 0 | _ | _ | | _ | _ |
| ロノ 対入 小丘 | 提供状況※3 | 端末情報提供機能※4 | 0 | 0 | 0 | | _ | _ |

()内は昨年度調査実績からの増加数 ※免許人から直接回線の提供を受けるMVNOに限り、MVNOから回線の提供を受けるMVNOは含まない。

※1 自社グループのMNOであるMVNOに係るものを指す。 ※2 総務省「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」において規定される機能。当該機能は、第二種指定電気通信設備(令和2年11月末現在、ドコモ、KDDI/沖セル、ソフトバンク、 UQ及びWCPが設置する電気通信設備が該当。)を対象に設定されている。 ※3 〇:提供に、△:提供に向け、基本合意を締結済、一:提供なし(要望なし) ※4 L2接続を行うことによりMVNOが使用できるようになる標準的な機能の1つ

○インフラシェアリングの取組

新規調査事項

調査:インフラシュアリング普及の観点から、インフラシェアリングの活用状況について調査。

分析:・インフラシェアリングについて活用を進めている事業者と活用について検討段階の事業者が存在する。

・インフラシェアリングの実施数は政令市が最も大きな割合を占めており、都市部でのインフラシェアリングの活用が特に進められていると認められる。

評価: 各事業者とも、適切な電波の有効利用のため、インフラシェアリングの検討や実際の活用を進めていると認められる。

| ドコモ | KDDI/沖セル | ソフトバンク | 楽天 |
|------------------|--|---|------------------|
| 今後のインフラシェアリング実施に | ・3.7GHz帯及び28GHz帯の基地局(屋内等に設置するものを除く。)について、携帯電話事業者及び全国BWA事業者と約40局実施。 | ・3.7GHz帯及び28GHz帯の基地局(屋内等に設置するものを除く。)及び基地局(屋内等に設置するものに限る。)について、携帯電話事業者及び全国BWA事業者と約40局実施。 | 今後のインフラシェアリング実施に |
| 向けて具体的に検討中 | ・土地、建物、鉄塔等の工作物を共用している場合と、空中線、基地局装置、基地局のエントランス回線等の電気通信設備を共用している場合がある。 | ・土地、建物、鉄塔等の工作物を共用している場合と、空中線、基地局装置、基地局のエントランス回線等の電気通信設備を共用している場合がある。 | 向けて具体的に検討中 |

〇5Gおけるインフラシェアリング実施数の地域別割合

■東京23区 ■ 政令市 ■ 中核市 ■その他

8.0% 50.0% 19.3% 22.7%

17

携帯電話の上空利用及びloTへの取組の調査結果の概要

○携帯電話の上空利用の調査結果

新規調査事項

調査:携帯電話上空利用の使用実態を把握する観点から、携帯電話の上空利用の試験的導入及び具体的な使用実態について調査。

分析:・全ての事業者が携帯電話の上空利用の試験的導入を行うための無線局が開設している。

全ての事業者が試験的導入が開始されてから開設局数が増加しており、携帯電話の上空利用が進んでいる。

評価:各事業者とも、携帯電話を試験的に上空で利用するための無線局を開設しており、将来の適切な電波利用に向け、取組を行っているものと認められる。

携帯電話の上空利用の試験的導入に係る調査結果

※1 今年度開設分 ※2 試験的導入が開始された平成28年7月から調査基準日時点までの開設局数の合計

| 免許人名 規格※ | | | 総開設局数※2 | 1年での増加分の主な用途 | | | | |
|----------|-----------|-------------------------------|-------------|--------------|-----------------------|------|--|--|
| | | 周波数 | (うち1年での増加数) | ①無人航空機の制御用 | ②無人航空機の制御用以外の データ伝送等用 | ①②両方 | | |
| ドコモ | 3G、4G/LTE | 800MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯 | 489局(+470局) | 2局 | O局 | 468局 | | |
| KDDI/沖セル | 4G/LTE | 800MHz帯、2GHz帯 | 46局(+32局) | O局 | O局 | 32局 | | |
| ソフトバンク | 3G、4G/LTE | 900MHz帯、2GHz帯 | 19局(+10局) | 8局 | O局 | 2局 | | |
| 楽天 | 4G/LTE | 1.7GHz帯 | 3局(+3局) | O局 | O局 | 3局 | | |

携帯電話の上空利用の具体的な使用実態の例

一:取得不可

| 免許人名 | 具体的な使用実態の例 | 実証実験1日あたりの平均飛行回数 | 通信1回当たりの通信量 |
|--------------|--------------------------|------------------|-------------|
| ドコモ | 災害現場の被害状況把握に資する映像伝送 | 3回 | 300Mbyte程度 |
| Pat | ドローンの運航管理システムのテレメトリデータ伝送 | 40回 | 15Kbyte程度 |
| KDDI/沖セル | ドローンによる鉄塔点検 | 10回 | _ |
| KDDI/ /#°E/V | ドローンの動作検証 | 15回 | _ |
| ソフトバンク | ドローンの自動航行及びリアルタイム映像伝送 | 49回 | _ |
| フントハング | 構造物スキャニング・公園内空撮 | 7回 | - |
| 楽天 | ドローン活用による配送 | 4回 | 15.4Mbyte程度 |

○IoTへの取組の調査結果

調査: IoT普及の観点から、IoTに係る陸上移動局の開設局数及び具体的な利用実態について調査。

分析:・通常規格・LPWAについては全ての事業者において人口カバー率の大きい周波数帯を用いてIoT端末を開設している。

・全ての事業者が昨年度に比して多くのIoT端末を開設しており、IoT端末の利用が進んでいる。

評価: 各事業者とも、昨年度に比して多くのIoT端末を開設しており、IoTサービスの拡大を進めていることから、適切な電波利用が行われていると認められる。

| 免許人名 | 規格 | 主な周波数 | 開設局数(千局) | 主な使用用途 |
|--------------|----------------------|---------------------------------------|----------|-----------------------|
| ドコモ | 通常規格 ^{※1} | 700MHz帯、800MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯 | 9,480 | 公共サービス(保守・検針・サービス利用)等 |
| rat | LPWA規格 ^{※2} | 800MHz帯、2GHz帯 | 0.9 | - |
| KDDI/沖セル | 通常規格 | 700MHz帯、800MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯 | 12,080 | 電力メータ検診等 |
| KDDI/ /# E/V | LPWA規格 | 800MHz帯 | 603.7 | メータによる水田の水量管理等 |
| ソフトバンク | 通常規格 | 900MHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯 | 6,200 | 車載型通信機器等 |
| グントハング | LPWA規格 | 900MHz帯、2GHz帯 | 270 | メータ検診等 |

※1 3G、4G/LTE ※2 NB-IoT及びeMTC

今後に向けた主な課題

○ 来年度以降の調査に向けた主な課題は以下のとおりであり、引き続き検討が必要である。

| 課題テーマ | 課題内容 |
|----------------------------------|---|
| (1)カバレッジの 評価方法 | 本調査の評価は、実績評価においては、昨年に引き続き各周波数帯の平均的な電波の利用状況との比較によって4段階で行った。また、進捗評価においては、開設計画の認定期間中の有無等に分けて、周波数帯ごとに基地局数、人口カバー率、面積カバー率、5G高度特定基地局、5G基盤展開率について、開設計画の実施状況や昨年度実績値との比較によって4段階で行った。 今後、5G普及の状況や4G等の周波数を5Gでも使用できること等を踏まえ、より適切に電波の有効利用の程度を評価するために、各周波数帯の評価について、高トラヒック対策バンドやカバレッジバンドといった各周波数帯の用途目的に応じた評価を行う等、より多角的な評価基準の設定について引き続き検討を行うことが課題と考えられる。 |
| (2) 通信速度向上等に 資する技術導入の 評価方法 | 本調査の評価は、 実績評価 においては電波の能率的な利用を確保し通信速度向上等に資する代表的な技術である CA、 2/4/8MIMOび256QAMの導入状況によって4段階 で、通信速度向上等に資する 技術導入の評価 を行った。また、3.7GHz 帯、4.5GHz帯、28GHz帯においては、新たにMassive MIMOの導入状況についても評価を実施した。 進捗評価 では、昨年度実績値との比較によって評価を行った。 当該評価に用いる代表的な技術及びその導入率の基準値については、 技術の普及状況等を注視しつつ、時勢に則した 技術及び基準値が用いられるよう、引き続き検討を行うことが課題と考えられる。 |
| (3)トラヒック | 本調査では、 <u>免許人又は免許人グループごとの全国トラヒック</u> について取りまとめるとともに、 <u>昨年度に引き続き全免許人分合算でサンプル地域の地域別トラヒック</u> を取りまとめ、評価を行った。また、新たに全免許人合算分で <u>都道府県別のトラヒック</u> について取りまとめ、評価を行った。 現状、 <u>免許人によって基地局で計測できるトラヒックに含まれる各種付加情報等の有無が異なり</u> 、厳密に統一した基準でのデータを集計することが困難であるところ、 <u>各種付加情報等の有無の影響の補正や当該影響に依存しない評価基準の設定等を含む免許人ごとに適切に評価する方法の確立に向け、総務省において令和2年度携帯電話・全国BWAIC係る利用状況調査の評価手法等の調査研究を実施。</u> こうした取組等の検討状況を踏まえて、周波数の逼迫度を一層明らかにする可能性について、引き続き検討を行うことが課題と考えられる。 |
| (4) その他 | 以上のほか、今後の技術革新やサービス動向の変化、インフラシェアリングの活用状況等の事情を勘案し、更なる電波の有効利用に資する調査及び評価の在り方について検討することが必要と考えられる。 |

「令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」

に対して提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方

(意見募集期間:令和2年12月5日(土)~令和3年1月8日(金))

【意見提出 6件(法人5件、個人1件)】

| No. | 提出された意見 | 意見に対する 総務省の考え方 | 提出意見 を踏まえ た案の修 正の有無 |
|-----|---|--|------------------------------|
| 1 | (全般) 評価結果案における評価結果の概要に関して、多数の項目において適切な電波の利用が行われていることのご評価をいただきありがとうございます。 (MVNOに対するサービス提供の調査結果の概要) MVNO契約数(L2接続)比較グラフにおいて、より実数差分を明確に表現できるよう、縦軸を対数グラフから実数グラフへの変更を希望いたします。 (今後に向けた主な課題)「カバレッジの評価方法」に関して、引き続き、高トラヒック対策バンドやカバレッジバンドといった各周波数帯の用途目的に応じた評価を行う等、より多角的な評価基準の設定についての検討が行われることを希望いたします。また、弊社3.4GHz帯のような開設計画における開設後一定期間経過していなく、評価対象(局数等)が少ない場合等における評価につきましては、一定の考慮がなされることを希望いたします。 「トラヒック」に関して、調査研究も踏まえた適切に評価する方法の確立がなされ、周波数有効利用度合いを評価する指標の検討が行われることを希望いたします。 【株式会社NTTドコモ】 | 結果の概要」における、図表2-36中の「MVNO契約数(L2接続)」のグラフについては、御意見を踏まえ、実数グラフに修正させていただきます。カバレッジの評価方法については、より適切に電波の有効利用の程度を評価できるよう、今後のカバレッジの評価方法の検討の参考とさせていただきます。トラヒックに関する評価方法ついては、ご指 | |
| 2-1 | 【第2章 第1節 各周波数帯の調査結果の概要及び評価結果 第3款 評価結果 (700MHz 帯)】 700MHz 帯は、終了促進措置 (主に特定ラジオマイクの巻取り) に時間を要し基 地局開設の開始が当初の計画より約2年遅れたため、現在、開設計画の遅れを挽 | カバレッジの評価については、今回の調査と 同様、今後も各周波数帯の事情等を勘案した上 で、適切に評価していきたいと考えます。 | 無 |

| | 回すべく努力を継続しているところです。 700MHz 帯は基地局周辺の建物のテレビ対策が必要な帯域です。テレビ対策はお客様との調整が必要な工事であるため、緊急事態宣言時は数カ月程度、基地局の開設ができない期間が生じます。また、工事終了までテレビ視聴に影響が出る場合があるため、オリンピック・パラリンピック開催時も数カ月程度、開設できない期間が生じます。 こういった事由により若干の遅れが生じますが、開設計画の達成に向けて、更なる努力を継続して参りますので、ご配慮いただきますようお願い致します。 【KDDI 株式会社】 | | |
|-----|---|---|---|
| 2-2 | 【第4章 今後に向けた主な課題(1)カバレッジの評価方法】 カバレッジ実績評価は、各周波数帯の用途目的を勘案した上で評価いただきますようお願い致します。 また、開設計画最終年度の計画が同程度である場合、単年度での認定各社の計画策定方針の違いによるカバレッジ実績評価の優劣につきましては、一定のご配慮を頂きますようお願い致します。 【KDDI 株式会社】 | カバレッジの実績評価の方法については、より適切に電波の有効利用の程度を評価できるよう、今後のカバレッジの評価方法の検討の参考とさせていただきます。 | 無 |
| 2-3 | 【第4章 今後に向けた主な課題(2)通信速度向上等に資する技術導入の評価方法】 通信速度向上等に資する技術導入の評価は、電波の能率的な利用を確保する観点から、適切な評価が行われていると考えております。 一方で、不感地対策においては、単一周波数での対策を行うため、CAなどの高度化技術を導入しない場合がございます。そのため、不感地対策を行う周波数の評価については、一定のご配慮を頂きますようお願い致します。 また、現状の評価軸(CA、MIMO及び256QAM)に加え、46周波数のNR化などの新しい技術や、アップリンク高度化技術など他の技術導入の評価も重要と考えております。 なお、携帯電話事業者は割当てられたすべての帯域を用いてトラヒック収容と高度化の計画を策定するため、各社周波数ごとに基地局設置と高度化のタイミングが異なることがあります。そのため、高度化技術を広く評価することが重要であると考えております。 | 通信速度向上等に資する技術導入の評価については、より適切に電波の有効利用の程度を評価できるよう、今後の評価方法の検討の参考とさせていただきます。 | 無 |

| 2-4 | 【第4章 今後に向けた主な課題(1)カバレッジの評価方法、(2)通信速度向上等に資する技術導入の評価方法】 これまでの利用状況調査では、調査結果を提出した後に評価基準と評価結果が公表されております。周波数有効利用を促進するためには、評価基準の透明性、予見性を高められることが重要と考えており、今後の評価においては評価基準が早期に公表されることが適切と考えます。 【KDDI株式会社】 | 評価基準の公表ついては、評価基準の透明性 や客観性を確保することは重要であると考え ており、今後の本調査の実施及び調査結果の評 価に当たって、検討させていていただきます。 | 無 |
|-------|---|--|---|
| 3-1 | 今年度の携帯電話・全国 BWA に係る電波の利用状況調査については、過去の調査と同様に、携帯電話・全国 BWA 事業者により周波数が適切に有効利用されていることを改めて評価されたものと理解しています。さらに、今回の調査では、新たにインフラシェアリングの取組や Massive MIMO の導入状況といった時勢に則した調査、また、都道府県別のトラヒック調査によって地理的なトラヒックの偏在性に応じて適切に基地局配置が実施されていることも確認される等、「周波数の見える化」と電波の有効利用の更なる推進に繋がったと考えます。 | 賛同の御意見として承ります。 | 無 |
| 3 – 2 | 一方、携帯電話・全国 BWA 以外の電波の利用状況調査においては、2 年に一度の頻度に変更され、かつ重点項目も規定されています。また、臨時の利用状況調査や重点項目では、時間別・地域別に利用実態も検証しており、これらも非常に有意義な調査であると考えます。しかしながら、総務省公表の「国等の電波の利用状況(令和2年3月現在)」によると、未だに3GHz 帯以下でアナログシステムの比率が50%を上回っている(国等以外の無線局)等、さらなる効率化の余地があるように見受けられます。 わが国全体の周波数有効利用の観点に立てば、最新技術の導入を促進することが重要であり、他の無線システムについても携帯電話・全国BWAと同様に通信速度向上等に資する技術導入の調査・公表を行うことで、無線機のデジタル化や最新技術導入等の促進が期待でき、周波数の効率的利用、ひいては周波数の割り当て容量の確保に寄与すると考えます。特に、アナログからデジタルへのシステムの移行に関しては非常に重要な点であることから、調査頻度を上げ、毎年進捗を調査・公表することも一案と考えます。 | 賛同のご意見として承ります。 比較的低い周波数帯域においては国際的に 協調したシステムが多数存在するほか、電波の 利用状況調査(定例調査)では、アナログ方式 を利用する免許人に対し、デジタル方式の導入 計画の有無や他の電波利用システムへの移行・ 代替予定等も調査した上、電波の有効利用を促 進するための施策に反映しているところです。 電波の利用状況調査の調査頻度につきまし ては、免許人への負担を勘案しつつ、引き続き 検討を進めて参ります。 | 無 |
| 3 – 3 | 他方、移動通信システムの「データトラヒック」に関する調査結果について、 総データトラヒック等の各種調査結果は昨年度に比して増大傾向にあります。今 後もスマートフォン等の普及や、これらのデバイスによる動画像伝送等の利用拡 大が続くことからも、移動通信システムにとってデータトラヒック増大に伴う周 | データトラヒックによる周波数の有効利用 の度合いの評価ついては、携帯電話事業者にお いて、基地局ごとで計測するトラヒックに含ま れる各種付加方法等の有無が異なり、統一した | 無 |

| | 波数ひつ迫対策が引き続きの課題であると考えられます。キャパシティを確保する観点では、新たな周波数の割当てを行うことも有効ですが、現状の割当てでは契約者数の多寡に着目した評価指標となっており、トラヒックは全く考慮されていません。本格的な5G時代において、トラヒック対策が重要であることは自明であり、今後の割当てにおいては直接的にトラヒックに着目した指標の導入が必要と考えます。今後、令和2年度携帯電話・全国BWAに係る利用状況調査の評価手法等の調査研究等を通じ、周波数のひつ迫度(有効利用度)を測るより適切な指標の早期確立を希望します。 | 基準でデータを取得することが困難であると 認識しておりますが、ご指摘も踏まえて、今後 の周波数の有効利用の度合いを把握する観点 から、周波数帯ごとのデータトラヒック等を含 むより適切に電波の有効利用の程度を評価で きる指標について検討を進めてまいりたいと 考えています。 | |
|-------|--|---|---|
| 3 – 4 | 加えて、今回の調査結果、及び評価結果に関しまして、以下の点をご検討・ご配慮をいただきますようお願いします。 ・今回より追加された 5G 用周波数の調査・評価に関しては、開設指針上、電波の能率的な利用を確保するための技術が導入されていることが特定基地局の定義であることに照らし、一部の周波数においても定義に沿って適切な評価の見直しを講じていただくことを希望します。 【ソフトバンク株式会社】 | 御意見を踏まえ、定義に沿って見直した結果、「第24款 調査結果及び評価結果(56高度特定基地局)」における、図表2-24中の楽天モバイル株式会社の5G高度特定基地局数、カバレッジ進捗評価及び総合評価並びに本文中の楽天モバイル株式会社のカバレッジに関する補足の記載について、修正させていただきます。 | 有 |
| 3 – 5 | ・調査項目および公表項目については、企業にとってセンシティブな経営情報に触れる場合や競合他社に類推が可能となるものもあることから、調査の目的・効果・必要性を十分検証・検討した上で、必要な範囲に限定していくべきであると考えます。今後の調査においても、十分にご留意いただくとともに、システムの高度化等の動向にも配慮いただきながら、より綿密な MNO との事前調整を実施いただくことを重ねて要望します。また、新たな評価手法等が次回以降の調査に導入される際には、一定の準備期間へのご配慮をお願いします。 【ソフトバンク株式会社】 | 調査項目及び評価項目については、電波の有 効利用の程度を評価するためには、個社の経営 情報に類する内容が必要となる場合もあるこ とを踏まえ、今回の調査と同様、今後も適切に 調査項目及び評価項目について検討していき たいと考えます。また、準備期間の確保につい ては、今後の本調査の実施スケジュールも含め て検討させていただきます。 | 無 |
| 4-1 | 今年度の携帯電話・全国 BWA に係る電波の利用状況調査については、過去の調査と同様に、携帯電話・全国 BWA 事業者により周波数が適切に有効利用されていることを改めて評価されたものと理解しています。さらに、今回の調査では、新たにインフラシェアリングの取組や Massive MIMO の導入状況といった時勢に則した調査、また、都道府県別のトラヒック調査によって地理的なトラヒックの偏在性に応じて適切に基地局配置が実施されていることも確認される等、「周波数の見える化」と電波の有効利用の更なる推進に繋がったと考えます。 【Wireless City Planning 株式会社】 | 賛同の御意見として承ります。 | 無 |

| 4-2 | 一方、携帯電話・全国 BWA 以外の電波の利用状況調査においては、2 年に一度の | 考え方3-2に同じ。 | 無 |
|-------|--|---------------------------------------|----------|
| | 頻度に変更され、かつ重点項目も規定されています。また、臨時の利用状況調査 | | |
| | や重点項目では、時間別・地域別に利用実態も検証しており、これらも非常に有 | | |
| | 意義な調査であると考えます。しかしながら、総務省公表の「国等の電波の利用 | | |
| | 状況(令和2年3月現在)」によると、未だに3GHz帯以下でアナログシステムの | | |
| | 比率が 50%を上回っている(国等以外の無線局)等、さらなる効率化の余地があるよ | | |
| | うに見受けられます。 | | |
| | わが国全体の周波数有効利用の観点に立てば、最新技術の導入を促進すること | | |
| | が重要であり、他の無線システムについても携帯電話・全国 BWA と同様に通信速 | | |
| | 度向上等に資する技術導入の調査・公表を行うことで、無線機のデジタル化や最 | | |
| | 新技術導入等の促進が期待でき、周波数の効率的利用、ひいては周波数の割り当 | | |
| | て容量の確保に寄与すると考えます。特に、アナログからデジタルへのシステム | | |
| | の移行に関しては非常に重要な点であることから、調査頻度を上げ、毎年進捗を | | |
| | 調査・公表することも一案と考えます。 | | |
| | 【Wireless City Planning株式会社】 | | |
| 4 - 3 | 他方、移動通信システムの「データトラヒック」に関する調査結果について、 | 考え方3-3に同じ。 | 無 |
| | 総データトラヒック等の各種調査結果は昨年度に比して増大傾向にあります。今 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| | 後もスマートフォン等の普及や、これらのデバイスによる動画像伝送等の利用拡 | | |
| | 大が続くことからも、移動通信システムにとってデータトラヒック増大に伴う周 | | |
| | 波数ひっ迫対策が引き続きの課題であると考えられます。キャパシティを確保す | | |
| | る観点では、新たな周波数の割当てを行うことも有効ですが、現状の割当てでは | | |
| | 契約者数の多寡に着目した評価指標となっており、トラヒックは全く考慮されて | | |
| | いません。本格的な 5G 時代において、トラヒック対策が重要であることは自明で | | |
| | あり、今後の割当てにおいては直接的にトラヒックに着目した指標の導入が必要 | | |
| | と考えます。今後、令和2年度携帯電話・全国 BWA に係る利用状況調査の評価手 | | |
| | 法等の調査研究等を通じ、周波数のひっ迫度(有効利用度)を測るより適切な指 | | |
| | 標の早期確立を希望します。 | | |
| | 【Wireless City Planning株式会社】 | | |
| 4 - 4 | 加えて、今回の調査結果、及び評価結果に関しまして、以下の点をご検討・ご配 | 考え方3-4に同じ。 | 有 |
| | 慮をいただきますようお願いします。 | · · · · · | |
| | ・今回より追加された 5G 用周波数の調査・評価に関しては、開設指針上、電波 | | |
| | の能率的な利用を確保するための技術が導入されていることが特定基地局の定 | | |
| | 義であることに照らし、一部の周波数においても定義に沿って適切な評価の見直 | | |
| | 1 | | <u>l</u> |

| | しを講じていただくことを希望します。 | | |
|-----|---|---|---|
| | 【Wireless City Planning株式会社】 | | |
| 4-5 | ・調査項目および公表項目については、企業にとってセンシティブな経営情報に触れる場合や競合他社に類推が可能となるものもあることから、調査の目的・効果・必要性を十分検証・検討した上で、必要な範囲に限定していくべきであると考えます。今後の調査においても、十分にご留意いただくとともに、システムの高度化等の動向にも配慮いただきながら、より綿密な MNO との事前調整を実施いただくことを重ねて要望します。また、新たな評価手法等が次回以降の調査に導入される際には、一定の準備期間へのご配慮をお願いします 【Wireless City Planning 株式会社】 | 考え方3-5に同じ。 | 無 |
| 5-1 | 【P36 (評価結果 (3.7/4.5GHz 帯)) P38 (評価結果 (28GHz 帯))】 3.7GHz 帯及び 28GHz 帯における「通信速度向上等」については、弊社の評価結果が「C」とされています。これは、評価結果の本調査時点において、弊社5G サービス開始前でしたので、弊社の商用基地局スペックが反映されていないためであり、現在は、商用スペックにて、5Gサービスを提供しています。また、COVID-19 の世界的な感染拡大により、ソフトウェア開発拠点であるインドにおいてロックダウンが実施されたことで、ソフトウェア開発スケジュールが大幅に遅延し、評価結果の本調査時点である3月31日時点では、商用スペックになっていなかったとの事情もあります。 評価結果を参照した一般の消費者に、弊社の商用基地局スペックが他社に比べて劣っているかのような誤解を与えかねませんので、商用サービス開始前である場合やCOVID-19の世界的な感染拡大といった不可抗力による事情があるような場合には、評価対象外としていただくか、商用サービス開始前のスペックにて評価を行った旨注記をしていただくなどの配慮をお願いいたします。 | 本調査は、調査基準日時点における周波数の 有効利用度合いの調査及び調査結果の評価を 行うものであり、本調査の公平性や透明性の観 点からも、サービスの提供開始時期によって評価結果が影響を受けることは適当ではないと 考えます。 | 無 |
| 5-2 | 【P47 (評価結果の概要 (データトラヒック (全国) の調査結果及び評価結果の概要))、P53 (図表 2-31 データトラヒック (全国) の調査結果及び評価結果の概要)】 「1か月間の1契約当たりの総トラヒック(単位:GB)」の数値について、当社での計算結果と相違する部分があるように見受けられますので、再度ご確認をいただきたくよろしくお願いいたします。 【楽天モバイル株式会社】 | 御意見を踏まえ、「第4款 全国トラヒックの調査結果及び評価結果の概要 (2) データトラヒック(全国)」における、図表2-31中「(参考) 1か月間の1契約当たりの総トラヒック(単位:GB)」の楽天モバイル株式会社の数値及びに分析結果の記載ついて、約25.1GBから約25.0GBへ修正させていただきます。 | 有 |

| 6 — 2 | 【概要】 携帯電話の通信各社が利益の最大化に努める現状の中で、政府は、国民の通信インフラに係る便益を第一に、くわえて、通信インフラに係る波及効果も含めた便益も最大化も踏まえた政策を講ずるべきである。そのために必要な調査の内容が不十分であるので、是正を講じるべきである。そのうえで、今後、限られた周波数に対して、無駄なく有効活用し、かつ、複数の携帯電話事業者が新規参入できるように、周波数帯域毎、時間毎、空間毎に、変化に応じて変えられるような柔軟性に富んだ基地局ネットワークと制度を検討し実施すべきである。【詳細内容】 民間企業である携帯電話の通信各社は、当然、まず第一には、売上ないし利益が最大となるような通信サービスの料金プランを提供している。そのため、携帯電話の通信各社は、場合によっては、通信インフラの帯域ないし周波数を、あえて最大限に活用しないことで(制限して抑えることで)、通信料金ないし利益が最大となるような料金プラン設計を行っている。しかし、携帯電話の通信サービスは、公共の財産である周波数を使った社会インフラであるので、政府としては、通信の利便性・安定性・安全性そして料金を総合した国民の通信に係る便益を最大化とするような政策を講ずるべきである。さらに、携帯電話が主要な社会インフラであることからすれば、政府は、道路や鉄道網と同様に、通信サービスそのものの利潤でなく、ユーザーの便益はもちろんのこと、そのインフラに伴う膨大な波及効果までをも含めて、公的な視点で最適化を図るよう政策を講ずるべきである。そのための現状把握として、「令和2年度携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」は、調査内容が不十分である。とりわけ、周波数の逼迫状況については、時間的かつ空間的な分部ないし経時変化を示すべきである(空間的な分布を時間ごとに示すべきである)。これらの調査を是正して、限られた周波数であっても、可能な限り安価な料金で、最大限の通信量の最大化を図ることで、ユーザーの便益と、通信インフラに伴う波及効果を最大限とする政策を講じるべきである。 | う、今後の検討の参考とさせていただきます。 田連巻の淳泊州沿の知根モ注について、FN | 111- |
|-------|--|---|-----------------|
| 6 - 2 | 2. 今回の調査内容が不十分であり逼迫状況が把握できていない問題について | 周波数の逼迫状況の把握手法について、より | 無 |

【概要】

今回の調査内容は、通信量が何%増えている等と述べているものの、空間的な分布(面的な分布図)を時間ごとに示すべきであるところを、実際には示していないため、逼迫状況の本質が何も把握できていない問題がある。

周波数の逼迫状況が、空間的な分布または時間的な変化によって、それが、局所的または短時間的なのか、全体的または継続的なのかの違いによって、周波数付与への対応は全く異ったものになる。

(1) 周波数逼迫状況の空間的(面的)な分布が把握できていない問題

周波数の逼迫状況が、例えば、空間的(面的)に全体的におよぶのか、それとも、都市部の繁華街などの一部に限られているかの違いによって、どの程度の周波数の付与が不可欠か否かの判断結果は大きく違ってくる。

もし、周波数の逼迫状況が、都市部の繁華街などの一部に限られているのであれば、膨大な周波数帯域のある5Gのミリ波の基地局が多用かつ最適化されて、既存の周波数が十分に有効利用されているのか否かの調査を行ったり、フェムトセル等による基地局エリアの微細化といった逼迫回避策が十分に行われているかの調査を行い、そのうえで、どの程度の新規周波数が必要か否かの検討を始めるべきである。

(2) 周波数逼迫状況の時間的(経時変化)な分布が把握できていない問題 周波数の逼迫状況が、例えば、継続的(1日のうちの大半の時間)におよぶの か、それとも、一部の時間に限られているかの違いによって、どの程度の周波数 の付与が不可欠か否かの判断結果は大きく違ってくる。

もし、周波数の逼迫状況が、正午の1時間程度および通勤時間1~2時間程度などの一部の時間帯に限られているのであれば、深夜から早朝にかけての閑散時間帯の料金を下げるオプション等によって通信需要を移す、いわゆるピークシフト等によって、逼迫回避策が十分に行われているかの調査を行い、そのうえで、どの程度の新規周波数が必要か否かの検討を始めるべきである。

MVNOのIIJMIOの2020年5月31日の発表によると、通信の逼迫の最大の原因の一つに、過去にはOSのアップデートがあり、現在はオンラインゲームのアップデートであるとの調査結果が発表されている(下記URLを参照のこと)。

https://news.mynavi.jp/article/20200531-iij/

このようなアップデートに伴う通信需要は特に閑散時間帯へのピークシフトが可能であるうえ、アップデート以外にも、大容量の4Kないし8K動画、新規アプリケーションのダウンロードといった通信を逼迫するものの多くが、深夜から早朝

適切に電波の有効利用の程度を評価できるよう、今後の検討の参考とさせていただきます。

にかけての閑散時間帯に対する料金割引オプション等による各通信会社の僅かな 努力によって、大きく緩和できる可能性が高い。

このような、面的な逼迫状況の時間的変化についても実態を明示したうえで、 まずは、各通信会社のピークシフト等の改善および有効利用の努力の状況を調査 し、そのうえで、どの程度の新規周波数が必要か否かの検討を始めるべきであ る。

(3) 周波数逼迫状況の周波数帯毎の状況が把握できていない問題

周波数の逼迫状況が、例えば、sub-6波やミリ波を含めた全周波数におよぶのか、それとも、例えば、扱いやす低い周波数 (700MH z ~2.5GH z 帯) のみ等の一部の周波数に限られているかの違いによって、どの程度の周波数の付与が不可欠か否かの判断結果は大きく違ってくる。

もし、周波数の逼迫状況が、扱いやす低い周波数 (700MHz~2.5GHz帯) のみ等の一部の周波数に限られているのであれば、膨大な周波数帯域を有するsub-6波やミリ波が有効利用されていないこととなる。

そのうえで、既存の周波数の有効利用を促すためには、どういった政策が必要なのかを行い (例えば、信号機への共用の基地局の設置等の検討)、是正したうえで、どの程度の新規周波数が必要か否かの検討を始めるべきである。

【個人】

6-3 3. デュアルSIM運用およびデュアルSIM端末の有効性について

【概要】

新規周波数の割り当て時の評価および審査において、競争の促進およびユーザーの利便性向上の両面から(詳細は後述)、e-SIM端末の促進およびデュアルSIM端末の促進についても、政策として追加すべきである。

ユーザーが通信会社を乗り換える際の「障壁」を取り除く措置にあたっては、e-SIM端末の促進については触れられているが、デュアルSIM端末の促進には触れられていない。この点を訂正すべきである。

同時に、ユーザーが通信事業者のA社を解約すると同時に、B社へと乗り換えるという1パターン(ケース)しか想定されていないので、この点も訂正すべきである。

【詳細内容】

ユーザーが通信事業者を乗り換える際の利便性ないし心理的負荷(手間、わかりにくさ、現状よりも通信環境が悪くなる可能性、長期契約者に対する優遇を失

本意見募集は、令和2年度携帯電話及び全国 BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案) に係る意見募集であることから、いただいた御 意見については今後の施策の参考とさせてい ただきます。

無

う等の不利益に対する不安や後悔といったリスク)やコスト等が「障壁」に該当 すると思われる

具体的には、A社からB社へと乗り換えるにあたっては、この乗り換えの時のプロセスにおいて、e-SIMだけでなく、デュアルSIM端末(DSDSまたはDSDV)も、競争促進およびユーザーの利便性向上に有効であることを考慮すべきである。

(1) A社とB社の全機能を同時に長期間運用して比較・検討するケース

デュアルSIM端末であれば、A社からB社へと乗り換えにあたっては、同じ一つの携帯通信端末上で、A社との契約および通信環境を維持したままの状態で、同時に、B社との契約および通信環境も維持できる特徴がある。

そのため、A社からB社への乗り換えるプロセスにおいて、例えば、一時的にA社とB社の同時運用を行う等のプロセスが可能となるので、このワンクッションを挟むことで、乗り換えるリスク等の「障壁」を、より低減でき、その結果、競争促進やユーザーの利便性向上に寄与できる。

具体的には、新たな通信会社であるB社との契約内容および通信環境・通信品質を十分に実体験したうえで、A社を解約してB社へ乗り換えるのか、A社を継続してB社への乗り換えを中止するのか、もうしばらくA社とB社の同時運用を継続して経過観察を続けるのかを、双方のサービスを利用および実体験しながら比較して判断することが可能となる。

(2) A社の優れたサービス・機能とB社の優れたサービス・機能を組み合わせて 利用するケース (両社の良い所取りの運用を行うケース)

デュアルSIM端末の別の使い方としては、A社の品質または料金等で優れたサービスまたは機能と、B社の品質または料金等で優れたサービスまたは機能とを、組み合わせて運用を行う方法が可能となる。(設定により、A社とB社の良い所取りができる。)

- ①具体的な一例としては、通話は最も優れたA社を運用し、データ通信は最も優れたB社を運用することも可能のとなる。
- ②別の一例としては、郊外は電波環境が良いA社を運用し、都市部は安価で無制限定額のB社を運用することも可能となる。
- ③さらに別の一例としては、B社が新規参入である場合は、B社の電波環境が安定・充実するまでの間はA社も同時運用しつつしばらく様子を見ることも可能となる。
- ④くわえて、海外渡航時ないし帰国後のケースにおいては、デュアルSIM端末で

あれば、A社の契約および通信環境を維持したうえで、同時に、海外の現地のC社の契約および通信環境を追加できるため、国内A社と海外C社とを同時に運用する事も可能となる。(本来のデュアルSIM端末の使い方である)

このような使い方は、一部のユーザーの利便性と経済性を高めるだけでなく、通信会社各社の特徴として、各社の強みと弱みが、通話、通信、コンテンツ等の付随サービスそれぞれの分野毎に対して、料金、機能・安定性・エリア充実度・サポート等の各品質それぞれについて、詳細に比較検討した結果が明確になるため、通信各社は自らの弱点に対して改善を図らざるを得なくなり、その結果として、競争促進の結果として、このような使い方をしない一般ユーザーにおいても料金低下および利益向上が波及する二次的な波及効果も得られる。

以上のように、デュアルSIMによるユーザー利便性および競争促進の向上の観点から、e-SIM促進と並行してデュアルSIM端末の促進も図るべきである。

(3) 既存の大手3社がデュアルSIM端末を事実上排除している問題について なお、現状の問題として、既存大手キャリアであるドコモ、AU、ソフトバンク 各社は、iPhoneを除けば、デュアルSIM機能付きとして開発された端末であっても (例えばSHARPのAQUOS SENSEシリーズ等)、デュアルSIM機能を除去したものしか 取り扱っていない。

その一例として、SHARPのAQUOS SENSEシリーズを挙げると、ドコモ、AU、ソフトバンク各社は全てデュアルSIM機能を除去したもののみを取り扱っている。一方で、楽天モバイルとMVNO各社の殆どは、デュアルSIM機能を生かしたものを取り扱っている。

デュアルSIM機能の有無の違いによって、端末の価格の差は殆ど無い。むしろ、 デュアルSIM機能が生きてる端末の方が安価な場合もあるほどである。

くわえて、デュアルSIM機能の有無によって、設定の複雑さは、そのデュアルSIMの機能を使わなければ、違いは出ない。

もし、既存のキャリアがサポートや管理を理由にデュアルSIM端末の導入を拒否するのであれば、ファームウエア等の変更により、デュアルSIMの機能を一時的に無くしたり、その後、復活できるようにする措置も可能である。

以上のとおり、最大手であるドコモ、AU、ソフトバンク各社が、iPhone以外 (Android端末) において、デュアルSIM機能を除去した端末しか扱わない、事実上、競争を阻害している現状について、競争促進および消費者の利益保護等の観点から改善・是正するような措置を講じるべきである。

(なおiPhoneは、端末メーカーであるAppleが、大手通信各会社よりも立場が強い

ために、デュアルSIM機能を除去したい大手通信各会社の要望に対して、事実上、 応じなかったと思われる)

なお、最近のAndroid端末の特徴として、iPhone、Sharp、中国のグローバルメーカーを始めとした各メーカーが、デュアルSIM機能とe-SIM機能の両方を備えた端末を増やしており(一つ目のSIMは通常のSIMカードで、二つ目はe-SIMというケースが多い)、端末の環境は整ってきていると判断すべきである。

【個人】

6-4 4. 新規事業者の参入促進による競争促進のための措置について 【概要】

かつては多数あった携帯電話事業者とPHS事業者は、現在では寡占状態となって しまっていることを踏まえれば、競争促進のためにも、楽天モバイルに続き、さ らに、複数社が参入するような参入促進措置を講じるべきである。

また、電波が奥まった所まで浸透しやすい2.0GHz以下の周波数の割り当てが限られているため、今後の新規割り当て予定の周波数帯を、1社のみに独占使用させれば、以降に新規参入する業者を、事実上、国が排除することになる。

よって、今後の新規割り当て予定の周波数帯は、複数の新規事業者(場合によっては、楽天モバイルも含む)で共有して利用できるよう制度的および技術的な措置を求めるのが相当である。

また、対象となる新規参入の通信事業者については、今後、全国MNOでの参入検討する新規事業者にくわえ、地方の各ローカル通信事業者等(地域BWA事業者およびローカル5G事業者)についても、希望があれば、途中での参加を認めるべきであり、通信システムにも容易に対応できるような柔軟性を求めるべきである。(例えば、後述のVMNOへの対応を容易に可能にする等)

【詳細内容】

- (1)かつては多数存在した携帯電話事業者が寡占化した経緯があることまず、冒頭に、国内のMNOの通信事業者数については、これまでの過去には、ドコモ、AU、ソフトバンクの他に、イーモバイル、ツーカー、さらには、PHS事業者としてウィルコムや電力系のアステル等の多数が存在していた歴史と、現状は寡占状態となってしまった経緯を再認識すべきである。
- (2) 新規参入は楽天モバイル1社だけで終わらせるべきではないこと また、新規事業者イコール楽天モバイル1社ではなく、将来の多数の新規参入者 の参入が望ましく、その一部として楽天モバイルの存在があることを確認すべき である。

本意見募集は、令和2年度携帯電話及び全国 BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案) に係る意見募集であることから、いただいた御 意見については今後の施策の参考とさせてい ただきます。 無

そのうえで、新規参入の促進による競争促進の措置においても、新規参入は、 楽天モバイルの他にも複数参入することを大前提にすべきでる。

(3) 今後数年間は扱いやすい2.0GH z 以下の新規周波数割り当てが望めない問題 そのうえで、sub-6やミリ波と比べて、遠くかつ奥まった箇所まで届きやすい 2.0GH z 以下の周波数が、限られている、ないし、今後、数年間は新規割り当てが 望めないのであれば、なおさらである。

貴重となる新規割り当て予定の周波数帯を1社のみに独占使用させる判断は適正ではない。もし仮に、この様な誤った判断を下せば、楽天モバイル以降に新規参入する業者を、事実上、国が排除することになる点を認識すべきである。

(4) 今後割り当ての周波数帯に複数の新規事業者の収容が可能な理由 くわえて、今後の新規割り当てが検討される周波数帯の位置づけについては、 特に、電波が浸透しやすい低周波数帯 (700MHz~2.5GHz) は、既存の通信4社の 5Gの膨大な通信量を収容することではない点を再確認すべきである。

同時に、既に、既存の通信4社については、sub-6やミリ波の極めて広い5Gの通信帯域が割り当てられて利用されており、膨大な通信量を収容できる周波数が潤沢に存在している点を再確認すべきである。

そのうえで、今後の新規割り当てが検討されている周波数帯は、特に、電波が浸透しやすい低周波数帯 (700MH z ~2.5GH z) は、上述のsub-6やミリ波が届きにくいエリアや通信需要が極めて低いエリアに対して(扱いづらいエリア)、あくまでも、これらのエリアを補うことが主目的であることを再確認すべきである。(あくまでも、この特殊なエリアをも多接続かつ低遅延の5Gサービスを途切れさせない事が主目的である。)

また、既に、既存の通信4社については、sub-6やミリ波の極めて広い5Gの通信 帯域が割り当てられて利用されているため、今後の新規割り当てが検討されている5G用の周波数帯を、大手3社と比べて圧倒的に規模の小さい楽天モバイルを含む 新規参入の通信事業者が複数社で共有した場合であっても、後述の周波数の有効 利用のうえで共有する措置も踏まえれば、なおさら、少なくとも数年単位では、大きな支障は無いと判断されるべきである。(とりわけ、楽天モバイルについては、既に、sub-6やミリ波の極めて広い5Gの通信帯域が割り当てられて利用されている。)

(5) 地域通信事業者にも新規割当の周波数帯への途中参加を認めることが相当

な理由

また、今後の新規割り当て予定の周波数帯の対象となる新規参入の通信事業者については、今後、全国MNOでの参入検討する新規事業者にくわえ、地方の電力系通信会社、地方のケーブルテレビ系通信会社および地方の鉄道系通信会社等の各ローカル通信事業者等についても、希望があれば、事業規模が一定以下である場合に限り(大手通信会社のような規模ではない等)、途中での参加を認めるべきであり、通信システムにも容易に対応できるような柔軟性を持たせるべきである。(例えば、後述のVMNOへの対応を容易に可能にする等)

これらの各ローカル通信事業者は、現段階では2.5GHz帯の周波数帯を用いた3Gまたは4Gの地域BWA通信事業者として、地域に限ったワイヤレス通信事業に参入している事業者も多く、また、5G化(高度化)を検討中の事業者も多数存在している。

さらに、これらの各ローカル通信事業者の多くは、光の固定回線用を、ローカル5G用のsub6またはミリ波の周波数帯を用いて、ラストワンマイルの5G化(光等の固定回線のうち、各家庭から近隣の電柱上の5G基地局までの間のわずか数十メートル程度の間のみを5Gで無線化すること)を計画している。

これら、各ローカル通信事業者が行う5G通信を用いた高度化地域BWA事業計画および光固定回線のラストワンマイルの5G無線化事業計画についても、今後の新規割り当て予定の周波数帯と組み合わせることで、より広域化、より安定化、より高機能化することで、通信回線の付加価値を高めることができる。

同時に、現状として地域BWAの周波数帯が有効利用されていない問題の改善にもつながる。

その結果として、利用者の利便性向上くわえて、さらに、良い副作用として、各ローカル通信事業者は、事実上、新規参入「準」携帯電話事業者となるため、既存の携帯電話事業者4社の競争促進を促す効果にも十分に繋げることも可能であり、検討および実施すべきである。

(6) 周波数の帯域の有効利用および共有するための技術的ないし制度的措置の必要性

今回の新規割り当てが検討されている周波数を、複数の新規参入業者が、最大限に有効かつ効率的に使えるような措置を講ずべきである。

その一例としては、今後も参入する複数の新規事業者の間で(場合によっては 楽天モバイルも含めて)、空間的かつ時間的に動的(可変)に共有する等の、柔軟 な制度とシステム環境の導入を求めること等により、この限られた貴重な帯域を 最大限に有効かつ効率的に利用する措置を検討すべきである。

また、万が一、通信帯域が逼迫した場合または回線のトラブルの場合に備え て、救急や通報、防災や災害対応、遠隔医療、自動運転、機器制御、教育、娯楽 といった利用目的等の違いによって重要度が異なるため、通信の優先度について も検討すべきである。(5Gには、既に、ネットワークスライシング等の機能が備わ っていると伺っている)

(7) 新規参入のハードルを下げるための技術的ないし制度的な措置の必要性 過去には多数存在したPHS事業者を含めた携帯電話事業者が、現在では大手3社 のほぼ寡占状態に至った反省を踏まえ、そのうえで、携帯電話事業の新規参入の 促進および競争を促進させるための環境整備を講じるべきであり、とりわけ、新 規参入の事業者にとって技術的、物理的および経済的な障壁を低くするよう措置 を講じるべきである。(特に基地局やその基盤となるネットワーク整備)

その一例としては、具体的には、5Gには、空間的・時間的に通信帯域を複数の 事業者で柔軟に分割するネットワークスライシングや、既に基地局環境を持つ携 帯電話事業者の5GのコアネットワークAPIやコアネットワークそのもの(基地局を 含む場合もある)を開放する事によって実現する、新しい形態の「仮想・移動通 信事業者」であるVMNOを可能にする機能が備わっている。これらの機能を活用す る制度整備やシステム環境構築等、将来の競争促進のための発展および拡張に対 する柔軟性を持たせた新規の周波数帯環境の整備を求めるべきである。

また、基地局環境を持つ携帯電話事業者の設備を利用する際には、その基地局 環境を提供した既存の通信事業者に対して、その見返りとして新規周波数の帯域 の一部を優先的に使用する権利を付与させる等の措置が考えられるが、あくまで も、新規の周波数帯については、新規事業者の利用が目的であることを明確にす べきであり、新規事業者が帯域の大半を優先的に使えるような措置を講じるべき である。

さらに、新規参入については、共同で基地局およびネットワークを整備する選 択肢や途中参加を可能にする措置を講じるべきである。

従って、新規周波数帯は、今後も参入する複数の新規事業者の間で(場合によ っては楽天モバイルも含めて)、空間的かつ時間的に動的(可変)に共有して、こ の帯域を有効利用する措置を検討すべきである。

【個人】

6-5 | 5. 災害の長期化に対してしなやかな耐性を持つネットワーク構築を促進する措 置の必要性

本意見募集は、令和2年度携帯電話及び全国 BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)

【概要】

近年の大規模災害が多発し復旧まで長期化している問題にくわえ、首都直下地 震・東南海地震が迫っている問題も踏まえて、大規模災害に伴う通信障害の長期 化を緩和するような、有効な措置を講じるべきである。

【詳細内容】

近年の大規模災害が多発し復旧まで長期化している問題にくわえて、政府は、首都直下地震および東南海地震が迫っているとして対策を求めている。

近年の大規模災害では、送電線網の停電から復旧まで長期間におよぶことがある。その場合、携帯電話のネットワークは、予備電源の蓄電池または燃料は有限であるため、使い切った後は、通信が全くできない状態が継続する問題が発生している。

そして、復旧までの間は、人命救助への影響、被害の拡大、二次的・三次的被害の発生が懸念される状態が続くこととなる。

この問題については、携帯電話のネットワークは、大規模災害の発生時でも、 少なくとも、必要最低限の機能だけでも、継続して維持または自己回復できる措 置を促進すべきである。

その一例として、災害時の送電線網の電源喪失が長期間に及び、有限の予備電源を使い切った場合でも、携帯電話基地局やそのネットワークの電源が、近隣の家屋や事業所等の再生可能エネルギーによる分散電源に接続していれば、電源が無制限に自己供給されるため、一時的であっても(例えば、日照時間帯だけでも)、また、一部の基地局であっても、さらに、連絡が取れる程度の最低限の通信環境が維持されるだけでも、通信障害の影響を大きく緩和することができる。

災害の長期化の影響を緩和できるよう、分散電源への接続など自己回復機能を 有する等のしなやかなさを持ったネットワーク構築を促進する措置を講ずるべき である。

【個人】

ただきます。

6-6 6. SDGsおよびESGに対する取り組みへの評価を反映する措置

【概要】

携帯電話事業の競争促進の結果として、弱い所へのしわ寄せが行き、社会に歪が蓄積されることがあってはならない。

このような問題を事前に防止するためにも、周波数割り当ての審査では、携帯電話各社のSDGsおよびESGに対する取り組みへの評価にくわえて、過去の行政処分および刑事処分、さらには、民事事件における違法行為等に対して、十分な抑止

に係る意見募集であることから、いただいた御 意見については今後の施策の参考とさせてい ただきます。

本意見募集は、令和2年度携帯電話及び全国 BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案) に係る意見募集であることから、いただいた御 意見については今後の施策の参考とさせてい

無

効果を有する程度の厳しい措置を講ずる必要がある。

【詳細内容】

まず、冒頭に、首相官邸ないし総務大臣が述べる携帯電話事業の新規参入促進、競争促進、値下げ促進が、何のためであるかを再確認すべきである。

そのうえで、携帯電話事業の競争促進の結果として、弱い所へのしわ寄せが行き、環境問題や人権問題(とりわけ雇用問題や労働環境等)が生じるような、社会の歪が蓄積されるような事があっては本末転倒であり、事前に防止するよう措置を講じるべきである。

とりわけ、競争促進の結果として、立場の弱い下請業者や従業員(労働者)、さらには、消費者へのしわ寄せが行くことがあってはならない。

既に、実際に、大手携帯電話事業者では、傘下のショップでの不適正な行為が 表面化しており、また、基地局建設においては、文化財を破壊する問題行為を起 こしている。

くわえて、若年従業員の多いコールセンター等の雇用形態についても、将来の 社会全体に及ぼす影響を含めて真剣に調査および検討すべきである。

このような諸問題を事前に防止するためには、十分な抑止効果を有する措置が必要である。よって、周波数割り当ての審査では、携帯電話各社のSDGsおよびESGに対する取り組みへの評価にくわえて、過去数年間における行政処分および刑事処分、さらには、民事事件も違法行為等の内容によっては適切に評価したうえで、厳しい措置を講ずる必要がある。

【個人】

6-7 7. 楽天モバイル問題(新たな周波数を割り当てる際に審査すべき内容) 【概要】

新たな周波数の割り当て時の審査では、各携帯電話事業者が、過去に割り当てを受けた周波数を計画通りに問題を起こすことなく運用しているかの評価を行い、それを反映すべきである。

また、前述 6. と重複するが、各携帯電話事業者が、過去数年間において行政 処分および刑事処分、さらには、民事事件で明らかになった違法行為等に対して は、厳しい措置を講ずる必要がある。

とりわけ、楽天モバイルは、わずか1年半程の間に、極めて多数の行政処分を繰り返し受けている。他にも、楽天モバイルは、詳細は後述のとおり、通話および通信に支障を来すほど、組織体制自体の問題を抱えているため、新たな周波数の割り当て時の審査では、これらの諸問題も評価して反映すべきである。

同時に、先日の楽天における情報漏洩についても、楽天モバイルの契約には楽

本意見募集は、令和2年度携帯電話及び全国 BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案) に係る意見募集であることから、いただいた御 意見については今後の施策の参考とさせてい ただきます。 111:

天IDの取得を必須としている点からも、無関係とはならないため、総務省としても、楽天モバイルユーザーの被害の有無を含めた被害実態の調査を行うべきである。

携帯電話事業は、公共の財産である周波数を利用しており、また、救急や消防等の緊急通報を含めて国民の命にかかわるライフラインであることを踏まえれば、なおさら、新規周波数付与においても、問題を繰り返さないように厳しい措置を講じたうえで、継続して是正するようにチェックを行うべきである。

【詳細内容】

(1) これまでの携帯電話事業において申請した計画の遵守および問題行為に対する措置の必要性

これまでの周波数割り当ての前提となった各通信事業者の開設計画等を含めた 遵守事項が、守られていないケースが多々見受けられる。このような事態を管理・監督・指導する行政機関である総務省が、事実上、黙認している現状では、消費者の便益と全国の周波数という貴重な国の資産をおろそかにしており、また、周波数の割り当て時の評価についても、公平かつ公正な評価とは到底言い難いと判断されるべきである。

このような問題を事前に防止するためにも、新たな周波数の割り当て時の審査では、各携帯電話事業者が、過去に割り当てを受けた周波数を計画通りに問題を起こすことなく運用しているかの評価を行い、それを反映すべきである。

くわえて、電波税を利用した競争促進および問題防止措置についても検討すべきである。具体的には、問題があった場合には、電波税を上乗せするペナルティーを科す一方、エリアの前倒や新規参入への協力等(例えば基地局提供等)の貢献した点については優遇措置講ずる等の有効な措置を検討すべきである。

また、行政処分および刑事処分、さらには、民事事件で明らかになった違法行為等に対しては、なおさら、厳しい措置を講ずる必要がある。

(2) 楽天モバイル問題について

とりわけ、直近の楽天モバイルは、いくら新規参入事業者である点を踏まえても、ここ1年半程の短期間の間に、繰り返し極めて多数の行政処分を受けており、管理・監督・指導する行政機関である総務省は、これまでの影響はもちろんのこと、このような悪しき前例を作ったことによる今後への影響等も含めて、深刻に捉えるべきである。

この他にも、その大規模通信障害については、トップである三木谷氏が、携帯電話事業を始めるにあたって「起こりえない」と、事実とは異なる説明を繰り返

し公言していた問題もあり、さらには、現在も通信および通話が繋がらないトラブル時に、ユーザーがカスタマーサポートへ連絡しても全く繋がらない状態が続くうえ、復旧や改善の目途について尋ねても「当社では回答していない」といった不適正な対応を続けている問題もある。

(なお、楽天モバイルの通信エリアや通信品質の問題については、整備中であるため、ある程度は仕方ないので、そのこと自体を問題視しているわけではない。)

(3) 国民の命にかかわる公共インフラである位置づけの再確認の必要性

上述5. と重複するが、携帯電話事業は、公共の財産である周波数を利用しており、また、救急や消防等の緊急通報を含めて国民の命にかかわるライフラインであることを再確認すべきでる。

とりわけ、前術の楽天モバイルが、通信および通話が繋がらないトラブル時 に、カスタマーサポートがほぼ機能していない企業体制の問題を抱えている点に ついては、平時でこのような問題を状態である事からすれば、大規模災害時の混 乱と被害の拡大が懸念される。

首都直下地震や東南海地震等の大規模災害の際には、本来は助かる多くの命が 助からなくなる事も懸念にくわえ、被害の拡大、二次または三次災害へと繋がり かねない。

総務省および専門家の委員会は、楽天モバイルの諸問題を事実上の黙認を続けていることで、その尻ぬぐいをするのは、ユーザーである国民およびそれを救助する救急や消防といった行政機関の現場職員であることを確認すべきである。

もし、このような楽天モバイルの現状に対して是正を求めないのであれば、楽 天モバイルを含むMNOとMVNOそれぞれに対して、どこまでライフラインとしての責 務やユニバーサルサービスとしての機能を求めるのかを検討すべきであり、少な くとも国民にその旨を十分に周知する等の措置を講ずるべきである。

【個人】

6-8 8. 楽天モバイルが計画する低軌道衛星も用いた携帯電話サービスについて 低軌道衛星をもちいた携帯電話サービスについては、個人的には、とても興味 があり、応援したい。

しかし、人工衛星が低軌道とは言え、自国内に他国が所有し他国が管理する基 地局を建てることに等しいものである。

いくら同盟国であっても、携帯電話として無意識に接続するものであれば、なおさら、ユーザーのプライバシー、企業や国家の機密を含めた安全保障、事件や 事故の捜査や是正措置を含めた行政の関与など、多くの課題があるため、楽天の 本意見募集は、令和2年度携帯電話及び全国 BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案) に係る意見募集であることから、いただいた御 意見については今後の施策の参考とさせてい ただきます。 無

| 2 | 0 |
|---|---|
| J | O |

計画に行政の都合で支障が出ないためにも、今の段階から課題を抽出したうえで、公の場で議論すべきである。

【個人】

令和3年2月2日

日本放送協会令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画に

付する総務大臣の意見

(令和3年2月2日 諮問第6号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、大出係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(望月課長補佐、中野係長)

電話:03-5253-5778

日本放送協会令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見 (案)

日本放送協会(以下「協会」という。)は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たすとともに、スリムで強靱な組織となることを目指し、徹底的な取組を行うことが求められている。

協会の令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画については、230億円の事業収支 差金の赤字を見込んでいるところ、引き続き経営のスリム化に徹底的に取り組むとともに、 受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を進めることにより、収支均衡を早期に 確保することが求められる。

「NHK経営計画(2021-2023年度)」(以下「中期経営計画」という。)で示された「事業規模の一割にあたる700億円程度」を還元の原資として、「衛星波の削減を行う2023年度に受信料の値下げを行う方針」については、衛星付加受信料を含め、受信料引下げの内容を早期に具体化することが望まれる。

さらに、協会の在り方について、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革に不断に取り組むことが求められる。

また、特に下記の点について配意すべきである。

1 国内放送番組の充実

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。
- 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細やかな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びこれを補完するインターネットを適切に使用すること。
- 少子高齢化や過疎化の進行等様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らしなどそれぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの充実並びに国内外に向けた積極的発信に一層努めること。
- 〇 字幕放送、解説放送及び手話放送については、総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道や国会中継、地域放送局における字幕放送や手話放送などの一層の充実に取り組むこと。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた

手話アニメーションの自動生成技術等、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴覚障害者向け放送サービスの普及に関する研究を一層推進すること。

- 第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)の放送に当たっては、民間放送事業者と十分に意思疎通を図りながら実施し、国民・視聴者の関心に的確に応えるとともに、我が国及び地域の魅力を世界に発信することにより、大会の成功に貢献するよう努めること。
- 2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化
- 〇 我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域 及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。とりわけ、国が費用を負担して行う国際放送については、新型コロナウイルス感染症に関する 国内の最新の状況に留意しつつ、これら諸点の発信の充実に努めることが期待される。 今後、東京2020大会、2025年日本国際博覧会等を控え、我が国に注目・関心が 一層集まることも踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させる とともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう国 際放送のより一層の充実・強化を図ること。
- 〇 特に、「NHKワールド JAPAN」に関し、認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的指標を早期に設定し、当該指標に基づいたPDCAサイクルの強化に努めるとともに、海外の既存送信網の見直しに伴い我が国の情報発信力が低下することのないよう留意すること。また、国内においても、訪日外国人の視聴拡大に向けた取組を関係者と連携しながら進めること。
- 〇 地方創生、経済成長及び国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めるとともに、地上デジタル放送日本方式の採用国における円滑なデジタル放送への移行に向けた支援等に取り組むこと。
- 3 4 K放送の飛躍的拡大、8 K技術の多様な分野での利活用及びインターネット活用業務に関する関係者間連携等
- 平成30年12月に開始された新4K8K衛星放送については、その早期かつ円滑な普及に向けて、引き続き、コンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を行うこと。 具体的には、4K放送については、東京2020大会の機会を捉え、他の放送事業者、 受信機メーカー等の関連団体・事業者との連携の下、視聴方法やサービス内容に関する 国民・視聴者への情報提供を適切に行うことにより、その飛躍的な拡大に向けて、公共 放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。また、8K技術については、医療、教 育等放送以外の分野での利活用等に努めること。
- 〇 インターネット活用業務については、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に 実施されるよう、令和3年1月に認可した実施基準に従って、認可条件を踏まえ、適正 な規模の下で節度をもって事業を運営すること。
- インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体

化を図ること。

- 地方向け番組の配信について、効率的な配信方法の検討・検証を踏まえて具体的な計画を明らかにし、当該配信の充実に努めるとともに、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に引き続き努めること。
- 〇 「NHKオンデマンド」を含む有料インターネット活用業務勘定については、令和元年度末時点で約67億円の繰越欠損金が計上されていることから、引き続き収支の改善に努めること。

4 経営改革の推進

- 〇 衛星波については、中期経営計画で示された「2023年度中に2Kのうち1波を削減」するという点を着実に実施すること。また、音声波についても、中期経営計画で示された「2025年度に現在の3波から2波へ整理・削減する方向で検討」するという点に関し、その具体的な計画を早期に明らかにし、国民・視聴者への丁寧な周知に努めること。
- 〇 子会社の利益剰余金が令和元年度末時点で958億円になっていることを踏まえ、「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」(令和元年9月6日公表)等に基づき、子会社に適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に適切に還元されるよう努めること。
- 子会社等の在り方をゼロベースで見直す抜本的な改革については、中期経営計画で示された「子会社をはじめとした全体の規模を縮小するとともに団体の数を削減」するという点に関し、その具体的な内容を早期に明らかにするとともに、高止まりしている「随意契約比率」の引下げに向けて徹底的に取り組むこと。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、関連団体への業務委託についての透明性・適正性の向上、外部制作事業者の活用等、従来指摘してきた事項について、取組を着実かつ徹底的に進めること。なお、外部制作事業者の活用に当たっては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版)(令和2年9月30日公表)に従って、適正な製作取引の確保に努めること。
- これまで、不正経理・着服や受信契約者の個人情報の漏えい等の不祥事が発生したことは、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものであると言わざるを得ない。引き続き、再発防止に向け、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組み、不祥事の根絶に努めるとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保・徹底すること。
- 〇 平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなられた ことを重く受け止め、引き続き、適正な労務管理や不断の「働き方改革」に徹底して取 り組むこと。とりわけ、平成29年12月に協会が自ら定めた「NHKグループ働き方 改革宣言」について、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果た しながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むこと。

- 女性職員の採用及び役員(経営委員を除く。以下同じ。)・管理職への登用を積極的に拡大するとともに、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、必要に応じて新たな目標を設定しつつ、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録など協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。
- 5 受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組等
- 営業経費については、引き続き見直しを実施し、削減を図っていくこと。また、「訪問によらない営業」への転換については、その効果について検証を着実に実施し、検証結果を踏まえて不断に見直しを行うとともに、営業活動の一層の合理化・効率化に向けて、日本郵便との連携等、新たな方策に積極的かつ早期に取り組むこと。
- 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共 放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の 締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。
- 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた苦情等も踏まえ、引き続き、委託先の業務の実態を適切に把握し、必要に応じて是正を指導するなど、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制について、不断に点検及び見直しを行うこと。
- 〇 令和3年度は支払率が80%に低下することが見込まれているところ、受信料の適正 かつ公平な負担の徹底に向けて、未契約者及び未払者対策を着実に実施し、支払率の向 上に全力を挙げること。
- 6 大規模災害に対応するための公共放送の機能の強靱化等
- 令和2年7月豪雨等の大規模災害が引き続き発生していることも踏まえ、引き続き、 ニュースや番組の充実等を通じて、被災地の復旧・復興への取組を支援すること。
- 大阪拠点放送局をはじめ、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害 に備えた公共放送の機能の地方分散と強靱化を図るとともに、災害対策基本法等に定め る指定公共機関として、国民の安全・安心を守るため、その役割を十分に果たすよう努 めること。
- 〇 東京2020大会、2025年日本国際博覧会等を控える中、サイバーセキュリティ 基本法に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に 万全を期すこと。
- 地域の放送ネットワークの維持・管理に当たっては、民間放送事業者との連携・協力 について具体化を促すための適切な協議の場を設けることも含め、一層積極的に実施し ていくこと。
- 7 放送センターの建替
- 放送センターの建替については、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計

画の抜本的な見直し」という点に関し、その具体的な内容を早期に明らかにするととも に、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。

- 投資削減は総資産、減価償却費の圧縮に寄与することに重々留意し、新放送センター、 各地の地域放送会館その他全般にわたり、中期経営計画で示された「設備のシンプル化・ 集約化・クラウド化」による「保有設備の削減」を着実に実施すること。
- 新放送センター及び地域放送会館その他の建設費の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を受信料引下げの原資に充てること。
- 8 新型コロナウイルスの感染拡大への対応
- 協会が自ら令和2年3月24日に公表した行動指針等に基づき、引き続き、国民・視聴者への正確かつ迅速な情報の提供や国内の正しい情報を世界へ発信すること等に努めるとともに、協会自身が公共放送としての社会的使命を十全に果たしていくため徹底した対策を講じること。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を見極め、受信料の引下げを実現することにより、 家計の負担軽減に資するよう努めること。また、受信料の支払いが困難になった者への 対応について、引き続き、適切に検討すること。